

資 料 編

〔防災協力機関・団体関係〕

○防災関係機関連絡先一覧

第1 村

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
鳴沢村役場	鳴沢村1575	0555-85-2311
鳴沢村教育委員会	鳴沢村1575	0555-85-2606
鳴沢村社会福祉協議会	鳴沢村11584	0555-85-5008
鳴沢村保健センター	鳴沢村1584	0555-85-2311
鳴沢保育所	鳴沢村1553	0555-85-2481
鳴沢小学校	鳴沢村1585	0555-85-2015
河口湖南中学校	河口湖町船津1164	0555-72-1142
鳴沢村民体育館	鳴沢村8531-95	0555-85-2861 (公衆電話)
鳴沢村武道館	鳴沢村8531-95	0555-85-2700 (公衆電話)
鳴沢村屋内テニスコート場	鳴沢村8531-100	0555-85-3617 (公衆電話)
河口湖消防署西部出張所	鳴沢村8532-23	0555-85-2119
鳴沢警察官駐在所	鳴沢村3759-1	0555-85-2110

第2 県関係出先機関

	機 関 名	所 在 地	電話番号	郵便番号
中北地域	中北地域県民センター	韮崎市本町4-2-4	0551-23-3051	407-0024
	中北保健福祉事務所	甲府市太田町9-1	055-237-1381	400-8543
	中北保健福祉事務所 峡北支所	韮崎市本町4-2-4	0551-23-3074	407-0024
	中北林務環境事務所	韮崎市本町4-2-4	0551-23-3087	407-0024
	中北農務事務所	韮崎市本町4-2-4	0551-23-3077	407-0024
	中北建設事務所	甲府市貢川2-1-8	055-224-1660	400-0065
	中北建設事務所 峡北支所	韮崎市本町4-2-4	0551-23-3061	407-0024
峡東地域	峡東地域県民センター	甲州市塩山上塩後1239-1	0553-20-2700	404-8601
	峡東保健福祉事務所	山梨市下井尻126-1	0553-20-2750	405-0003
	峡東林務環境事務所	甲州市塩山上塩後1239-1	0553-20-2720	404-8601
	峡東農務事務所	甲州市塩山上塩後1239-1	0553-20-2706	404-8601

	峡東建設事務所	甲州市塩山上塩後1239-1	0553-20-2710	404-8601
峡南地域	峡南地域県民センター	南巨摩郡富士川町鯉沢771-2	0556-22-8130	400-0692
	峡南保健福祉事務所	南巨摩郡富士川町鯉沢771-2	0556-22-8145	400-0601
	峡南林務環境事務所	西八代郡市川三郷町高田字大正111-1	055-240-4140	409-3606
	峡南農務事務所	西八代郡市川三郷町高田字大正111-1	055-240-4135	409-3606
	峡南建設事務所	西八代郡市川三郷町高田字大正111-1	055-240-4123	409-3606
富士・東部地域	富士・東部地域県民センター	都留市田原3-3-3	0554-45-7800	402-0054
	富士・東部保健福祉事務所	富士吉田市上吉田1-2-5	0555-24-9032	403-0005
	富士・東部林務環境事務所	都留市田原3-3-3	0554-45-7810	402-0054
	富士・東部農務事務所	都留市田原3-3-3	0554-45-7830	402-0054
	富士・東部建設事務所	大月市大月町花咲1608-3	0554-22-7810	401-0015
	富士・東部建設事務所 吉田支所	富士吉田市上吉田1-2-5	0555-24-9050	403-0005
東京事務所	東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館13階	03-5212-9033	102-0093	
甲府警察署	甲府市中央1-10-1	055-232-0110	400-0032	
南甲府警察署	甲府市中小河原町404-1	055-243-0110	400-0854	
南アルプス警察署	南アルプス市十五所759-2	055-282-0110	400-0305	
韮崎警察署	韮崎市本町3-5-10	0551-22-0110	407-0024	
北杜警察署	北杜市長坂町長坂上条2575-79	0551-32-0110	408-0021	
鯉沢警察署	南巨摩郡富士川町最勝寺1306	0556-22-0110	400-0502	
南部警察署	南巨摩郡南部町南部9335-1	0556-64-3301	409-2212	
市川警察署	西八代郡市川三郷町市川大門580-3	055-272-0110	409-3601	
笛吹警察署	笛吹市石和町市部555	055-262-0110	406-0031	
日下部警察署	山梨市北261	0553-22-0110	405-0041	
塩山警察署	甲州市塩山熊野105	0553-32-0110	404-0036	
都留警察署	都留市下谷3-2-18	0554-45-0110	402-0051	
富士吉田警察署	富士吉田市松山5-10-13	0555-22-0110	403-0016	
大月警察署	大月市大月町真木197-3	0554-22-0110	401-0016	
上野原警察署	上野原市上野原3819	0554-63-0110	409-0112	

第3 指定行政機関

機関名	防災担当課	所在地	電話番号	郵便番号
内閣官房	内閣官房 副長官補	東京都千代田区永田町1-6-1	03-5253-2111	100-8968
内閣府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田町1-6-1	03-5253-2111	100-8914
	政策統括官付参事官 (防災総括担当)	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5253-2111	100-8972
国家公安委員会 警察庁	警備局警備課	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-3581-0141	100-8974
防衛庁	運用局運用課	東京都新宿区市谷本村町5-1	03-3268-3111	162-8801
金融庁	総務企画局 総務課	東京都千代田区霞が関3-2-1	03-3506-6000	100-8967

消費者庁	総務課	東京都千代田区永田町2-11-1	03-3507-8800	100-6178
総務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-5111	100-8926
法務省	大臣官房秘書課 広報室	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3508-4111	100-8977
外務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関2-2-1	03-3580-3111	100-8919
財務省	大臣官房審議官室	東京都千代田区霞が関3-1-1	03-3581-4111	100-8940
文部科学省	大臣官房文教施設部 施設企画課	東京都千代田区丸の内2-5-1	03-5253-4111	100-8959
文化庁	長官官房政策課	東京都千代田区霞が関3-2-2	03-5253-4111	100-8959
厚生労働省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5253-1111	100-8916
農林水産省	経営局経営政策課	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-3502-8111	100-8950
経済産業省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1511	100-8901
資源エネルギー 庁	長官官房総合政策課	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1511	100-8931
中小企業庁	長官官房広報相談室	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1511	100-8912
国土交通省	河川局防災課	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8458	100-8918
国土地理院	企画部	茨城県つくば市北郷1番	0298-64-1111	305-0811
気象庁	総務部企画課	東京都千代田区大手町1-3-4	03-3212-8341	100-8122
海上保安庁	警備救難部 環境防災課	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-3591-6361	100-8918
環境省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-3581-3351	100-8975
原子力規制委員 会	原子力規制庁 原子力防災課	東京都港区六本木1-9-9	03-3581-3352	106-8450
防衛省	運用局運用課	東京都新宿区市谷本村町5-1	03-3268-3111	162-8801

第4 指定地方行政機関

機 関 名	防災担当課	所 在 地	電話番号	郵便番号
関東農政局 (甲府地域センター)	農政推進グループ 食品産業チーム	甲府市丸の内1-1-18	055-254-6055	400-0031
関東森林管理局 (山梨森林管理事務所)	総務班	甲府市宮前町7-7	055-253-1336	400-0021
東京管区气象台 (甲府地方气象台)	防災業務課	甲府市飯田4-7-29	055-222-9101	400-0035
国土交通省甲府河川国道事務所	河川管理課	甲府市緑ヶ丘1-10-1	055-252-8888	400-8578

第5 指定公共機関

機 関 名	防災担当課	所 在 地	電話番号	郵便番号
東日本旅客鉄道株式会社 (甲府地区センター)		甲府市丸の内1-1-8	055-231-2060	400-0031
東日本電信電話株式会社 (山梨支店)	設備部災害対策室	甲府市朝気3-21-15	055-237-0569	400-0862
㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ (山梨支店)	ネットワーク部	甲府市丸の内2-31-3	055-236-1321	400-0031
日本赤十字社(山梨県支部)	事業推進課	甲府市池田1-6-1	055-251-6711	400-0062
日本放送協会(甲府放送局)	放送部	甲府市丸の内1-1-20	055-255-2113	400-0031

中日本高速道路株式会社 (八王子支社)	企画統括チーム	東京都八王子市宇津木町231	042-363-1171	192-8648
日本通運株式会社 (山梨支店)	総務課	甲府市丸の内2-26-1	055-224-4102	400-0031
東京電力株式会社 (山梨支店)	総務部 総務グループ	甲府市丸の内1-10-7	055-270-5111	400-0031
日本郵便株式会社南関東支社 (鳴沢郵便局)		南都留郡鳴沢村1841-1	0555-85-2001	401-0320

第6 指定地方公共機関

機 関 名	防災担当課	所 在 地	電話番号	郵便番号
株式会社山梨放送	報道部	甲府市北口2-6-10	055-231-3232	400-8525
株式会社テレビ山梨	報道部	甲府市湯田2-13-1	055-232-1114	400-8570
株式会社エフエム富士	放送部	甲府市川田町アリア105	055-228-6969	400-8550
山梨交通株式会社	総務部	甲府市飯田3-2-34	055-223-0811	400-0035
富士急行株式会社	交通事業部	富士吉田市新西原5-2-1	0555-22-7101	403-0017
富士急山梨バス株式会社		富士河口湖町小立4837	0555-72-6877	403-0302
社団法人山梨県トラック協会	総務部	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561	406-0034
ミツウロコ(株)山梨支店		中央市布施1357	055-273-3215	409-3841
富士観光開発(株)生活設備部		南都留郡富士河口湖町船津3 633-1	0555-72-1188	401-0301
清燃料瓦斯		富士吉田市下吉田5134	0555-24-1311	403-0004
吉田瓦斯株式会社	総務グループ	富士吉田市下吉田2475	0555-22-2161	403-0004
一般社団法人日本コミュニティーガス協会関東支部山梨県部会	事務局	甲府市若松町5-4	055-235-6211	400-0866
社団法人山梨県エルピーガス協会		甲府市宝1-21-20	055-228-4171	400-0034
山梨県医師会	総務課	甲府市丸の内2-32-11	055-226-1611	400-8551

第7 市町村

市 町 村 名	所 在 地	電話番号	郵便番号
甲府市	丸の内1-18-1	055-237-1161	400-8585
富士吉田市	下吉田1842	0555-22-1111	403-8601
都留市	上谷1-1-1	0554-43-1111	402-8501
山梨市	小原西955	0553-22-1111	405-8501
大月市	大月2-6-20	0554-22-2111	401-8601
韮崎市	水神1-3-1	0551-22-1111	407-8501
南アルプス市	小笠原376	055-282-1111	400-0395
北杜市	須玉町大豆生田961-1	0551-42-1111	408-0188
甲斐市	篠原2610	055-276-2111	400-0192
笛吹市	石和町市部777	055-262-4111	406-8510
上野原市	上野原3832	0554-62-3111	409-0192
甲州市	塩山上於曾1040	0553-32-2111	404-8501

中央市		臼井阿原301-1	055-274-1111	409-3892
西八代郡	市川三郷町	市川大門1790-3	055-272-1101	409-3601
南巨摩郡	富士川町	天神中条1134	0556-22-3111	400-0592
	早川町	高住758	0556-45-2511	409-2732
	身延町	切石350	0556-42-2111	409-3392
	南部町	福士28505-2	0556-66-2111	409-2192
中巨摩郡	昭和町	押越542-2	055-275-2111	409-3880
南都留郡	道志村	6181-1	0554-52-2111	402-0209
	西桂町	小沼1501-1	0555-25-2121	403-0022
	忍野村	忍草1514	0555-84-3111	401-0592
	山中湖村	山中237-1	0555-62-1111	401-0595
	鳴沢村	1575	0555-85-2311	401-0398
	富士河口湖町	船津1700	0555-72-1111	401-0392
北都留郡	小菅村	4698	0428-87-0111	409-0211
	丹波山村	890	0428-88-0211	409-0305

第8 消防本部

消防本部名	所在地	電話番号	郵便番号
甲府地区広域行政事務組合 消防本部	甲府市伊勢3-8-23	055-222-1190	400-0856
都留市消防本部	都留市上谷2-2-9	0554-43-1119	402-0053
富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部	富士吉田市下吉田1896	0555-22-0119	403-0004
大月市消防本部	大月市大月2-20-5	0554-22-0119	401-0013
峡北広域行政事務組合 消防本部	韮崎市本町4-9-48	0551-22-0119	407-0024
笛吹市消防本部	笛吹市石和町下平井204	055-261-0119	406-0027
峡南広域行政組合 消防本部	西八代郡市川三郷町下大鳥居27	055-272-1919	409-3605
東山梨行政事務組合 東山梨消防本部	甲州市塩山西広門田385	0553-32-0119	404-0037
上野原市消防本部	上野原市上野原758	0554-62-4111	409-0112
南アルプス市消防本部	南アルプス市十日市場897-1	055-283-0119	400-0336

第9 自衛隊

機関名	防災担当課	所在地	電話番号	郵便番号
陸上自衛隊第1特科隊	本部・火力調整幹部	南都留郡忍野村忍草3093	0555-84-3135	401-0593

第10 その他公共的団体

機関名	所在地	電話番号	郵便番号
J Aなるさわ（本所）	鳴沢村711-4	0555-85-2470	401-0320
J Aなるさわ（支所）	鳴沢村711-4	0555-85-2411	401-0320
J Aなるさわ大田和支所	鳴沢村3198	0555-85-2009	401-0320
J A道の駅物産館	鳴沢村8523-63	0555-85-3366	401-0320
山梨県社会福祉協議会	甲府市北新1-2-12	055-254-8610	400-0005
山梨県ボランティア協会	甲府市丸の内2-35-1	055-224-2941	400-0031
富士吉田医師会	富士吉田市緑ヶ丘2-7-21（富士北麓総合医療センター内）	0555-24-3747	403-0013

○応援協定締結機関連絡先一覧

県名	市町村名	郵便番号	住所	電話番号	
山梨県	富士吉田市	〒403-8601	山梨県富士吉田市下吉田 1842 番地	0555-22-1111	
	西桂町	〒403-0022	山梨県南都留郡西桂町小沼 1501-1	0555-25-2121	
	忍野村	〒401-0592	山梨県南都留郡忍野村忍草 1514	0555-84-3111	
	山中湖村	〒401-0595	山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1	0555-62-1111	
	富士河口湖町	〒401-0392	山梨県南都留郡富士河口湖町船津 1700 番地	0555-72-1111	
	鳴沢村	〒401-0398	山梨県南都留郡鳴沢村 1575 番地	0555-85-2311	
	身延町	〒409-3392	山梨県南巨摩郡身延町切石 350	0556-42-2111	
	静岡県	沼津市	〒410-8601	静岡県沼津市御幸町 16 番 1 号	055-931-2500
		三島市	〒411-8666	静岡県三島市北田町 4-47	055-975-3111
富士宮市		〒418-8601	静岡県富士宮市弓沢町 150 番地	0544-22-1111	
富士市		〒417-8601	静岡県富士市永田町 1 丁目 100 番地	0545-51-0123	
御殿場市		〒412-8601	静岡県御殿場市萩原 483 番地	0550-83-1212	
裾野市		〒410-1192	静岡県裾野市佐野 1059 番地	055-992-1111	
長泉町		〒411-8668	静岡県駿東郡長泉町中土狩 828	055-989-5500	
小山町		〒410-1395	静岡県駿東郡小山町藤曲 57-2	0550-76-1111	
芝川町		〒419-0392	静岡県富士郡芝川町長貫 1131-6	0544-65-1111	

県名	団体名	郵便番号	住所	電話番号
山梨県	(社)山梨県建設業協会 都留支部	〒402-0053	山梨県都留市上谷 6-7-29	0554-43-7111

団体名	郵便番号	住所	電話番号
オリックス資源循環株式会社	〒369-1223	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 313	048-582-0871
東日本電信電話株式会社 山梨支店	〒400-0867	山梨県甲府市青沼 1-12-13	
東京電力株式会社山梨支店 大月支社	〒401-0012	大月市御太刀 2-2-14	0555-75-2926
山梨県土地家屋調査士会	〒400-0043	甲府市国母 8 丁目 13-30	055-228-1311
公益社団法人山梨県公共 嘱託登記土地家屋調査士 協会	〒400-0043	甲府市国母 8 丁目 13-30	055-228-1515

○鳴沢村防災会議委員名簿

職名	根拠	氏名等	参考
会長	第3条第2項	鳴沢村長 小林 優	鳴沢村長 渡邊 建一
委員	第3条第5項第1号	甲府河川国道事務所長	関係地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
委員	第3条第5項第2号	富士・東部地域県民センター所長	山梨県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
委員	第3条第5項第3号	富士吉田警察署長	富士吉田警察署長又はその指名する職員
委員	第3条第5項第4号	鳴沢村役場総務課長 鳴沢村役場企画課長 鳴沢村役場税務課長 鳴沢村役場福祉保健課長 鳴沢村役場住民課長 鳴沢村役場振興課長 鳴沢村教育委員会教育課長	村長がその部内の職員のうちから指名する者
委員	第3条第5項第5号	鳴沢村教育委員会教育長	教育長
委員	第3条第5項第6号	鳴沢村消防団長	消防団長
委員	第3条第5項第7号	富士五湖消防本部消防次長	富士五湖消防本部消防長又はその指名する職員
委員	第3条第5項第8号	NTT 東日本災害対策室長 東京電力(株)山梨支店大月支社副支社長 JA なるさわ組合長	関係公共機関又は関係地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
委員	第3条第5項第9号	鳴沢村第一区長 鳴沢村第二区長	その他村長が必要と認め任命する者

○鳴沢村指定給水装置工事事業者一覧

平成20年8月13日現在

指定番号	会社名	代表者名	住所	電話番号
1	三浦住設	三浦 晶	富士河口湖町船津 1384-1	090-3334-9552
2	株式会社 コパヤシ工業	小林 武	富士河口湖町小立 1777-1	0555-72-1168
3	株式会社 中部配管	櫻井 重治	忍野村 2911-1	0555-84-2640
4	鉄建設備	渡辺 鉄兵	鳴沢村 2097	0555-85-2543
5	株式会社 宝督建設	高村 和夫	富士吉田市上吉田 952-4	0555-22-5817
6	富士土木 株式会社	福島 進	富士河口湖町船津 3499-6	0555-73-2222
7	宝榮設備	日向 一成	都留市中津森 73	0554-43-3782
8	株式会社 美沢屋	小林 等	大月市大月町真木 2221	0554-23-0148
9	岡田ポンプ店	岡田 洋一	富士吉田市竜ヶ丘 3-5-8	0555-22-0579
10	有限会社 小佐野設備	小佐野 松雄	富士河口湖町船津 3413-2	0555-72-0823
11	株式会社 一水工業	宮下 照之	富士吉田市上吉田 3718	0555-22-0395
12	有限会社 鐘山設備	宮下 三四二	富士吉田市上吉田 5982	0555-23-5917
13	株式会社 芝弘	山本 慎一	富士吉田市上吉田 3682-4	0555-22-1126
14	渡伊設備工業	渡辺 勲	富士河口湖町小立 1790-2	0555-72-1818
15	丸修設備	渡辺 修一	富士河口湖町大嵐 898-3	0555-82-2798
16	吉田設備 株式会社	瀧 孝実	富士吉田市新西原 2-28-24	0555-24-2311
17	大田和設備	渡辺 岳司	鳴沢村 3390	0555-85-2080
18	荒井設備	荒井 松雄	富士吉田市緑ヶ丘 1-4-2	0555-23-3187
19	めぐみ設備工業	羽田 洋二	富士吉田市小明見 1709	0555-23-0819
20	協栄工業 株式会社	梶原 義美	富士河口湖町船津 3776	0555-72-1154
21	株式会社 ワーム	小林 春夫	富士吉田市松山 1606-2	0555-23-5016
22	有限会社 富士配管	近藤 栄太郎	富士吉田市上吉田 3555	0555-23-3555
23	富士見設備工業	梶原 悦夫	富士河口湖町船津 3111-2	0555-72-0178
24	有限会社 三友設備工業	渡辺 正司	富士河口湖町小立 2051	0555-72-1577
25	有限会社 鐘畑設備工業	渡辺 浩	富士河口湖町小立 2891	0555-72-1338
26	営繕センター三枝	三枝 利通	富士吉田市吉田 6129	0555-22-0510
27	有限会社 志村工業	志村 作史	東八代郡御坂町尾山 326-1	0552-63-1586
28	プラス工業	勝俣 政人	富士吉田市下吉田 2906-11	0555-22-2986
29	有限会社 東豊設備	渡辺 豊人	富士吉田市新西原 2-17-23	0555-22-6398
30	石原設備工業	石原 弘和	富士河口湖町船津 7398	0555-73-1252
31	古谷設備	古谷 和久	富士河口湖町西湖西 3-7	0555-82-2152
32	北稜設備	渡辺 清	富士吉田市下吉田 246	0555-24-2397
33	興和工業 株式会社	中村 嘉邦	富士吉田市上吉田 5594	0555-22-3453

34	有限会社 スマイル設備	石川 和城	富士吉田市上吉田 4590-33	0555-22-7394
35	大博管工	武藤 博	富士吉田市下吉田 5246	0555-22-4863
36	有限会社 ナカミチ	渡辺 貞夫	西桂町倉見 716	0555-25-2248
37	白富設備工業	白須 富作	富士吉田市上吉田 3479-7	0555-23-6309
38	中村設備	中村 一夫	富士河口湖町河口 1597-3	0555-76-8768
39	渡辺工業	渡邊 譲二	富士河口湖町船津 1546-8	0555-73-1661
40	株式会社 大滝工業	滝口 工業	富士吉田市上暮地 6-1-7	0555-23-0850
41	オシノ設備工業	渡邊 太一	忍野村忍草 298	0555-84-2406
42	有限会社 在原工業	在原 進	富士河口湖町勝山 1070-5	0555-83-2120
43	(株) 熱研メンテナンス	古屋 政二	富士河口湖町船津 6601-1	0555-83-5211
44	広瀬設備	広瀬 聡	富士吉田市小明見 1670	0555-23-1218
45	ミレニアム設備	小佐野 清吉	富士河口湖町勝山 4034-1	0555-83-2004
46	横堀住設工業	横堀 治	富士吉田市新西原 2-17-10	0555-23-5852
47	三協設備 株式会社	宮下 弘孝	富士吉田市竜ヶ丘 1-11-26	0555-23-3506
48	鈴木管工	鈴木 勝彦	富士吉田市大明見 762	0555-22-5990
49	白銀設備	白須 英樹	富士吉田市新西原 1-8-3	0555-23-0362
50	勝田設備	勝田 照明	富士吉田市大明見 1713-13	0555-23-0221
51	ミウラ建設 有限会社	三浦 茂	鳴沢村 1746-3	0555-85-2939
52	(有)桑原配管工業所	桑原 勝徳	富士吉田市大明見 77	0555-23-0231
53	宮下設備工業 有限会社	宮下 昭	富士吉田市上吉田 778-22	0555-22-5084
54	有限会社 太陽設備	羽田 尚樹	富士吉田市上暮地 1-21-12	
55	有限会社 野崎設備	野崎 春美	甲府市武田 3-2-23	055-251-7439
56	小俣管工設備 有限会社	小俣 邦男	都留市四日市場 863	0554-45-7120
57	小笠原設備 有限会社	小笠原 一徳	大月市初狩町下初狩 370	0554-25-6717
58	トーエイカンパニー	佐藤 学	鳴沢村 5761-6	
59	時空管工業	東條 武美	甲府市善光寺 2-24-8	055-237-2952

○一般廃棄物収集運搬業・浄化槽清掃業許可業者一覧

許可番号	許可業者名	代表者名	郵便番号	住所	電話番号	車輛登録番号	投入量
鳴住廃第2号	エンタープライズフジ株式会社	渡辺 通明	403-0005	富士吉田市 上吉田 164-11	0555-23-9401	4t 山梨 88 寸 97-67 4t 山梨 100 さ 37-17	全 鳴 沢 域 村
鳴住廃第3号	株式会社 総合リサイクルセン ター黒田	黒田 光秀	403-0003	富士吉田市 大明見 2424	0555-22-2586	2t 山梨 11 そ 73-69	〃
鳴住廃第4号	有限会社 クリーン	中野 貴民	401-0301	南都留郡 富士河口湖町 船津 4620 の 11	0555-72-2836	2t 山梨 88 そ・2-95 2t 山梨 88 寸 89-79	〃
鳴住廃第5号	小佐野商事	小佐野 洋司	401-0310	南都留郡 富士河口湖町 勝山 5004	0555-73-1488 0555-83-2808	4t 山梨 100 さ 17-96 3t 山梨 88 寸 76-68 3t 山梨 88 寸 67-88 2t 山梨 800 さ・5-62 2t 山梨 88 寸 64-07 2t 山梨 44 る 85-62 2t 山梨 44 り 12-80 軽四山梨 40 ぬ・5-95	〃
鳴住廃第6号	有限会社 富士五湖 環境サービス	渡辺 誉士夫	401-0302	南都留郡 富士河口湖町 小立 2325-4	0555-72-3882	2t 山梨 800 さ 26-37	〃
鳴住廃第7号	株式会社 富士環境整備	山田 隆臣	401-0301	南都留郡 富士河口湖町 船津 2045	0555-72-0532 0555-72-1196	3t 山梨 11 そ 18-19 3t 山梨 800 さ 44-97 2t 山梨 800 さ 46-27 軽四山梨 40 せ 72-29	〃
鳴住廃第8号	渡辺 五男	渡辺 五男	401-0320	南都留郡 鳴沢村 3548	0555-85-2313	軽四山梨 40 は 78-28	〃
鳴住廃第9号	境野メンテナンス	渡辺 孝人	401-0320	南都留郡 鳴沢村 7619-17	0555-85-2064	軽四山梨 40 め 12-66	〃
(7条) 鳴住廃 第10号 (35条) 鳴住廃 第15号	有限会社 宮環	内田 克己	401-0302	南都留郡 富士河口湖町 小立字東木船 6052-1	0555-72-6230	3t 山梨 800 さ 19-19 4t 山梨 800 さ 52-27 (予備)	〃
(7条) 鳴住廃 第11号 (35条) 鳴住廃 第16号	小林環境	小林 清美	401-0301	南都留郡 富士河口湖町 船津 2773-2	0555-72-3999	4t 山梨 800 さ 11-05 3t 山梨 800 さ 64-40	〃
(7条) 鳴住廃 第12号 (35条) 鳴住廃 第17号	勝山衛生社	渡辺 一男	401-0310	南都留郡 富士河口湖町 勝山 1099	0555-83-2654	2t 山梨 88 せ 43-85 4t 山梨 800 そ・・・1	〃

(7条) 鳴住廃 第13号 (35条) 鳴住廃 第18号	株式会社 富士環境整備	山田 隆臣	401- 0301	南都留郡 富士河口湖町 船津740	0555-72- 0532	3t 山梨800 さ58-50 10t 山梨800 は・・・10 軽四山梨40 め81-18	”
(7条) 鳴住廃 第14号 (35条) 鳴住廃 第19号	境野メンテナンス	渡辺 孝人	401- 0320	南都留郡 鳴沢村 7619-17	0555-85- 2064	4t 山梨880 そ39-79	”

〔救援施設関係〕

○指定避難所及び指定緊急避難場所一覧

第1 指定避難所

整理番号	名称	住所		連絡先	管理者	連絡先		RC・SRC (RC・SRC含む) コンクリート造 公私	屋内部分 (㎡)	屋内 1人/4㎡ (人)	耐震化の 状況	トイレ	入浴施設	シャワー設備	給食設備	バリアフリー化の 状況	
		郵便番号	町丁目	電話番号		電話	FAX										
1	鳴沢小学校・ 体育館	401- 0320	1585	0555- 85-2015	鳴沢村長	0555- 85-2606	0555- 85-3301	公	400	100	○	○				○	
2	大田和公民 館	401- 0320	3864- 1	0555- 85-2104	鳴沢村長	0555- 85-2606	0555- 85-3301	公 ○	112.9	30	不要	○				○	
3	鳴沢村総合 センター	401- 0320	1451- 21	0555- 85-3300	鳴沢村長	0555- 85-2606	0555- 85-3301	公 ○	421	102	○	○				○	○
4	山道ホール	401- 0320	748-1	0555- 85-3400	鳴沢村長	0555- 85-3083	0555- 85-3018	公	99	30	不要	○				○	○
5	なるさわ富 士山博物館 エポック ホール	401- 0320	8532- 63	0555- 20-5600	鳴沢村長	0555- 85-2312	0555- 85-2461	公	192	48	不要	○					○
6	鳴沢いきや りの湯	401- 0320	8531- 71	0555- 85-3663	鳴沢村長	0555- 85-2312	-	公 ○	93	15	不要	○	○	○			○
7	鳴沢村民体 育館	401- 0320	8531- 95	0555- 85-2861	鳴沢村長	0555- 85-2606	0555- 85-3301	公 ○	600	150	不要	○					
8	村民武道館	401- 0320	8531- 45	0555- 85-2700	鳴沢村長	0555- 85-2700	0555- 85-3301	公 ○	397	96	不要	○					

第2 指定緊急避難場所

整理番号	名称	住所		連絡先	管理者	連絡先		RC・SRC含む コンクリート造 公私	屋外部分 (㎡)	屋外 1人/2㎡ (人)	耐震化の 状況	トイレ	入浴施設	シャワー 設備	給食設備	バリアフリー 化の状況	
		郵便番号	町丁目	電話番号		電話	FAX										
1	鳴沢小学校 グラウンド	401-0320	1585-1	-	鳴沢村長	0555-85-2606	0555-85-3301	公	5,500	2,750	-	○	-	-	-	-	-
2	大田和さくらの里公園	401-0320	3021	-	鳴沢村長	0555-85-3083	0555-85-3018	公	1,600	800	-	○	-	-	-	-	-
3	道の駅なるさわ	401-0320	8532-63	0555-85-3900	鳴沢村長	0555-85-2312	0555-85-2461	公	1,000	500	-	○	-	-	-	-	○
4	わんぱく広場	401-0320	11264-153	0555-85-2287	紅葉台センター ヴィラ管理組合	0555-85-2287	-	私	500	250	-	○	-	-	-	-	-
5	丸紅別荘地公園	401-0320	10445-246	0555-86-3526	丸紅株式会社	0555-86-3526	-	私	800	400	-	-	-	-	-	-	-
6	京王1次別荘テニスコート	401-0320	10443-744	0555-86-3541	京王富士スバル高原別荘地第1次管理組合	0555-86-3541	-	私	2,400	1,200	-	-	-	-	-	-	-
7	京王2次別荘テニスコート	401-0320	10442-753	0555-85-3253	京王富士スバル高原別荘地第2次管理組合	0555-85-3253	-	私	2,500	1,250	-	-	-	-	-	-	-
8	富士観光第3次別荘テニスコート	401-0320	8545-7	0555-86-3211	富士観光開発株式会社	0555-86-3211	-	私	1,400	700	-	-	-	-	-	-	-
9	鳴沢スポーツ広場	401-0320	8531-45	0555-85-3800	鳴沢村長	0555-85-2606	0555-85-3301	公	1,600	800	-	○	-	-	-	-	-

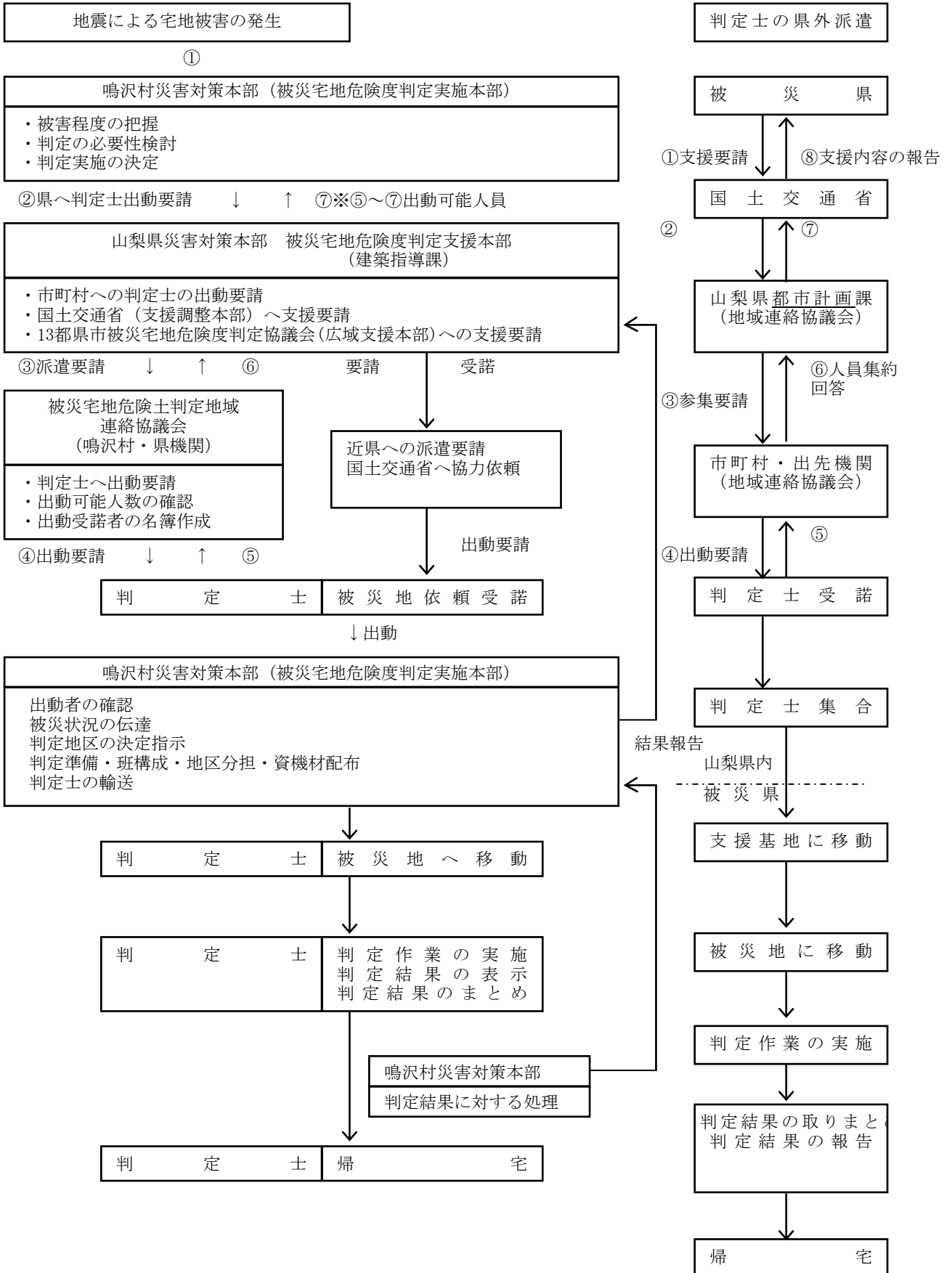
○東海地震事前避難対象地区及び避難場所一覧

地区名	人口	世帯数	指定避難場所	避難ルート	備考
鳴沢区	1623	424	鳴沢小学校	国道及び村道	
鳴沢西区	107	50	道の駅	村道及び私道	
大田和地区	1000	312	大田和公民館	国道及び村道	
富士桜地区	98	49	富士観光(第3次) 京王(1, 2次) 丸紅の各テニスコート	私道	

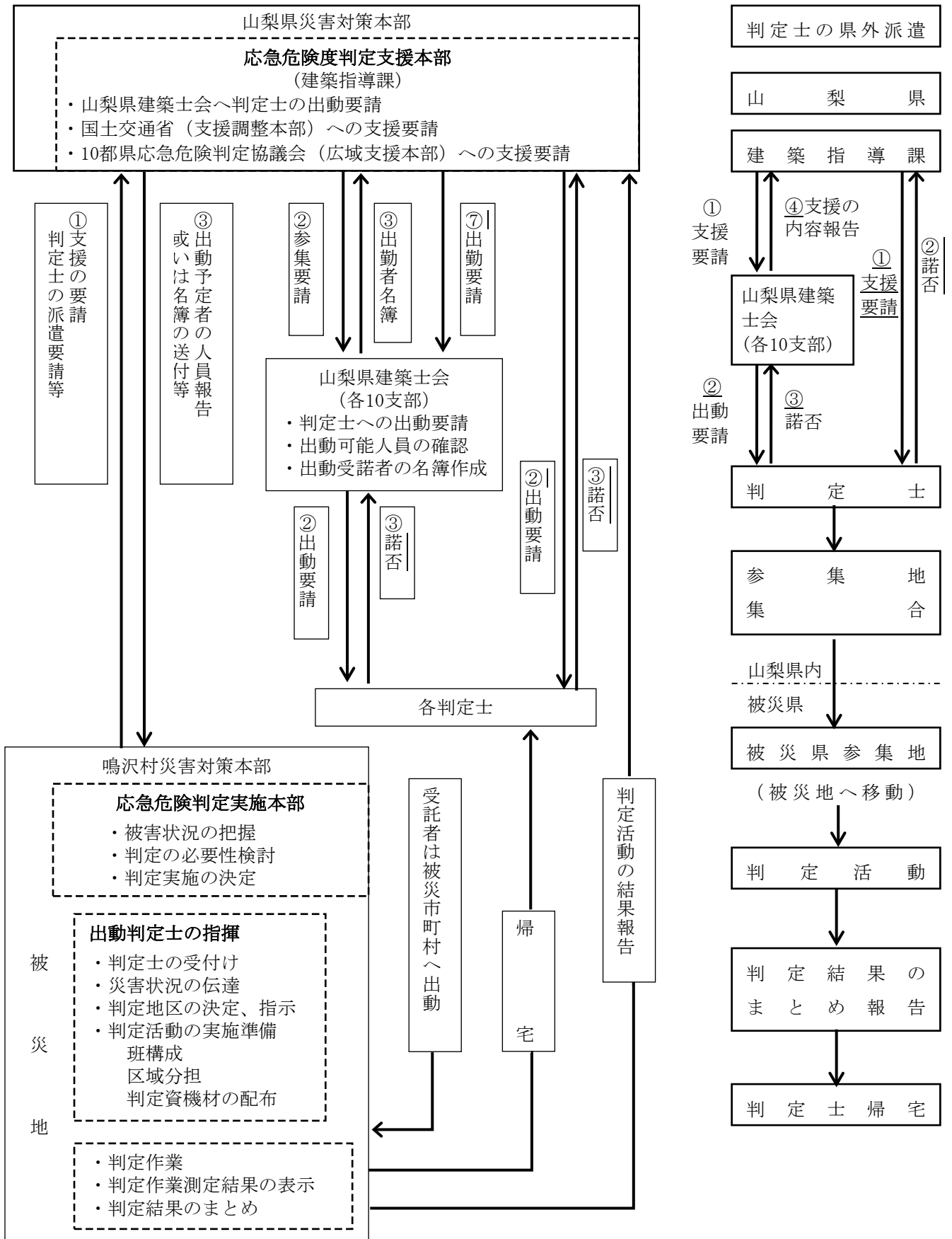
○応急仮設住宅建設候補地一覧

施設名	所在地	電話番号
ジラゴンノ運動場	鳴沢村8532-48	-

○被災宅地危険度判定フロー



○被災建築物 応急危険度判定フロー



○県内医療救援病院一覧

1 病院一覧表

平成24年5月1日現在

番号	保健所	施設名	〒	所在地	電話	FAX	使用許可病床						開設者	診療科目	
							精神	感染症	結核	療養	一般	合計			
1	中北	独立行政法人国立病院機構甲府病院	400-0006	甲府市天神町11-35	055-253-6131	055-251-5597			6		270	276	独立行政法人国立病院機構	内、精、呼、消、循、小、外、整、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、歯、麻	
2		山梨大学医学部附属病院	409-3821	中央市下河東1110	055-273-1111	055-273-7108	40				566	606	国立大学法人山梨大学	内、消内、循内、呼内、糖泌内、腎内、神内、血・腫、精、小、皮、外、乳泌外、消外、心血、呼外、小外、整、脳、形、麻、産婦、泌、眼、頭・耳、放治、放診、歯口、病診	
3		山梨県立中央病院	400-0027	甲府市富士見1-1-1	055-253-7111	055-253-8011		2	20		649	671	地方独立行政法人山梨県立病院機構	内(呼、消、循、腎、血、内泌)、ア、リ、精、神内、小、外、整、形、脳、心血、小外、皮、泌、産、婦、眼、耳、麻、リハ、放診、放治、病診、臨検、救、歯口	
4		市立甲府病院	400-0832	甲府市増坪町366	055-244-1111	055-220-2650		6			402	408	甲府市	内、呼内、消内、循内、腎内、内泌内、糖内、神内、精、小、外、消外、乳外、内泌外、呼外、整、形、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放診、放治、病診、麻、歯口	
5		社会保険山梨病院	400-0025	甲府市朝日3-8-31	055-252-8831	055-253-4735					194	194	全国社会保険協会連合会	内、神内、呼内、消内、循内、外、整、呼外、心血、皮、肛外、婦、耳、リハ、放、麻、血内、内泌代、消外、乳外、病診、リ、脳	
6		山角病院	400-0007	甲府市美咲1-6-10	055-252-2219	055-251-3486	252					252	医療法人山角会	精、神内、内	
7		武川病院	409-3852	昭和町飯喰1277	055-275-7311	055-275-4562					45	45	医療法人武川会	内、消、外、整、皮、泌、肛、放、麻、呼外、心血、循	
8		医療法人小宮山会 貢川整形外科病院	400-0066	甲府市新田町10-26	055-228-6381	055-228-6550					53	53	医療法人小宮山会	整、リハ、麻	
9		湯村温泉病院	400-0073	甲府市湯村3-3-4	055-251-6111	055-251-3579				29	161	190	医療法人八香会	内、整、脳、リハ、歯	
10		甲府城南病院	400-0831	甲府市上町753-1	055-241-5811	055-241-8660					224	74	298	医療法人慈光会	内、呼内、消内、循内、脳、呼外、心血、リハ、放
11		赤坂台病院	400-0111	甲斐市竜王新町2150	055-279-0111	055-279-3912				52	48	100	医療法人甲療会	内、神内、消内、循内、リハ、麻	
12		竜王リハビリテーション病院	400-0114	甲斐市万才287	055-276-1155	055-279-3751					118	118	医療法人仁和会	内、消、胃内、循、リ、リハ、神内	
13		城東病院	400-0861	甲府市城東4-13-15	055-233-6411	055-233-6409					236	236	医療法人慶友会	内、循、リハ	
14		甲府脳神経外科病院	400-0805	甲府市酒折1-16-18	055-235-0995	055-226-9521					70	70	医療法人篠原会	神内、脳、歯、歯口、放、リハ	
15		甲府共立病院	400-0034	甲府市宝1-9-1	055-226-3131	055-226-9715					283	283	(社)山梨勤労者医療協会	内、神内、呼内、消内、循内、糖内、腎内、透内、小、外、整、呼外、消外、乳外、心血、小外、泌、産婦、眼、耳、リハ、放診、歯、歯口、麻、精、救、病診、臨検	
16		住吉病院	400-0851	甲府市住吉4-10-32	055-235-1521	055-235-1507			315			315	公益財団法人住吉借成会	精、神	

番号	保健所	施設名	〒	所在地	電話	FAX	使用許可病床						開設者	診療科目	
							精神	感染症	結核	療養	一般	合計			
17	中北	公益財団法人リヴィーズHANAZONOホスピタル	400-0001	甲府市和田町2968	055-253-2228	055-253-8257		234				234	公益財団法人リヴィーズ	精、神	
18		三枝病院	400-0111	甲斐市竜王新町1440	055-279-0222	055-279-3042					116	116	医療法人社団慈成会	内、呼、胃、循、小、放	
19		恵信甲府病院	400-0814	甲府市上阿原町338-1	055-223-7333	055-223-7337				150		150	医療法人恵信会	内、外	
20		りほく病院	407-0106	甲斐市岩森1111	0551-28-8820	0551-28-8830				92		92	医療法人恵信会	内、外、リハ	
21	峡北	山梨県立あけぼの医療福祉センター	407-0046	韮崎市旭町上條南割33-13-1	0551-22-6111	0551-22-7890				98		98	山梨県	小、整、泌、歯、リハ、皮	
22		山梨県立北病院	407-0046	韮崎市旭町上條南割33-14-13	0551-22-1621	0551-23-0672	200					200	地方独立行政法人山梨県立病院機構	精、	
23		韮崎市国民健康保険韮崎市立病院	407-0024	韮崎市本町3-5-3	0551-22-1221	0551-22-9731				34	141	175	韮崎市	内、呼内、消内、循内、糖内、代内、小、外、呼外、消外、乳外、整、皮、泌、産、婦、眼、耳、リハ、放、麻	
24		北杜市立甲陽病院	408-0034	北杜市長坂町大八田39-54	0551-32-3221	0551-32-7191		4			32	86	122	北杜市	内、外、循内、消内、肝・消内、糖泌内、神内、透内、消外、整、小、皮、泌、眼、リハ、脳
25		北杜市立塩川病院	408-0114	北杜市須玉町藤田773	0551-42-2221	0551-42-2992				54	54	108	北杜市	内、外、循内、消内、呼内、腎内、透内、整、小、皮、泌、眼、リハ、放	
26		韮崎東ヶ丘病院	407-0175	韮崎市穂坂町宮久保12-16	0551-22-0087	0551-22-8474	99				48		147	医療法人韮崎東ヶ丘病院	精、老神、リハ、心内
27		韮崎相互病院	407-0024	韮崎市本町1-16-2	0551-22-2521	0551-23-0477				26	39	65	医療法人聴心会	内、循内、リ、外、形、整、リハ、小外、透内、消外	
28		医療法人南山会 峡西病院	400-0405	南アルプス市下宮地42-1	055-282-2151	055-284-4886	251						251	医療法人南山会	精、老神
29		宮川病院	400-0211	南アルプス市上今諏訪1750	055-282-1107	055-282-1108					41		41	医療法人弘済会	内、消、外、整
30		巨摩共立病院	400-0301	南アルプス市桃園340	055-283-3131	055-282-5614					48	103	151	(社)山梨勤労者医療協会	内、神内、呼内、消内、循内、小、外、整、眼、リハ、歯、小歯、矯、歯口、透内
31		高原病院	400-0422	南アルプス市荊沢255	055-282-1455	055-284-3877					42		42	医療法人高原会	内、消、循
32		医療法人徳洲会 白根徳洲会病院	400-0213	南アルプス市西野2294-2	055-284-7711	055-284-7721					54	145	199	医療法人徳洲会	内、外、整、小、婦、リハ、放、循、脳、耳、麻、皮、歯口、神内
33		峡東	山梨市立牧丘病院	404-0013	山梨市牧丘町窪平302-2	0553-35-2025	0553-35-4434					30	30	山梨市	内、小、外、整
34			甲州市立勝沼病院	409-1316	甲州市勝沼町勝沼950	0553-44-1166	0553-44-2906					51	51	甲州市	内、外、整、皮、泌、婦、眼、耳、リハ
35	加納岩総合病院		405-0018	山梨市上神内川1309	0553-22-2511	0553-23-1872					160	160	社会医療法人加納岩	内、循内、呼内、神内、消内、糖内、腎内、外、消外、血、整、形、脳、皮、泌、婦、眼、麻、耳、リハ	
36	日下部記念病院		405-0018	山梨市上神内川1363	0553-22-0536	0553-22-5064	282						282	社会医療法人加納岩	精、老神
37	財団法人山梨厚生会 山梨厚生病院		405-0033	山梨市落合860	0553-23-1311	0553-23-0168	259	4	18		339	620	財団法人山梨厚生会	内、循内、消内、呼内、腎内、糖内、神内、小、外、肛外、乳外、整、脳、心血、呼外、皮、泌、耳、婦、眼、精、放、麻、リハ、歯、歯口	
38	塩山市民病院		404-0037	甲州市塩山西広門田43-3-1	0553-32-5111	0553-32-5115					60	120	180	財団法人山梨厚生会	内、消、循、小、外、整、脳、呼、皮、泌、眼、耳、婦、リハ、神内、血内、漢内、代内、内泌内、腎内
39	医療法人康麗会 笛吹中央病院		406-0031	笛吹市石和町四日市場47-1	055-262-2185	055-263-5396					150		150	医療法人康麗会	内、外、整、脳、眼、耳、消内、消外、呼内、麻、皮、小、リハ

番号	保健所	施設名	〒	所在地	電話	FAX	使用許可病床						開設者	診療科目
							精神	感染症	結核	療養	一般	合計		
40	峡東	医療法人石和温泉病院	406-0023	笛吹市石和町八田330-5	055-263-0111	055-263-0260				54	139	193	医療法人石和温泉病院	内、神内、外、整、眼、リハ、精、リ
41		甲州リハビリテーション病院	406-0032	笛吹市石和町四日市場2031	055-262-3121	055-262-3727				91	95	186	医療法人銀門会	内、精、神内、循内、リ、外、整、脳、リハ、歯
42		一宮温泉病院	405-0077	笛吹市一宮町坪井1745	0553-47-3131	0553-47-3434				46	77	123	医療法人桃花会	内、神内、呼内、消内、循内、小、外、整、リハ、歯、糖代内
43		石和共立病院	406-0035	笛吹市石和町広瀬623	055-263-3131	055-263-3136				0	99	99	(社)山梨勤労者医療協会	内、神内、呼、消、循、小、外、整、リハ、放、精
44		山梨リハビリテーション病院	406-0004	笛吹市春日居町小松855	0553-26-3030	0553-26-4569				135		135	社会医療法人加納岩	内、神内、脳、小、整、リハ、
45		春日居リハビリテーション病院	406-0014	笛吹市春日居町国府436	0553-26-4126	0553-26-4366				140	60	200	医療法人景雲会	内、外、整、リハ、放、脳
46		財団法人山梨整肢更生会富士温泉病院	406-0004	笛吹市春日居町小松1177	0553-26-3331	0553-26-3574				162	43	205	財団法人山梨整肢更生会	内、外、整、脳、耳、リハ、神内
47	峡南	峡身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合立飯富病院	409-3423	身延町飯富1628	0556-42-2322	0556-42-3481				26	61	87	身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合	内、精、小、外、整、眼、耳、リハ、歯、放、皮
48		市川三郷町立病院	409-3601	市川三郷町市川大門428-1	055-272-3000	055-272-0937					100	100	市川三郷町	内、小、外、整、皮、泌、眼、耳、リハ、婦
49		社会保険齧沢病院	400-0600	富士川町齧沢340-1	0556-22-3135	0556-22-3884		4			154	158	全国社会保険協会連合会	内、消、外、整、放、小、リハ、脳
50		医療法人財団交道会しもべ病院	409-2942	身延町下部1063	0556-36-1111	0556-36-1556				94		94	医療法人財団交道会	内、外、整、皮、リハ、肛
51		医療法人峡南会峡南病院	400-0601	富士川町齧沢1806	0556-22-4411	0556-22-6553					40	40	医療法人峡南会	内、循内、外、整、肛外、神内
52		公益財団法人身延山病院	409-2531	身延町梅平2483	0556-62-1061	0556-62-1306				30	50	80	公益財団法人身延山病院	内、小、外、整、眼
53	富士東部	国民健康保険富士吉田市立病院	403-0005	富士吉田市上吉田6530	0555-22-4111	0555-22-6995		4		50	250	304	富士吉田市	内、精、神内、呼外、循内、小、外、整、脳、心血、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、麻、形、救、リ
54		山梨赤十字病院	401-0301	富士河口湖町船津剣丸尾6663-1	0555-72-2222	0555-73-1385			6	45	224	275	日本赤十字社山梨県支部	内、呼、循、小、外、整、形、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、麻、心血
55		大月市立中央病院	401-0015	大月市大月町花咲1225	0554-22-1251	0554-22-3765		4		36	183	223	大月市	内、小、外、整、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、麻、リハ、放
56		都留市立病院	402-0056	都留市つる5-1-55	0554-45-1811	0554-45-2467					140	140	都留市	内、小、外、整、脳、形、呼外、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ
57		上野原市立病院	409-0112	上野原市上野原3195	0554-62-5121	0554-63-2469					150	150	上野原市	内、循、小、外、整、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、肛
58		回生堂病院	402-0005	都留市四日市場270	0554-43-2291	0554-43-5595	276					276	医療法人回生堂病院	心内、精、神、放
59		三生会病院	409-0112	上野原市上野原1185	0554-62-3355	0554-63-3676	260					260	公益財団法人三生会	心内、精、神
60		医療法人社団青虎会ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院	402-0005	都留市四日市場188	0554-45-8861	0554-45-8876				25	49	74	医療法人社団青虎会	整、脳、肌、麻、外
合計							1,919	577	50	2,208	6,353	11,107		

※診療科目 内：内科、心内：心療内科、精：精神科、神：神経科、神内：神経内科、呼：呼吸器科、消：消化器科、皮泌：皮膚泌尿器科、皮：皮膚科、
泌：泌尿器科、性：性病科、肛：肛門科、産婦：産婦人科、産：産科、胃：胃腸科、循：循環器科、ア：アレルギー科、リウ：リウマチ科、小：小児科、
外：外科、整：整形外科、婦：婦人科、眼：眼科、耳：耳鼻いんこう科、気：気管食道科、リハ：リハビリテーション科、放：放射線科、形：形成外科、
美：美容外科、脳：脳神経外科、呼外：呼吸器外科、心血：心臓血管外科、小外：小児外科、歯：歯科、矯：矯正歯科、小歯：小児歯科、歯口：歯科口腔外
科、麻：麻酔科

2 救急医療機関一覧表

(救急病院)

平成24年5月1日現在

	保健所	病院群輪番制	施設名	開設者	郵便番号	所在地	電話・FAX	認定期間の開始日	病床数	救急病床数		診療科名	有効期限(3年)
										専用	優先		
1	中北	○	独立行政法人国立病院機構甲府病院	独立行政法人国立病院機構	400-0006	甲府市天神町11-35	TEL:055-253-6131 FAX:251-5597	H23.2.1	276	5	8	内、呼、消、循、小、精、外、整、脳外、産婦、眼、耳、泌、リハ、放、麻	H26.1.31
2		○	山梨県立中央病院	地方独立行政法人山梨県立病院機構	400-0027	甲府市富士見1-1-1	TEL:055-253-7111 FAX:253-8011	H22.4.1	671	16		内、循、小、精、神内、外、整、形、脳外、心外、小、外、産、婦、眼、耳、皮、泌、リハ、放、麻、歯口	H25.3.31
3		○	市立甲府病院	甲府市	400-0832	甲府市増坪町366	TEL:055-244-1111 FAX:220-2650	H23.5.6	408	9	2	内、呼、消、循、小、精、神内、外、整、形、脳外、呼、外、産婦、眼、耳、皮、泌、リハ、放、麻、歯口	H26.5.5
4		○	社会保険山梨病院	(社)全国社会保険協会連合会	400-0025	甲府市朝日3-8-31	TEL:055-252-8831 FAX:253-4735	H23.2.1	194	2	2	内、呼、消、循、リウ、小、神内、外、整、呼外、心外、肛、産婦、眼、耳、皮、リハ、放、麻	H26.1.31
5		○	甲府共立病院	(公益法人)(社)山梨勤労者医療協会	400-0034	甲府市宝1-9-1	TEL:055-226-3131 FAX:226-9715	H23.2.1	283	6	6	内、小、精、神内、外、整、呼外、心外、小外、産婦、眼、耳、泌、リハ、放、麻、歯、歯口	H26.1.31
6		○	甲府脳神経外科病院	(医療法人)篠原会	400-0805	甲府市酒折1-16-18	TEL:055-235-0995 FAX:226-9521	H23.2.1	70	5	3	神内、脳外、リハ、放、歯、歯口	H26.1.31
7		○	甲府城南病院	(医療法人)慈光会	400-0831	甲府市上町753-1	TEL:055-241-5811 FAX:241-8660	H21.6.30	298	1	13	内、循、脳外、心外、リハ	H24.6.29
8		○	武川病院	(医療法人)武川会	409-3852	中巨摩郡昭和町飯喰1277	TEL:055-275-7311 FAX:275-4562	H23.2.1	45	1		内、消、外、整、肛	H26.1.31
9		×	医療法人社団慈成会三枝病院	(医療法人社団)慈成会	400-0111	甲斐市竜王新町1440	TEL:055-279-0222 FAX:279-3042	H23.2.1	116		5	内、呼、胃、循、小、放	H26.1.31
10		○	山梨大学医学部附属病院	国立大学法人山梨大学	409-3821	中央市下河東1110	TEL:055-273-1111 FAX:273-7108	H23.3.29	606	6		内、循、小、精、神内、外、整、脳外、心外、産婦、眼、耳、皮、泌、放、麻、歯口	H26.3.28
11	峡北支所	○	巨摩共立病院	(公益法人)(社)山梨勤労者医療協会	400-0301	南アルプス市桃園340	TEL:055-283-3131 FAX:282-5614	H23.5.9	151		2	内、呼、消、循、小、神内、外、整、眼、リハ、歯、矯歯、小歯、歯口	H26.5.8
12		○	白根徳洲会病院	(医療法人)徳州会	400-0213	南アルプス市西野2294-2	TEL:055-284-7711 FAX:284-7721	H24.2.7	199	8	4	内、循、小、外、整、脳外、婦、眼、耳、皮、リハ、放、麻、歯口	H27.2.6
13		○	韮崎市国民健康保険韮崎市立病院	韮崎市	407-0024	韮崎市本町3-5-3	TEL:0551-22-1221 FAX:22-9731	H23.2.1	175	4		内、呼、小、外、整、脳外、産、婦、眼、耳、泌、リハ	H26.1.31
14		○	韮崎相互病院	(医療法人)聴心会	407-0024	韮崎市本町1-16-2	TEL:0551-22-2521 FAX:23-0477	H23.2.1	65		2	内、消、循、リウ、外、整、形、小外、リハ	H26.1.31
15		○	北杜市立塩川病院	北杜市	408-0114	北杜市須玉町藤田773	TEL:0551-42-2221 FAX:42-2992	H22.11.1	108	3	2	内、呼、消、循、小、外、整、眼、皮、泌、リハ、放	H25.10.31
16		○	北杜市立甲陽病院	北杜市	408-0034	北杜市長坂町大八田3954	TEL:0551-32-3221 FAX:32-7191	H24.3.15	122	3	2	内、消、循、小、神内、外、整、眼、皮、泌、リハ	H27.3.14
17	峡東	○	塩山市民病院	(公益法人)(財)山梨厚生会	404-0037	甲州市塩山西広門田433-1	TEL:0553-32-5111 FAX:32-5115	H22.9.29	180	2	2	内、呼、消、循、小、神内、外、整、脳外、婦、眼、耳、皮、泌、リハ	H25.9.28
18		○	財団法人山梨厚生会山梨厚生病院	(公益法人)(財)山梨厚生会	405-0033	山梨市落合860	TEL:0553-23-1311 FAX:23-0168	H23.2.1	620	6		内、呼、消、循、小、精、神、神内、外、整、脳外、呼外、心外、肛、婦、眼、耳、皮、泌、リハ、放、麻、歯、歯口、腎、糖尿、乳腺	H26.1.31
19		○	加納岩総合病院	(医療法人財団)加納岩	405-0018	山梨市上神内川1309	TEL:0553-22-2511 FAX:23-1872	H23.2.1	190	6	4	内、消、循、神内、外、整、形、脳外、婦、眼、耳、皮、泌、リハ、麻、歯、矯歯、歯口	H27.4.30
20		○	山梨市立牧丘病院	山梨市	404-0013	山梨市牧丘町窪平302-2	TEL:0553-35-2025 FAX:35-4434	H23.3.22	30	2	1	内、消、小、外、整	H26.3.21
21		○	甲州市立勝沼病院	甲州市	409-1316	甲州市勝沼町勝沼950	TEL:0553-44-1166 FAX:44-2906	H23.11.1	51	2	2	内、外、整、婦、眼、耳、皮、泌、リハ	H26.10.31
22		○	一宮温泉病院	(医療法人)桃花会	405-0077	笛吹市一宮町坪井1745	TEL:0553-47-3131 FAX:47-3434	H23.2.1	123	4	4	内、呼、消、循、小、神内、外、整、リハ、歯	H26.1.31
23		○	石和共立病院	(公益法人)(社)山梨勤労者医療協会	406-0035	笛吹市石和町広瀬623	TEL:055-263-3131 FAX:263-3136	H23.2.23	99	3		内、神内、呼、消、循、小、外、整、リハ、放、精	H26.2.22
24		○	医療法人康麗会笛吹中央病院	(医療法人)康麗会	406-0032	笛吹市石和町四日市場47-1	TEL:055-262-2185 FAX:263-5396	H21.6.3	150	4	4	内、外、整、脳外、眼、耳、皮、麻	H24.6.2

	保健所	病院群輪番制	施設名	開設者	郵便番号	所在地	電話・FAX	認定期間の開始日	病床数	救急病床数		診療科名	有効期限(3年)
										専用	優先		
25	峡南	○	市川三郷町立病院	市川三郷町	409-3601	西八代郡市川三郷町市川大門428-1	TEL:055-272-3000 FAX:272-0937	H23.10.1	100		3	内、外、整、脳外、婦、眼、耳、皮、泌、リハ	H26.9.30
26		○	身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合立飯富病院	身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合	409-3423	南巨摩郡身延町飯富1628	TEL:0556-42-2322 FAX:42-3481	H23.2.1	87	1	4	内、小、精、外、整、眼、耳、皮、リハ、放	H26.1.31
27		○	公益財団法人身延山病院	(公益法人)(財)身延山病院	409-2531	南巨摩郡身延町梅平2483-167	TEL:0556-62-1061 FAX:62-1306 TEL:0556-62-1063 (夜間・救急)	H23.2.1	80		6	内、小、外、整、眼	H26.1.31
28		○	社会保険鯉沢病院	(社)全国社会保険協会連合会	400-0600	南巨摩郡富士川町鯉沢340-1	TEL:0556-22-3135 FAX:22-3884	H23.5.6	158	6	6	内、消、小、外、整、脳外、リハ、放	H26.5.5
29		○	医療法人峡南会峡南病院	(医療法人)峡南会	400-0601	南巨摩郡富士川町鯉沢1806	TEL:0556-22-4411 FAX:22-6553	H22.2.27	40		8	内、外、整、肛、婦	H25.2.26
30	富士東部	○	国民健康保険富士吉田市立病院	富士吉田市	403-0005	富士吉田市上吉田6530	TEL:0555-22-4111 FAX:22-6995	H22.5.1	304	16	6	内、循、小、精、神内、外、整、形、脳外、呼外、心外、産婦、眼、耳、皮、泌、リハ、放、麻	H25.4.30
31		○	山梨赤十字病院	日本赤十字社山梨県支部	401-0301	南都留郡富士河口湖町船津6663-1	TEL:0555-72-2222 FAX:73-1385	H21.7.1	272	5	5	内、呼、消、循、小、外、整、形、脳外、心外、産婦、婦、眼、耳、皮、泌、リハ、放、麻	H24.6.30
32		○	大月市立中央病院	大月市	401-0015	大月市大月町花咲1225	TEL:0554-22-1251 FAX:22-3765	H23.2.1	230	14	5	内、小、外、整、脳外、産婦、眼、耳、皮、泌、リハ、放	H26.1.31
33		○	上野原市立病院	上野原市	409-0112	上野原市上野原3195	TEL:0554-62-5121 FAX:63-2469	H23.2.13	150	6	2	内、循、小、外、整、脳外、産婦、肛、眼、耳、皮、泌、リハ、放	H26.2.12
34		○	都留市立病院	都留市	402-0056	都留市つる5-1-55	TEL:0554-45-1811 FAX:45-2467	H23.3.25	140		4	内、小、外、整、形、脳外、呼外、産婦、眼、耳、皮、泌、リハ	H26.3.24
35		○	ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院	(医療法人社団)青虎会	402-0005	都留市四日市場字瀬中188	TEL:0554-45-8861 FAX:45-8876	H22.9.21	74	3	6	外、整、脳外、リハ	H25.9.20
			計 35病院										

(救急診療所)

平成23年9月1日現在

	保健所	施設名	開設者	郵便番号	所在地	電話・FAX	認定期間の開始日	病床数	救急病床数		診療科名	有効期限(3年)
									専用	優先		
1	中北	今井整形外科医院	(医療法人)立史会	400-0814	甲府市上阿原町1151	TEL:055-232-7411 FAX:232-7412	H23.2.1	17	2	2	整、リハ、放	H26.1.31
2		医療法人社団箭本外科整形外科医院	(医療法人社団)箭本外科整形外科医院	400-0024	甲府市北口3-1-1	TEL:055-253-3532 FAX:251-0483	H23.2.1	19	1	4	消、胃、外、整、肛、リハ、放	H26.1.31
3		太田整形外科医院	個人	409-3867	中巨摩郡昭和町清水新居498	TEL:055-226-0999 FAX:232-9693	H23.2.1	18		4	リウ、整、形、リハ	H26.1.31
4	峡北支所	青沼整形外科	個人	400-0306	南アルプス市小笠原1611-1	TEL:055-282-0811 FAX:284-4595	H21.6.2	19		6	内、リウ、整、形、リハ、放	H24.6.1
5	富士東部	東桂メディカルクリニック	(医療法人社団)浩央会	402-0005	都留市十日市場958-1	TEL:0554-20-8010 FAX:20-8203	H22.9.14	19	1	1	内、消、小、脳外、皮、泌、リハ	H25.9.13
		計 5診療所										

○医療品等の保管場所一覧表

ア 救急医薬品等保管場所

地区医師会	配置場所	電話番号
甲府市医師会	甲府市太田町9-1中北保健所	055-237-1381
中巨摩医師会	南アルプス市山寺35-4中巨摩医師会事務局	055-283-3472
北巨摩医師会	韮崎市本町4-2-4中北保健所峡北支所	0551-23-3056
東山梨医師会	山梨市下井尻126-1峡東保健所	0553-20-2750
笛吹市医師会		
西八代郡医師会	西八代郡市川三郷町市川大門1235溝部医院	055-272-0003
南巨摩郡医師会	南巨摩郡富士川町鯉沢1806峡南病院	0556-22-4411
	南巨摩郡身延町梅平2483身延山病院	0556-62-1061
富士吉田医師会	富士吉田市緑ヶ丘2-7-21富士北麓総合医療センター	0555-24-3747
都留医師会	都留市下谷2516-1いきいきプラザ都留3F	0554-20-3772
北都留医師会	大月市大月町花咲10大月市総合福祉センター	0554-23-2001

イ ガスエソウマ抗毒素保管場所

名称	所在地	電話番号
東邦薬品(株)山梨営業部	甲府市德行4-13-30	055-228-7211
(株)やまひろクラヤ三星堂	中央市流通団地北2	055-273-8911
オサダ薬局	都留市中央1-6-11	0554-43-3126

ウ 医療機器販売業者

名称	所在地	電話番号
山梨県医科器械同業組合	中央市流通団地北5番地	055-273-0333
(株)伊東メディカル	南アルプス市野牛島1845-76	055-285-6698
(株)木内メディックス	昭和町西条554-1	055-275-1232
協和医科器械(株)甲府支店	甲府市国母1-5-1	055-232-0010
(有)ケンユウメディカル	市川三郷町市川大門2733-1	055-272-6677
(株)五味医療器械	甲斐市竜王町篠原1945	055-276-5388
(株)サンカイゴ	中央市若宮13-4	055-274-1152
(有)匠メディカル	昭和町西条1504-3	055-275-0617
(株)中央メディカル山梨営業所	昭和町押越2291	055-275-9010
(株)平塚メディカル	甲府市飯田2-19-7	055-222-4052
(有)平穂医科器械	南アルプス市大師244-13	055-283-7007
豊前医化(株)	中央市乙黒107-6	055-274-8800
マコト医科精機(株)	中央市流通団地北5	055-273-0333
山正医療器械店	南アルプス市古市場412	055-283-3468
(株)やまひろクラヤ三星堂	中央市流通団地北2	055-273-8911
(有)ライフサポート	南アルプス市東南湖3245	055-280-1430

エ 医療用酸素・笑気ガス取扱所

名称	所在地	電話番号
山梨東海(株)	甲斐市敷島町長塚126-1	055-277-2656
岩谷産業(株)甲府営業所	甲府市相生1-1-5	055-227-1911
日東物産(株)	南アルプス市下今諏訪423	055-282-2141
(株)千代田甲府営業所	南アルプス市寺部1418-1	055-284-2341
(有)渡辺酸素機械店	富士吉田市松山4-2-9	0555-22-0548
中村酸素(株)	富士吉田市ときわ台2-6-10	0555-23-1161

○緊急通行（輸送）車両用事前届出済み車両一覧

届出 年月日	登録 番号	車種	用途	管理課	届出済 交付 年月日	交付番号
H10. 7.27	山梨 58 つ26-33	トヨタ RAV4	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	振興課	H10. 8.3	第 3068 号
H10. 2.18	山梨 33 ね22-10	スバル フォレスター	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	税務課	H10. 2.24	第 3058 号
H9. 1.14	山梨 50 き・9-27	スズキ セルボ	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	住民 福祉課	H9. 1.21	第 3061 号
H9. 1.14	山梨 33 ち13-03	トヨタ エスティマ	災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項	企画課	H9. 1.21	第 3063 号
H9. 1.14	山梨 57 め45-24	トヨタ ハイエース	災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項	社会 福祉 協議会	H9. 1.21	第 3064 号
H9. 1.14	山梨 44 や98-03	トヨタ ハイラックス	清掃、防疫その他保健衛生に関する事項	住民課	H9. 1.21	第 3065 号
H9. 1.14	山梨 11 た19-25	トヨタ ダイナロング	緊急輸送の確保に関する事項（救援物資）	総務課	H9. 1.21	第 3069 号
H9. 1.14	山梨 11 た・3-33	トヨタダイナ	緊急輸送の確保に関する事項（救援物資）	総務課	H9. 1.21	第 3070 号

○物資備蓄状況一覧

品目	ゴミ袋 枚	発電機 台	投光機 台	炊飯装置 台	ろ水機 台
保管数	1,000	5	6	4	2

○応急給水用資機材保有状況一覧

種 別	配水池	緊急遮断弁付配水池	給水車
能 力	300.0m ³	1000.0m ³	■ 2.0m ³
保 有 数	1池	3基	1台
保 管 場 所	鳴沢村振興課	鳴沢村振興課	鳴沢村総務課

○水道施設の概要

第1 簡易水道

取水施設		導水施設 (導水管)	浄水 (滅菌) 施設 (施設名)	送水施設			配水施設			
水源名	取水量 m ³ /日			施設名	ポンプ m ³	送水量 m ³ /日	送水管	配水池 名	配水池 m ³	配水量 m ³
青木ヶ原 第1水源	0	SPφ 125m/m L=410m	青木ヶ原 受水槽	青木ヶ原 送水場	230	1,000	SPφ150m/m L=1,550m	紅葉台 配水池	500	1,000
青木ヶ原 第2水源	1,000	SPφ 150m/m L=571m								
前原水源	800	SPφ 100m/m 場内	前原水源	前原水源	130	800	SPφ100m/m L=832m	大特 配水池	1,000	398
臼田和 水源	100	SPφ 150m/m L=52m	臼田和 水源					臼田和 配水池	100	100
三本松 水源	1,000	DIPφ 100m/m 場内	三本松 配水場					三本松 配水場	1,000	547
ドウコンダシ 水源	700	DIPφ 100m/m L=930m								
計	3,600				360	1,800			2,600	2,044.3

第2 水源

施設名称	給水地域	給水人口
前原水源	大田和	733
青木ヶ原第二井戸	鳴 沢	806
臼田和水源	鳴 沢	267
ドウコンダシ水源	鳴 沢	461
三本松水源	鳴 沢	644

○村防災行政無線設置場所一覽

(1) 県防災行政無線

局名	機関名	電話番号	通信範囲
防災富士五湖消防	富士五湖消防本部	0555-22-0119	県内
防災鳴沢	鳴沢村役場	0555-85-2311	県内

(2) 消防無線

富士五湖消防

局名	機関名	電話番号	移動局数	通信範囲
消防富士五湖	富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部	0555-22-0119	63	富士五湖管内
富士五湖消防河口	河口湖消防署	0555-72-0119	17	富士五湖管内
富士五湖8外	富士五湖消防署東部出張所	0555-62-0119	4	富士五湖管内
富士五湖9外	河口湖消防署西部出張所	0555-85-0119	5	富士五湖管内
富士五湖消防鳴沢	富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部	0555-22-0119	—	富士五湖管内

○災害用伝言ダイヤル171の利用方法

地震など大規模災害発生時には、安否確認、見舞い、問い合わせ等の電話が殺到し、電話がつながりにくくなる。

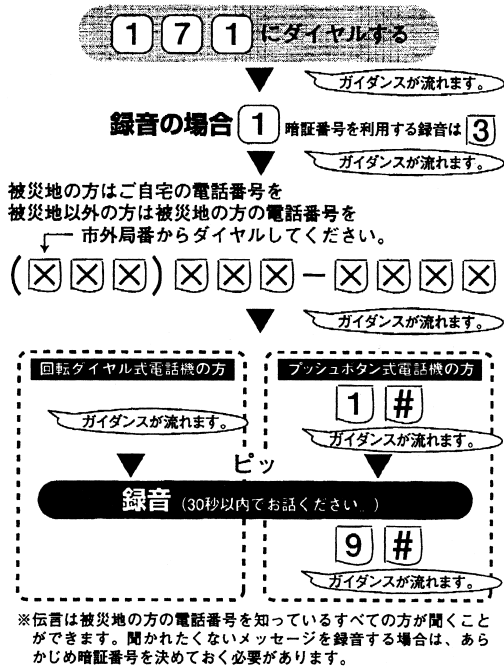
このような状況を緩和するため、大規模災害発生時には被災地域内やその他の地域の人との間で「声の伝言板」の役割を果たす「災害用伝言ダイヤル171」がNTTにより提供される。

※「災害用伝言ダイヤル171」とは、被災地の人が録音した安否情報などを、その他の地域の親戚や友人が、全国に設置された「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができるシステム

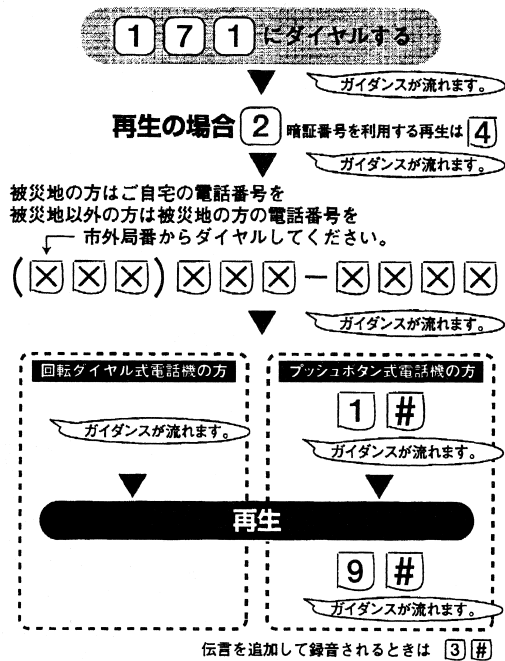
提供の条件

- 利用できる電話……一般加入電話（プッシュ回線・ダイヤル回線とも）、公衆電話、INS ネット64・1500、メンバーズネット、またNTTが被災地に設置する特設公衆電話
- 提供開始時期……災害が発生し、安否確認のための通話が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になっている場合
- 伝言録音時間……1伝言あたり30秒以内
- 伝言保存期間……録音してから2日（48時間）。保存期間終了時には自動消去
- 利用料金……伝言の録音・再生時の通話料のみ必要。ただし、被災地に設置する特設公衆電話及び被災地内の公衆電話を無料化したときは、利用は無料

伝言の録音方法



伝言の再生方法



〔消防関係〕

○消防力の現況

消防団				消防ポンプ自動車等現有台数				消防水利			
消防団数	分団数	団員数	水防団員兼務者	自動車 普通 消防ポンプ	水槽付 消防ポンプ 自動車	指揮車	小型動力ポンプ	消火栓 (公設)	防火水槽		
				B-1 級 以上	B-1 級 以上		積載車 ポンプ付		100m ³ 以上	40m ³ 以上 100m ³ 未満	20m ³ 以上 40m ³ 未満
1	2	80	80	4	0	0	2	0	1	65	0

〔気象観測等関係〕

○気象情報関係資料

1 予報・警報の地域細分

担当区域	一次細分区域名	二次細分区域名	該当市町村
山梨県	中・西部	中北地域	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市 中巨摩郡 昭和町
		峡東地域	山梨市、笛吹市、甲州市
		峡南地域	西八代郡 市川三郷町 南巨摩郡 富士川町、早川町 身延町、南部町
	東部・富士五湖	東部	都留市、大月市、上野原市 南都留郡 道志村 北巨摩郡 小菅村、丹波山村
		富士五湖	富士吉田市 南都留郡 西桂町、忍野村、山中湖村 鳴沢村、富士河口湖町

2 甲府地方気象台観測施設一覧表

ア 気象観測施設

種類	観測所名	観測種目						所在地
		気温	降水量	風	日照時間	積雪	その他	
四	大泉	○	○	○	○			北杜市大泉町野と2927-2
雨口	剣ノ峰		○					山梨市牧丘町北原字奥仙丈4141
雨口	日向山		○					北杜市白州町白須字大平8941
四	韮崎	○	○	○	○			韮崎市大草町若尾1712
雨口	大菩薩		○					甲州市塩山上萩原字萩原山4783-1
官	甲府	○	○	○	○	○	○	甲府市飯田4-7-29
四	勝沼	○	○	○	○			甲州市勝沼町勝沼1314-1
四	大月	○	○	○	○			大月市大月2-11-30
雨	上野原		○					上野原市上野原758
雨	八町山		○					南巨摩郡富士川町小室5899
四	古関	○	○	○	○			甲府市古関町3285
四	切石	○	○	○	○			南巨摩郡身延町切石350
特	河口湖	○	○	○	○	○	○	南都留郡富士河口湖町船津1108
四	山中	○	○	○	○			南巨摩郡山中湖村梨ヶ原1212-16
四	南部	○	○	○	○			南巨摩郡南部町南部4376

イ 地震・震度観測施設

種類	震度発表名称	観測種目		所在地
		地震	震度	
震	大月市大月		●	大月市大月2-7-43
震	富士河口湖町船津		●	南都留郡河口湖町船津1108
震	上野原市上野原		○	上野原市上野原3504-1
官	甲府市飯田	○	●	甲府市飯田4-7-29
震	甲州市塩山下於曾		●	甲州市塩山下於曾1704
地	身延町大磯小磯	○	○	南巨摩郡身延町大磯小磯3656

- (注) 種類：
- 官 気象官署
 - 特 特別地域気象観測所（有線テレメータ）
 - 四 地域気象観測所（有線テレメータ）
 - 雨 地域雨量観測所（有線テレメータ）
 - 雨口 地域雨量観測所（有線テレメータ、冬期は休止）
 - 震 震度観測施設（有線テレメータ）
 - 地 常時地震観測施設（有線テレメータ）
- 観測種目： ● 無線送信設備有り

3 気象庁震度階級関連解説表（平成8年2月）

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような減少や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害に留まる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの被害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した地震被害の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

○異常気象時における道路等通行規制基準

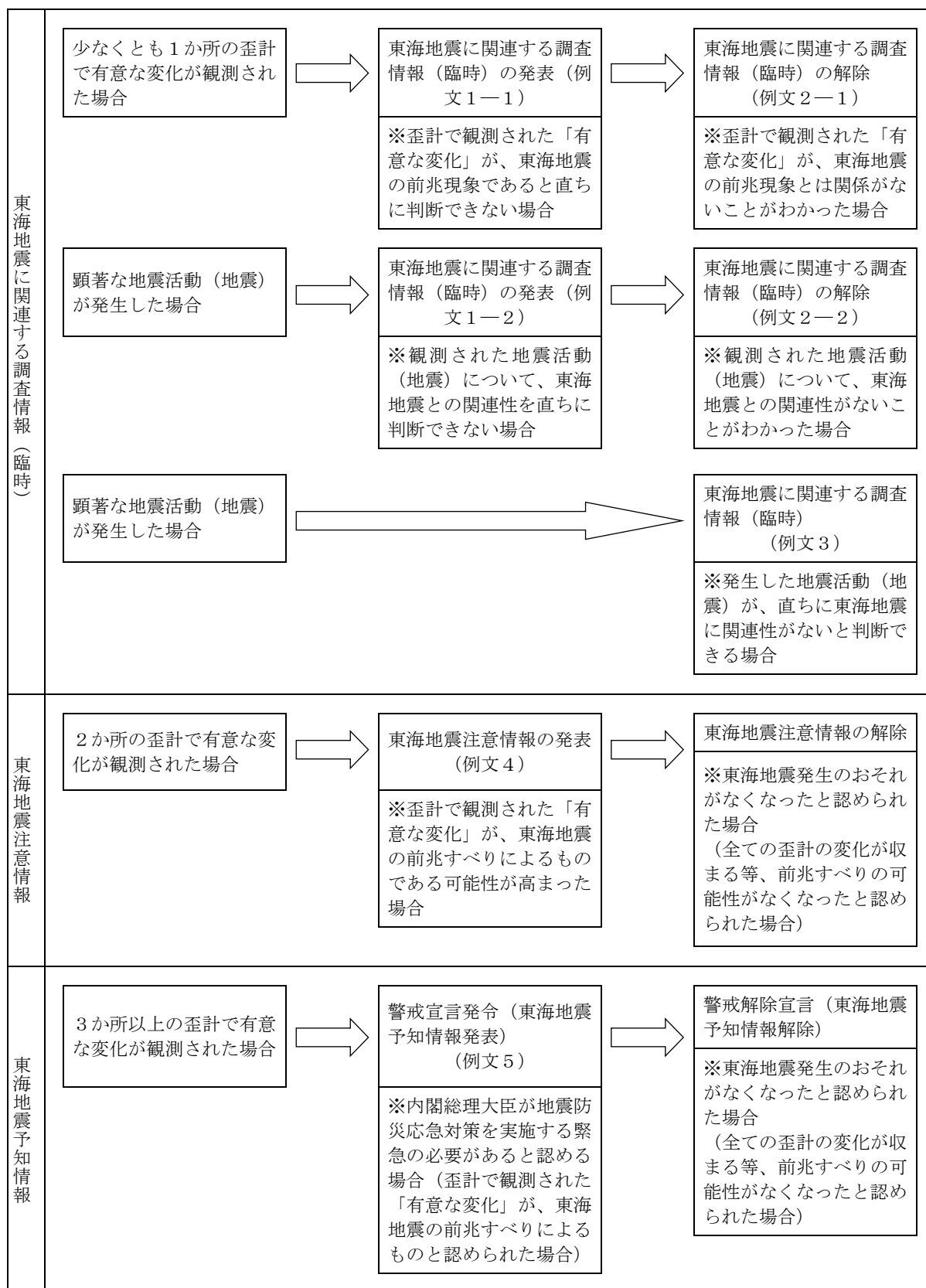
1 有料道路

路線名	管理事務所名	規制区間			規制条件（通行止）		危険内容
		自 都市 町村字 至 都市 町村字	距離標	延長 (km)	気象等基準値	気象等観測所	
富士山有料道路	富士山 有料道路 管理事務所	南都留郡富士河口湖町船津剣丸尾	23.5	23.5	風 速 30m/sec以上 時間雨量 30mm/h以上 連続雨量 200mm以上	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所 ・料金所 ・大沢休憩舎 ・五合目総合管理センター 	落石・土砂崩落
		南都留郡鳴沢村富士山五合目	0.0				

2 異常気象時における県営林道（生活関連・一般林道）通行規制基準

路線名	管理事務所名	規制区間			規制条件（通行止）		気象等観測所
		所在地	規制区間	延長 (m)	気象等基準値		
軽水	富士東部 林務環境事務所	鳴沢村	林道起点～林道終点	13,500	時間雨量10mm	連続雨量50mm	鳴沢村役場
富士	富士東部 林務環境事務所	富士吉田市・鳴沢村	林道起点～林道終点	17,849	時間雨量10mm	連続雨量50mm	富士五湖消防本部・鳴沢村役場
大田和	富士東部 林務環境事務所	鳴沢村	林道起点～林道終点	4,896	時間雨量10mm	連続雨量50mm	鳴沢村役場
鳴沢	富士東部 林務環境事務所	鳴沢村	林道起点～林道終点	4,747	時間雨量10mm	連続雨量50mm	鳴沢村役場
船津	富士東部 林務環境事務所	鳴沢村	林道起点～林道終点	1,684	時間雨量10mm	連続雨量50mm	鳴沢村役場

○「東海地震に関連する情報」に伴う広報文例



例文 1—1

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関連する調査情報（臨時）」
における広報用の例文

[歪計により観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合のもの]

○こちらは、防災なるさわです。

○先ほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。

○この情報は、東海地域に設置された観測機器に変化が観測されていますが、この現象が直ちに東海地震の前触れであると「判断できない」場合に発表されるものです。

○（※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）

○すでに、村では、情報収集体制を取っております。

○今後の状況により、新たな情報が発表されます。

○ぜひ、村からの「お知らせ」やテレビ・ラジオの報道に注意してください。

○村民の皆様は、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

例文 1—2

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関連する調査情報（臨時）」
における広報用の例文

[観測された「地震」について、東海地震との関連性を直ちに判断できない場合のもの]

○こちらは、防災なるさわです。

○先ほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。

○この情報は、○月○日○時○分に発生した○○の地震について、この地震が東海地震に関連するものであると「判断できない」場合に発表されるものです。

○（※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）

○すでに、村では、情報収集体制を取っております。

○今後の状況により、新たな情報が発表されます。

○ぜひ、村からの「お知らせ」やテレビ・ラジオの報道に注意してください。

○村民の皆様は、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

例文 2—1

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関連する調査情報（臨時）
解除時」における広報用の例文

[歪計により観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆現象とは関係がないことがわかった場合のもの]

○こちらは、防災なるさわです。

○先ほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）の解除」が発表されました。

○この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分に発表されていた「観測情報」について、観測されていた現象が東海地震の前触れの「現象ではない」ことがわかった場合に、発表されるものです。

○（※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）

○村民の皆様は、御安心ください。

例文 2—2

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関連する調査情報（臨時）
解除時」における広報用の例文

[観測された「地震」について、東海地震との関連性がないことがわかった場合のもの]

○こちらは、防災なるさわです。

○先ほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）の解除」が発表されました。

○この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分に発表されていた「観測情報」について、観測された地震が東海地震に「関連するものではない」ことがわかった場合に、発表されるものです。

○（※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）

○村民の皆様は、御安心ください。

例文 3

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関連する調査情報（臨時）」
発表時における広報用の例文

※安心情報一単発で出される
発表、解除ではない。

[発生した地震が、直ちに東海地震に関連性がないと判断できる場合のもの]

○こちらは、防災なるさわです。

○先ほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。

○この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分に発生した〇〇の「地震」が、東海地震に「直接つながるものではない」
ことがわかった、というものです。

○（※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）

○村民の皆様は、御安心ください。

例文 4

「東海地震注意情報」発表時における広報用の例文

○こちらは、防災なるさわです。

○先ほど、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。

○この「東海地震注意情報」は、気象庁が観測した地殻変動などの現象から、東海地方を震源とする大きな地震の発生の可能性が高まったことを意味する情報です。

○「東海地震注意情報」の発表を受けて、村や国、県、防災関係機関では、地震の被害をできる限り少なく抑える措置や防災応急対策活動の準備を始めています。

○村民の皆様も、今後のテレビ・ラジオの情報や村の広報に十分注意し、正確な情報を把握してください。

○また、不要不急の旅行・出張や自動車の使用を控えていただくとともに、水の汲み置き、家族同士の連絡方法の確認、室内の家具の固定など地震への備えを始めてください。

○今後の観測の結果、地震が発生する恐れがあると判断された場合には、内閣総理大臣から、改めて「警戒宣言」が発せられることとなります。

○したがって、村民の皆様は、今後の情報に十分注意し、どうか落ち着いて行動してください。

例文 5

「警戒宣言」発令時における広報用の例文

- こちらは、防災なるさわです。
- 先ほど、内閣総理大臣から、東海地震に対する警戒宣言が発せられました。
- この地震が発生すると、村をはじめ県内の地震防災対策強化地域内では「震度6弱」以上、その隣接地域では「震度5強」程度の強い揺れに見舞われることが予想されますので嚴重な注意をしてください。
- 既に、村・県・防災関係機関においては、村民の皆様の生命、身体、財産を守るため、地震災害警戒本部を設置し、応急対策を実施中ではありますが、地震の被害を最小限に食い止めるためには、村民の皆様の冷静沈着な行動が大切であります。
- まず、身の回りの点検をしてください。火元や、破損・転倒しやすいものの点検をするとともに、自動車の使用、危険な作業は控えてください。
- また、飲料水を貯え、食料、医薬品、懐中電灯、ラジオなどの非常持ち出し品の確認をしてください。
- 今後のテレビ・ラジオの情報、村の広報などに十分注意し、日頃の防災訓練の経験を生かして、あわてずに落ち着いて行動してください。

〔応援受入施設関係〕

○飛行場外離着陸場等一覧

区分	名称	所在地	電話番号
場外離着陸場	富士緑の休暇村グランド	鳴沢8532-5	0555-85-2236
	鳴沢村スポーツ広場	鳴沢村8531-45	—
	鳴沢活き活き広場	鳴沢村8531-45	—

○ヘリコプター主要発着場一覧

名称	所在地	電話番号	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ (幅×長さ)	消防署からの 所要時間 (分)
				大型	中型	小型		
鳴沢小学校校庭	鳴沢村1585	0555-85-2015	学校長	○			100×100	10

○自衛隊宿泊予定施設一覧

名称	所在地	電話番号	宿泊可能人員
鳴沢村小学校体育館	南都留郡鳴沢村1585	0555-85-2015	170

〔山地等災害危険箇所関係〕

○急傾斜地危険区域一覧

急傾斜地崩壊危険箇所一覧

平成24年4月1日現在

危険箇所名	大字	字	人家戸数 (戸)	指定区域名
水上	鳴沢	水上	5	—
大田和	大田和	大田和	6	—
大田和の2	大田和	大田和	5	—
大田和の3	大田和	大田和	3	—
藤和田清水	大田和	藤和田清水	7	—
富士桜高原別荘地	鳴沢	富士桜高原別荘地	8	—
富士桜高原別荘地の2	鳴沢	富士桜高原別荘地	9	—
計	7箇所		43	

○土石流危険溪流一覧

河川名	溪流名	字	人家戸数	公共施設数	公共建物
河口湖	鳴沢沢の9	富士桜高原	325	1	
〃	鳴沢沢の8	〃	141	2	
〃	鳴沢沢の7	〃	60	0	
〃	鳴沢沢の6	〃	21	0	
〃	鳴沢沢	〃	18	0	
〃	鳴沢沢の5	〃	116	1	
〃	鳴沢沢の4	〃	65	1	
〃	鳴沢沢の3	〃	198	0	
〃	鳴沢沢の2	〃	11	0	
〃	鳴沢沢の1	〃	5	0	
〃	西原沢	鳴沢	27	0	
〃	水本草里沢	〃	43	0	
〃	水上西原	〃	45	1	寺院
〃	水上沢	〃	44	0	
〃	南沢	〃	18	0	
〃	大和田入沢	大和田	22	0	
〃	大入溪流	〃	22	0	
〃	清水沢	〃	23	0	

○土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定箇所一覧

平成24年5月1日現在

市町村名	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置(大字)	告示日	告示番号
鳴沢村	急傾斜地の崩壊	水上・水上Ⅱ	○	鳴沢	H23. 3. 10	88
鳴沢村	急傾斜地の崩壊	鳴沢Ⅳ	○	鳴沢	H23. 3. 10	88
鳴沢村	急傾斜地の崩壊	鳴沢Ⅱの2	○	鳴沢	H23. 3. 10	88
鳴沢村	急傾斜地の崩壊	鳴沢Ⅱの3	○	鳴沢	H23. 3. 10	88
鳴沢村	急傾斜地の崩壊	鳴沢Ⅳの2	○	鳴沢	H23. 3. 10	88
鳴沢村	急傾斜地の崩壊	鳴沢Ⅳの3	○	鳴沢	H23. 3. 10	88
鳴沢村	急傾斜地の崩壊	大田和・大田和Ⅱ・大田和Ⅲ・大田和の2	○	大田和	H23. 3. 10	88
鳴沢村	急傾斜地の崩壊	大田和の3・大田和Ⅱの2・大田和Ⅲの2	○	大田和	H23. 3. 10	88
鳴沢村	急傾斜地の崩壊	大田和Ⅱの3・大田和Ⅱの4	○	大田和	H23. 3. 10	88
鳴沢村	急傾斜地の崩壊	大田和Ⅳの2	○	大田和	H23. 3. 10	88
鳴沢村	急傾斜地の崩壊	大田和Ⅳ	○	大田和	H23. 3. 10	88
鳴沢村	急傾斜地の崩壊	藤和田清水・藤和田清水Ⅱ	○	大田和	H23. 3. 10	88
鳴沢村	急傾斜地の崩壊	鳴沢Ⅱ	○	鳴沢	H23. 3. 31	189
鳴沢村	急傾斜地の崩壊	西原Ⅱ-1	○	鳴沢	H23. 3. 31	189
鳴沢村	急傾斜地の崩壊	西原Ⅱ-2	○	鳴沢	H23. 3. 31	189
鳴沢村	急傾斜地の崩壊	西原Ⅱの2	○	鳴沢	H23. 3. 31	189
鳴沢村	急傾斜地の崩壊	西原Ⅱの3	○	鳴沢	H23. 3. 31	189
鳴沢村	急傾斜地の崩壊	西原Ⅱの4	○	鳴沢	H23. 3. 31	189
鳴沢村	急傾斜地の崩壊	富士桜高原別荘地Ⅱ		字富士山	H23. 3. 31	189
鳴沢村	急傾斜地の崩壊	富士桜高原別荘地		字富士山	H23. 3. 31	189
鳴沢村	急傾斜地の崩壊	富士桜高原別荘地の2		字富士山	H23. 3. 31	189
鳴沢村	土石流	水上沢	○	鳴沢	H23. 3. 10	88
鳴沢村	土石流	南沢-1	○	鳴沢	H23. 3. 10	88
鳴沢村	土石流	南沢-2	○	鳴沢	H23. 3. 10	88
鳴沢村	土石流	並木沢	○	鳴沢	H23. 3. 10	88
鳴沢村	土石流	大木原沢	○	大田和	H23. 3. 10	88

鳴沢村	土石流	大田和入沢	○	大田和	H23. 3. 10	88
鳴沢村	土石流	大入溪流	○	大田和	H23. 3. 10	88
鳴沢村	土石流	清水沢		大田和	H23. 3. 10	88
鳴沢村	土石流	鳴沢沢の9-2	○	字富士山	H23. 3. 31	189
鳴沢村	土石流	鳴沢沢の8	○	字富士山	H23. 3. 31	189
鳴沢村	土石流	鳴沢沢	○	字富士山	H23. 3. 31	189
鳴沢村	土石流	鳴沢沢の5	○	字富士山	H23. 3. 31	189
鳴沢村	土石流	鳴沢沢の4	○	字富士山	H23. 3. 31	189
鳴沢村	土石流	鳴沢沢の3	○	字富士山	H23. 3. 31	189
鳴沢村	土石流	鳴沢沢の1		字富士山	H23. 3. 31	189
鳴沢村	土石流	西原沢	○	鳴沢	H23. 3. 31	189
鳴沢村	土石流	水木草里沢	○	鳴沢	H23. 3. 31	189
鳴沢村	土石流	水上西原-1	○	鳴沢	H23. 3. 31	189
鳴沢村	土石流	水上西原-2	○	鳴沢	H23. 3. 31	189
鳴沢村	土石流	鳴沢沢の7	○	字富士山	H23. 7. 11	284

○山地災害危険地一覽

平成24年3月31日現在

所管	崩壊土砂流出箇所数	山腹崩壊箇所数	地すべり箇所数	合計
富士・東部 林務環境事務所	5	5	—	10

第1 崩壊土砂流出危険地区一覽

番号	位置 (大字、字)	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	公共施設等					
								人家 50戸 以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 道路を除く	道路
1	鳴沢、水上	有	無	無	有	1.35	一部概成	54				0	市町村
2	鳴沢、小鳴沢	有	無	無	無	1.20	一部概成		20			0	市町村
3	鳴沢、西白田和	有	無	無	有	0.81	一部概成		20			0	市町村
4	大田和、大木原	無	無	無	有	0.30	一部概成				4		市町村
5	大田和、水神堀内	無	無	無	有	10.80	一部概成	54				0	市町村

第2 山腹崩壊危険地区一覽

番号	位置 (大字、字)	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)		治山事業 進捗状況	公共施設等					
					調査地区	危険地区 85点 以上 メッシュ		人家 50戸 以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 道路を除く	道路
1	鳴沢、西原	有	無	有	6	6	一部概成		18			0	国道
2	鳴沢、水上	有	有	無	5	5	無	100				0	市町村
3	大和田、藤和田	無	無	無	8	8	無	60					国道
4	焼間	無	無	有	11	11	未成				4	1	市町村・国道
5	富士山、八軒奥	有	無	無	6	6	一部概成		20				国道

〔応援協定等関係〕

○環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定

環富士山火山防災連絡会（以下「連絡会」という。）を構成する山梨県側市町村の富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町と静岡県側市町村の沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町、芝川町（以下「構成市町村」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、構成市町村内に富士山火山災害、地震災害、風水害その他の災害が発生し、又は発生することがあらかじめ予想される場合において、構成市町村が相互に応援・協力することにより、被災した市町村又は被災があらかじめ予想される市町村（以下「被災市町村等」という。）に対して、迅速な応援を行うことで、地域住民はもとより、登山者及び観光客の安全に資することを目的とする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災が予想される圏域外への避難誘導活動
- (2) 被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救出・救護活動
- (3) 被災者等受入施設の提供
- (4) 被災者等への食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (5) 被災市町村等災害対策本部等の設置に対する施設の提供
- (6) 応急復旧活動
- (7) 長期の避難生活が見込まれる被災者等（以下「長期避難生活世帯」という。）への（仮設）住宅の提供
- (8) 長期避難生活世帯の児童・生徒の受入れ
- (9) 災害ボランティアのあっせん
- (10) 前各号の活動に必要な人材の派遣並びに資機材及び車両の提供
- (11) その他要請のあった事項

（相互応援）

第3条 応援を要請された市町村（以下「応援市町村」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

（連絡担当部局）

第4条 構成市町村は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援要請手続）

第5条 被災市町村等の長が他の構成市町村の長に応援を求める場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、衛星電話等をもって要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を要請する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請する事項

(派遣された職員の指揮)

第6条 応援のために派遣された職員(以下「応援職員」という。)は、原則として被災市町村等の長の指揮の下に活動するものとする。

(応援の自主出動)

第7条 構成市町村は、被災した市町村(以下「被災市町村」という。)との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的判断により被災地に対し応援を行うことができる。

2 自主出動した構成市町村は、情報収集を行うとともに、被災市町村に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に行うよう努める。

3 第1項の規定により職員を派遣した場合には、被災市町村から第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、被災市町村等で負担するものとする。

2 被災市町村等が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町村等から要請があった場合には、応援市町村は、当該経費を一時立替支弁するものとする。

3 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市町村等がその損害を賠償する。

5 前各項に定めるもののほか、応援に係る経費の負担については、被災市町村等及び応援市町村が協議して定める。

(平常時における火山防災相互協力)

第9条 構成市町村は、平常時における火山災害の防災対策の充実や防災意識の啓発等を図るため、連絡会規約の所掌事項について相互に協力するものとする。

(市町村合併による取扱い)

第10条 構成市町村が合併した場合は、合併した市町村がこの協定を継承するものとする。

(実施の細目)

第11条 この協定実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、構成市町村が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第12条 この協定は、平成18年5月10日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書16通を作成し、各市町村長署名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年5月10日

山梨県側市町村

富士吉田市長	萱沼俊夫
西桂町長	前田勝弘
忍野村長	天野康則
山中湖村長	高村忠久
富士河口湖町長	小佐野常夫
鳴沢村長	渡邊建一
身延町長	依田光弥

静岡県側市町

沼	津	市	長	齋	藤	衛
三	島	市	長	小	池	臣
富	士	宮	市	小	室	直
富	士	市	長	鈴	木	尚
御	殿	場	市	長	田	開
裾	野	市	長	大	橋	俊
長	泉	町	長	遠	藤	日出
小	山	町	長	長	田	夫
芝	川	町	長	白	井	央
						進

○富士北麓災害時の相互応援に関する協定

富士山火山防災協議会を構成する富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、上九一色村、下部町（以下「構成市町村」）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、構成市町村内に富士山火山災害、地震災害及び風水害その他の災害が発生し、又は発生することが予め予想される場合について、構成市町村で相互に応援・協力することにより、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」）に対して、迅速な救助・救護活動及び避難活動を確保することで、地域住民はもとより、登山者及び観光客の安全に資することを目的とする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災者収容施設の提供
- (2) 圏外避難のための被災者に対する避難誘導
- (3) 救援・救助活動及び避難活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者の食料、飲料水、生活必需品の提供
- (5) 救出、応急復旧に必要な資機材の提供
- (6) 災害を受けた市町村の災害対策本部設置に対する施設の提供
- (7) 長期被害に及ぶ場合の被災者の（仮設）住宅提供
- (8) 救出・救護及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (9) 災害ボランティアのあっせん
- (10) 長期被害に及ぶ場合の児童・生徒の受入れ
- (11) 前号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（相互応援）

第3条 応援を要請された市町村（以下「応援市町村」）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（連絡担当部局）

第4条 構成市町村は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援要請手続）

第5条 災害を受けた市町村の長が他の市町村長に応援を求める場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、衛星電話等により連絡担当部局へ応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を要請する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請の合った事項

（派遣された職員の指揮）

第6条 応援のために派遣された職員は、原則として被災市町村の長の下に活動するものとする。

（応援の自主出動）

第7条 災害が発生し、被災市町村との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、被災地に自主的判断により応援を行うことができる。

2 被災地に自主出動した市町村は情報収集を行うとともに、被災市町村に応援内容と情報の提供をでき

るだけ早期に連絡できるよう努める。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、被災市町村で負担するものとする。

2 応援市町村が第1項に規定する経費を支弁するいとまがないときは、被災市町村の求めにより応援市町村は、当該費用を一時立替支弁するものとする。

3 応援職員が応援業務による負傷、疾病または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市町村が賠償の責めに任ずる。

5 前4項に定めるもののほか、応援にかかる経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(平常時における火山防災相互協力)

第9条 構成市町村は、平常時における火山災害の防災対策の充実や防災意識の啓発等を図るため、次の各号に掲げる事業について相互に協力するものとする。

- (1) 火山災害合同防災訓練の実施及び参加
- (2) ハザードマップの見直し検討の継続
- (3) 防災関係資料及び情報の提供
- (4) 住民に対する火山防災の啓発活動
- (5) その他必要と思われる事業の実施及び参加

(市町村合併による取扱い)

第10条 構成市町村が合併した場合は、合併した市町村がこの協定を継承するものとする。

(実施の細目)

第11条 この協定実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、構成市町村が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第12条 この協定は、平成15年12月11日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、各市町村長署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成15年12月11日

富士吉田市長	萱 沼 俊 夫
西 桂 町 長	前 田 勝 弘
忍 野 村 長	天 野 康 則
山 中 湖 村 長	高 村 朝 次
富士河口湖町長	小佐野 常 夫
鳴 沢 村 長	小 林 孝 敏
上 九 一 色 村 長	小 林 實
下 部 町 長	土 橋 金 六

○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議に参加する市町村（以下「協定市町村」という。）は、いずれかの協定市町村の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を受けた若しくは受けるおそれのある協定市町村（以下「被災市町村」という。）が、独自では十分な応急措置が実施できない若しくは実施できないと判断される場合に、災害対策基本法第67条に規定する趣旨に基づき、相互に応援協力し、被災市町村の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 被災者を一時受入れるための施設の提供
- (4) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の要請)

第3条 被災市町村は応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

(自主的活動)

第4条 災害の際に通信途絶等により被災市町村から前条の要請がない場合は、他の協定市町村は、自主的に応援に必要な活動を実施することができるものとする。

なお、自主的な応援活動の実施に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として被災市町村の負担とする。

- 2 被災市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町村から要請があった場合は、応援する協定市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(指揮権)

第6条 被災市町村から応援要請を受け派遣された職員は、現地に到着後、被災市町村の長の指揮下にて活動するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市町村の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援する協定市町村が賠償の責めを負うものとする。
- 3 前各項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、被災市町村及び応援する協定市町村が協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市町村が別に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定並びに水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細部)

第9条 この協定に定めるもののほか、相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める実施細目による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、当該協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議会長市町村への同意書の提出をもって、協定が成立したものと見なす。

平成18年11月30日

静岡県	沼津市	神奈川県	小田原市
静岡県	熱海市	神奈川県	南足柄市
静岡県	三島市	神奈川県	中井町
静岡県	富士宮市	神奈川県	大井町
静岡県	伊東市	神奈川県	松田町
静岡県	富士市	神奈川県	山北町
静岡県	御殿場市	神奈川県	開成町
静岡県	下田市	神奈川県	箱根町
静岡県	裾野市	神奈川県	真鶴町
静岡県	伊豆の国市	神奈川県	湯河原町
静岡県	河津町	山梨県	富士吉田市
静岡県	南伊豆町	山梨県	身延町
静岡県	松崎町	山梨県	道志村
静岡県	函南町	山梨県	西桂町
静岡県	清水町	山梨県	忍野村
静岡県	長泉町	山梨県	山中湖村
静岡県	小山町	山梨県	鳴沢村
静岡県	芝川町	山梨県	富士河口湖町
静岡県	富士川町		

○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡担当部局の設置)

第2条 協定市町村は、災害時の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を次条に規定する代表応援調整市町村に別表1により報告し、代表応援調整市町村はそれを取りまとめの上、他の協定市町村に周知するものとする。

(応援調整市町村等の設置)

第3条 協定市町村は、大規模災害時に被災市町村の被災状況に関する情報が錯綜し、十分な応援活動が実施できない場合も想定し、円滑に応援活動を実施するため、協定市町村を別に定める地域（以下「ブロック」という。）に区分し、各ブロックに応援調整市町村を定めておくものとする。

2 前項に規定するブロックは、静岡県、神奈川県、山梨県の各県を単位とする。

3 応援調整市町村は、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の会長及び副会長市町村をもって充てるものとする。

4 応援調整市町村が被災等によりその事務を遂行できない場合に備え、各ブロックに副応援調整市町村を定めておくものとする。

5 副応援調整市町村は、各ブロックの応援調整市町村以外の協定市町村の互選により選定するものとする。

6 応援調整市町村及び副応援調整市町村（以下「応援調整市町村等」という。）の任期は、原則として1年とする。

7 応援調整市町村は、各ブロックの次年度の応援調整市町村等を定めたときは、その協定市町村名を別表2により毎年3月末日までに富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の会長市町村である応援調整市町村（以下「代表応援調整市町村」という。）に報告するものとする。

8 代表応援調整市町村は、前項の報告を受けた場合には、取りまとめの上、速やかに、協定市町村に周知するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 協定第3条に規定する応援の要請は、次の事項を明らかにし、第2条の連絡担当部局を通じて別に定める様式により文書にて応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、口頭、電話又は電信（ファックス・メール等）により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援場所及び応援場所への経路

(3) 協定第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要請するときは、物資の品名、数量等

(4) 協定第2条第3号に掲げる応援を要請するときは、被災者の人数

(5) 協定第2条第4号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種別人員及び派遣期間

(6) 前号各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

2 前項の応援要請を受けた協定市町村は、その内容について、速やかに、第3条に規定する自らが属するブロック（以下「ブロック内」という。）の応援調整市町村等へ報告するものとする。

3 応援要請を受けた協定市町村から、前項の規定に基づく報告を受けた応援調整市町村等は、その内容について、ブロック内の協定市町村及び他の応援調整市町村等へ周知するものとする。

- 4 前項の規定に基づく連絡を受けた応援調整市町村等は、その内容について、ブロック内の協定市町村へ周知するものとする。

(応援の実施)

第5条 第4条第1項の規定による応援要請を受けた協定市町村は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

- 2 前項の規定により応援する協定市町村は、災害直後、職員等を派遣する場合には、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

(自主的活動)

第6条 災害の際に通信途絶等により被災市町村から第4条の規定に基づく要請がなく、かつ、被災市町村と連絡ができない場合には、協定市町村は、被災市町村からの応援要請に備え、次の各号により自主的に活動するものとする。

- (1) 応援調整市町村等は、必要に応じ、応援調整市町村等が属するブロックの県とも連携し、ブロック内の被災市町村の被害状況について、速やかに、情報収集するとともに、その内容をブロック内の協定市町村及び他の応援調整市町村等へ周知するものとする。
- (2) 前号の規定に基づく連絡を受けた応援調整市町村等は、その内容をブロック内の協定市町村へ周知するものとする。
- (3) 第1号又は第2号の規定に基づく連絡を受けた協定市町村は、自らが可能な応援内容についてブロック内の応援調整市町村等に報告するものとする。

(訓練等の実施)

第7条 協定市町村は、協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練や情報交換等を実施するものとする。

(協定書の見直し)

第8条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については代表応援調整市町村が行うものとする。

この実施細目は、平成18年11月30日から施行する。

別表第1、2 略

○山梨県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、山梨県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山梨県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、山梨県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

2 応援要請は、山梨県総務部消防防災課消防防災航空担当（以下「消防防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員（以下「航空隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めるときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第7条 山梨県は、第4条に基づく応援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び消防防災航空隊に消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める山梨県消防防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から航空隊員を派遣している市町村等の長に対し、山梨県常備消防相互応援協定書（昭和61年6月1日施行。以下「相互応援協定」という。）第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第9条 この協定に基づき応援に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第6条の規定にかかわらず、山梨県が負担するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項は、山梨県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、平成7年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成7年3月20日

申府市丸の内一丁目6—1

甲 山梨県知事
乙 各市町村
消防管理者

○山梨県常備消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、消防本部、消防署を置く市、町及び一部事務組合（以下「組合等」という。）の管轄区域内において大規模な火災、事故その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、災害発生地は組合等（以下「受援組合等」という。）の長が、次のいずれかの該当する場合に、他の協定組合等（以下「応援組合等」という。）の長に行うものとする。

- (1) その災害が応援組合等の管轄区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合。
- (2) 受援組合等の消防力によっては、防ぎよ、救助等が著しく困難と認める場合。
- (3) その災害を防除するため、応援組合等の保有する機械器具等を必要と認める場合。

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明確にして電話等により行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、機械器具等の種別及び数量
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第3条 応援組合等の長が、前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない限り応援を行うものとする。

2 応援組合等の長は、応援隊を派遣するときは、出発時刻、出動人員、機械器具等の種別及び数量、到着予定時刻等を、また、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに受援組合等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊の指揮は、受援組合等の現地最高責任者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告義務)

第5条 応援隊の長は、応援消防活動の結果を現地最高責任者に、また、受援組合等の長は、災害の概要を消防活動終了後速やかに応援組合等の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援要請に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援隊の給与及び公務災害補償、機械器具等に要する費用は応援組合等が負担する。
- (2) 応援隊の消防活動が長時間にわたる場合の燃料補給及び食糧等に要する費用は、受援組合等が負担する。
- (3) 応援隊員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動中に生じたものについては受援組合等が、また、往路、帰路に生じたものについては、応援組合等が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。
- (4) 前3号に定める経費以外の経費については、当事者の協議により決定する。

(実施細目)

第7条 この協定の実施について必要な事項は、協定組合等の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第8条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度協定組合等の協議により決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和61年6月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、本協定書10通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

甲府地区広域行政事務組合管理者
都 留 市 長
富士五湖消防組合管理者
大 月 市 長
峡北広域行政事務組合代表理事
東八代広域行政事務組合代表理事
峡南広域行政組合代表理事
東山梨消防組合管理者
上 野 原 町 長
峡西消防組合管理者

○山梨県防災行政無線局に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と 鳴沢村（以下「乙」という。）とは、山梨県防災行政無線局（以下「無線局」という。）の設置・管理・運用について、次のとおり協定する。

（無線局の設置）

第1条 甲と乙は、災害対策基本法に基づき、災害対策に係わる事務及び一般行政事務に関し迅速かつ緊密な連絡を図るため、無線局を設置する。

2 甲は、無線局の設置のため免許人となる。

3 乙は、無線局に必要な無線設備の所有者となり、設置場所を確保する。

（無線設備の内容）

第2条 無線局の無線設備は、別表の機器類を基準とし、必要に応じて関連する装置を含むものとする。

（無線設備等の変更）

第3条 甲又は乙は、無線設備の変更又は廃止、設置場所の変更を必要とするときは、あらかじめ相手方に協議するものとする。

2 前項の規定によって必要とする経費については、その起因者の負担とする。

（無線設備の管理）

第4条 乙は、無線設備が常に良好に動作するよう管理し、点検又は修繕等の必要な保守管理を行う。

2 甲は、乙との無線通信が常に良好に確保されているか管理する。

（通信管理者）

第5条 乙は、無線局を管理するための通信管理者をおく。

2 通信管理者は乙に属する職員のうちから指名する者をもって充てるものとし、甲に届け出ることとする。また、通信管理者を変更した場合も速やかに甲に届け出ることとする。

（無線局の運用）

第6条 甲と乙は、両者間で通信を行う場合以外に無線局を使用してはならない。その他、電波法（昭和25年法律第131号）の定めるところにより運用するものとする。

（費用の負担）

第7条 無線局の設置及び管理・運用に要する費用は、次のとおり分担する。

2 乙は、無線局の設置に要する費用1,919千円を負担するものとし、甲の請求により支払うものとする。その後、甲は無線設備を乙に移管する。

3 甲は、第4条第2項に規定する通信管理に要する費用及び電波法に係る免許費用（電波利用料及び手数料）を負担する。

4 乙は、第4条第1項に規定する保守管理に要する費用及び運用に要する費用（電気代及び消耗品等）を負担する。

（協定期間）

第8条 この協定書の有効期間は、平成19年6月20日から平成20年3月31日までとする。

なお、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれからもなんら意思表示が無い場合は、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後もこの例による。

(疑義の決定)

第9条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上のとおり協定した証として、この証書2通を作成し双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年6月20日

甲 甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県
山梨県知事 横内 正明

乙 山梨県南都留郡鳴沢村1575番地
鳴沢村長 渡邊 建一

別表

設 備	数 量
無線機	1台
無停電電源装置	1台
F A X	1台
F A Xアダプター	1台
アンテナ	1基
ケーブル類	1式

○災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社 壺番屋（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援ステーションの設置）

第2条 甲は、山梨県内に所在する乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下併せて「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約上の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗（以下「支援ステーション協力店舗」という。）とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第5条 乙は支援ステーション協力店舗の取組みについて、広く住民へ周知を図るとともに、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、支援ステーション協力店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定は、甲の各市町村とその市町村に店舗が所在する乙が、各市町村と個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定書締結日から1年間とする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年2月15日

(甲) 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事 横内正明 印

(乙) 愛知県一宮市三ツ井6-12-23
株式会社 壺番屋
代表取締役社長 浜島俊哉 印

○災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社オートバックスセブン（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援ステーションの設置）

第2条 甲は、山梨県内に所在する乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下「加盟店」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼することができるものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、加盟店に最大限の努力を以ってこの協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙が加盟店にこの協定の履行を強制することが困難な場合があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（1）加盟店において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（2）加盟店において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する加盟店は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗（以下「支援ステーション協力店舗」という。）とする。

3 甲及び乙は、第1項に規定のない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第5条 乙は支援ステーション協力店舗の取組みについて、広く住民へ周知を図るとともに、防災に対する意識啓発のため、支援ステーション協力店舗に甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するよう求めることができるものとする。

2 甲は、支援ステーション協力店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条規定の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、災害時に有益な情報の交換を行うものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定に記載する制限及び前提の範囲内において、甲は、乙に対する帰宅困難者支援の要請を、加盟店が所在する山梨県内の市町村に委任することができるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。なお、有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に規定のない事項及びこの協定の条項の解釈に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年2月15日

(甲) 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事 横内正明 印

(乙) 東京都江東区豊洲五丁目6番52号
株式会社オートバックスセブン
代表取締役 湧田 節夫 印

○災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援ステーションの設置）

第2条 甲は、山梨県内に所在する乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下併せて「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約上の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗（以下「支援ステーション協力店舗」という。）とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第5条 乙は支援ステーション協力店舗の取組みについて、広く住民へ周知を図るとともに、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、支援ステーション協力店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定は、甲の各市町村とその市町村に店舗が所在する乙が、各市町村と個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定書締結日から1年間とする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年2月15日

(甲) 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事 横内正明 印

(乙) 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 井阪 隆一 印

○災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社デイリーヤマザキ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援ステーションの設置）

第2条 甲は、山梨県内に所在する乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下併せて「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約上の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗（以下「支援ステーション協力店舗」という。）とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第5条 乙は支援ステーション協力店舗の取組みについて、広く住民へ周知を図るとともに、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、支援ステーション協力店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定は、甲の各市町村とその市町村に店舗が所在する乙が、各市町村と個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定書締結日から1年間とする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年2月15日

(甲) 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事 横内正明 印

(乙) 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社デイリーヤマザキ
代表取締役社長 佐藤 卓 印

○災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援ステーションの設置）

第2条 甲は、山梨県内に所在する乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下併せて「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約上の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗（以下「支援ステーション協力店舗」という。）とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第5条 乙は支援ステーション協力店舗の取組みについて、広く住民へ周知を図るとともに、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、支援ステーション協力店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定は、甲の各市町村とその市町村に店舗が所在する乙が、各市町村と個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定書締結日から1年間とする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年2月15日

(甲) 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事 横内 正明 印

(乙) 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 上田 準二 印

○災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援ステーションの設置）

第2条 甲は、山梨県内に所在する乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下併せて「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙と乙の店舗とのフランチャイズチェーン契約上の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗（以下「支援ステーション協力店舗」という。）とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第5条 乙は支援ステーション協力店舗の取組みについて、広く住民へ周知を図るとともに、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定は、甲の各市町村とその市町村に店舗が所在する乙が、各市町村と個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定書締結日から1年間とする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年2月15日

(甲) 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事 横内正明 印

(乙) 東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン
代表取締役社長 新浪 剛史 印

○災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社モスフードサービス（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援ステーションの設置）

第2条 甲は、山梨県内に所在する乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下併せて「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約上の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗（以下「支援ステーション協力店舗」という。）とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第5条 乙は支援ステーション協力店舗の取組みについて、広く住民へ周知を図るとともに、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、支援ステーション協力店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定は、甲の各市町村とその市町村に店舗が所在する乙が、各市町村と個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定書締結日から1年間とする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年2月15日

(甲) 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事 横内正明 印

(乙) 東京都品川区大崎2-1-1
株式会社モスフードサービス
代表取締役社長 櫻田 厚 印

○災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社吉野家（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援ステーションの設置）

第2条 甲は、山梨県内に所在する乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下併せて「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約上の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗（以下「支援ステーション協力店舗」という。）とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第5条 乙は支援ステーション協力店舗の取組みについて、広く住民へ周知を図るとともに、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、支援ステーション協力店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定は、甲の各市町村とその市町村に店舗が所在する乙が、各市町村と個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定書締結日から1年間とする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年2月15日

(甲) 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事 横内正明 印

(乙) 東京都北区赤羽南1丁目20番1号
株式会社吉野家
代表取締役 社長 安部修仁 印

○災害時における資機材提供等の支援協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人山梨県地震対策四駆隊（以下「乙」という。）とは、地震・風水害等の災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、応急対策業務に係る資機材提供等の支援により、円滑な被災地における情報収集及び被災者の生活支援活動の遂行を図ることを目的とする。

（支援要請）

第2条 甲又は山梨県内の市町村（以下「市町村」という。）は第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請するものとする。

- （1）保有車両及び無線機の提供
 - （2）（1）に伴う労務提供による応急対策作業
- 2 乙は、甲又は市町村からの支援要請に基づき、できる限り速やかに乙を構成する者（以下「乙の構成員」という。）と調整し、乙の構成員に出動を要請するとともに、派遣する構成員名を甲又は市町村へ報告するものとする。
- 3 災害により甲又は市町村が乙に連絡することが不可能な場合や緊急を要する場合、甲又は市町村は乙の構成員に直接支援要請を行うことができるものとする。

（支援要請の手続き）

第3条 甲又は市町村から乙又は乙の構成員への支援要請は文書で行うものとし、要請書は甲又は市町村、乙がそれぞれ1通保管するものとする。

- 2 緊急を要するなど前項によりがたい場合は、甲又は市町村から乙又は乙の構成員へ支援要請を口頭又は電話で行うことができることとするが、この場合においても、甲又は市町村は、後日速やかに文書にて要請を行うものとする。
- 3 前二項の規定により市町村が乙又は乙の構成員に支援を要請する場合、市町村は甲にその内容を報告するものとする。
- 4 甲又は市町村は、乙の構成員が業務を実施するために必要な情報や資料を提出するものとする。

（業務の実施）

第4条 出動の指示を受けた乙の構成員は、速やかに指示された業務を実施するものとする。

- 2 乙の構成員が当該業務を行うにあたっては、二次災害に注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者だけでなく、近隣住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 3 乙は、業務従事者の災害補償のため、ボランティア活動保険の適用を受けられるよう手続きを行うものとする。

(業務内容の報告)

第5条 前条の業務を実施する乙の構成員は乙を経由し、適宜業務の進捗状況を支援の要請をした甲又は市町村に報告するとともに、業務を完了したときは実施結果を文書により報告するものとする。

2 前項の規定により市町村が乙からの実施結果を文書により報告を受けた場合、市町村は甲にその内容を文書により報告するものとする。

(業務の実施体制)

第6条 乙は、第2条の業務を早急に実施できるよう事前に必要な構成員の確保、出動の方法を定め、その実施体制及び連絡系統を示した表を甲に報告するものとする。

(損害補償)

第7条 第4条の規定により、業務に従事したものが死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、第4条第3項に規定するボランティア活動保険に基づき補償を受けるものとする。

(費用負担)

第8条 第2条に基づく支援に要する燃料費は、原則として甲が負担するものとする。

ただし、支援の要請が市町村からのものであるときは、当該市町村が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前の当該地域における適正な価格（災害発生前については要請時の価格）を基準として、甲又は市町村と乙が協議のうえ決定するものとする。

3 第4条第3項に規定するボランティア活動保険の保険加入に要する費用は、原則として甲又は市町村が負担するものとする。

4 甲又は市町村は、前二項の費用について、業務終了後、乙から適正な請求書を受領したときは、速やかに甲又は市町村から乙が指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとする。また、変更があった場合においても同様とする。

(車両の通行)

第10条 第2条に基づく支援を乙が行うときには、甲は、業務の実施にかかる車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第12条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成24年3月31日までの期間とする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれかから文書により何ら申し出がないときは、前項の定めにかかわらず、同一条件をもって更に1年間延長するものとし、その後期間満了したときも同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成23年 5月30日

- 甲 甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事
横内正明

- 乙 甲州市勝沼町菱山1349番1
特定非営利活動法人 山梨県地震対策四駆隊
理事長
松本 徹

(第1号様式)

第 年 月 日
平成 年 月 日特定非営利活動法人 山梨県地震対策四駆隊
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿山梨県知事 ○ ○ ○ ○
(市長村長)

災害時における資機材提供等の支援協力に関する協書第3条に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況及び輸送業務の要請を必要とする事由

2 輸送を必要とする車両・輸送内容等

車種 (形状)	最大積載量 (t)	必要な台数	乗務員数

輸送期間 (日時)	輸送先	輸送物資等の種類 (数量)

3 物資の積み込み・取り下ろし場所及び活動内容

(1) 積み込み

○場所:

○活動内容:

(2) 取り下ろし

○場所:

○活動内容:

4 その他参考となる事項

5 要請担当責任者

・担当者名

・電話番号

・FAX番号

(第2号様式)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

(市長村長) ○ ○ ○ ○

災害時における資機材提供等の支援協力に関する協定書第3条に基づき、別紙のとおり要請したので、同協定書第3条第2項に基づき、報告します。

(要請書(写)を添付)

(第3号様式)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 ○ ○ ○ ○ 殿
(市長村長)

特定非営利活動法人 山梨県地震対策四駆隊
理事長 ○ ○ ○ ○

災害時における資機材提供等支援業務実施結果報告書

災害時における資機材提供等の支援協力に関する協書第5条に基づき、次のとおり実施結果を報告します。

1 輸送結果

輸送月日 (期間)	輸送先 (区間及び距離)	車種 (t)・ 台数	乗務員数	物資輸送等の 種類 (数量)

2 その他必要な事項

(第4号様式)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

(市長村長) ○ ○ ○ ○

災害時における資機材提供等の支援協力に関する協定書第5条に基づき、別紙のとおり実施結果の報告を受けたので、同協定書第5条第2項に基づき、報告します。

(実施結果報告書(写)を添付)

資料編

(第5号様式)

年 月 日

山梨県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

特定非営利活動法人 山梨県地震対策四駆隊
理事長 ○ ○ ○ ○

災害時における資機材提供等支援業務に係る実施体制及び連絡系統報告書

災害時における資機材提供等の支援協力に関する協定書第6条に基づき、次のとおり実施体制及び連絡系統を報告します。

- 1 実施体制
- 2 連絡系統

(第6号様式)

災害時における資機材提供等支援業務に係る連絡責任者報告書

1 山梨県（市町村名

連絡責任者

所 属 名	
職 ・ 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	

2 特定非営利活動法人 山梨県地震対策四駆隊

(1) 連絡責任者

役 職 ・ 氏 名	
勤 務 先 名	
所 在 地	
電 話 番 号	
携 帯 電 話 番 号	
F A X 番 号	

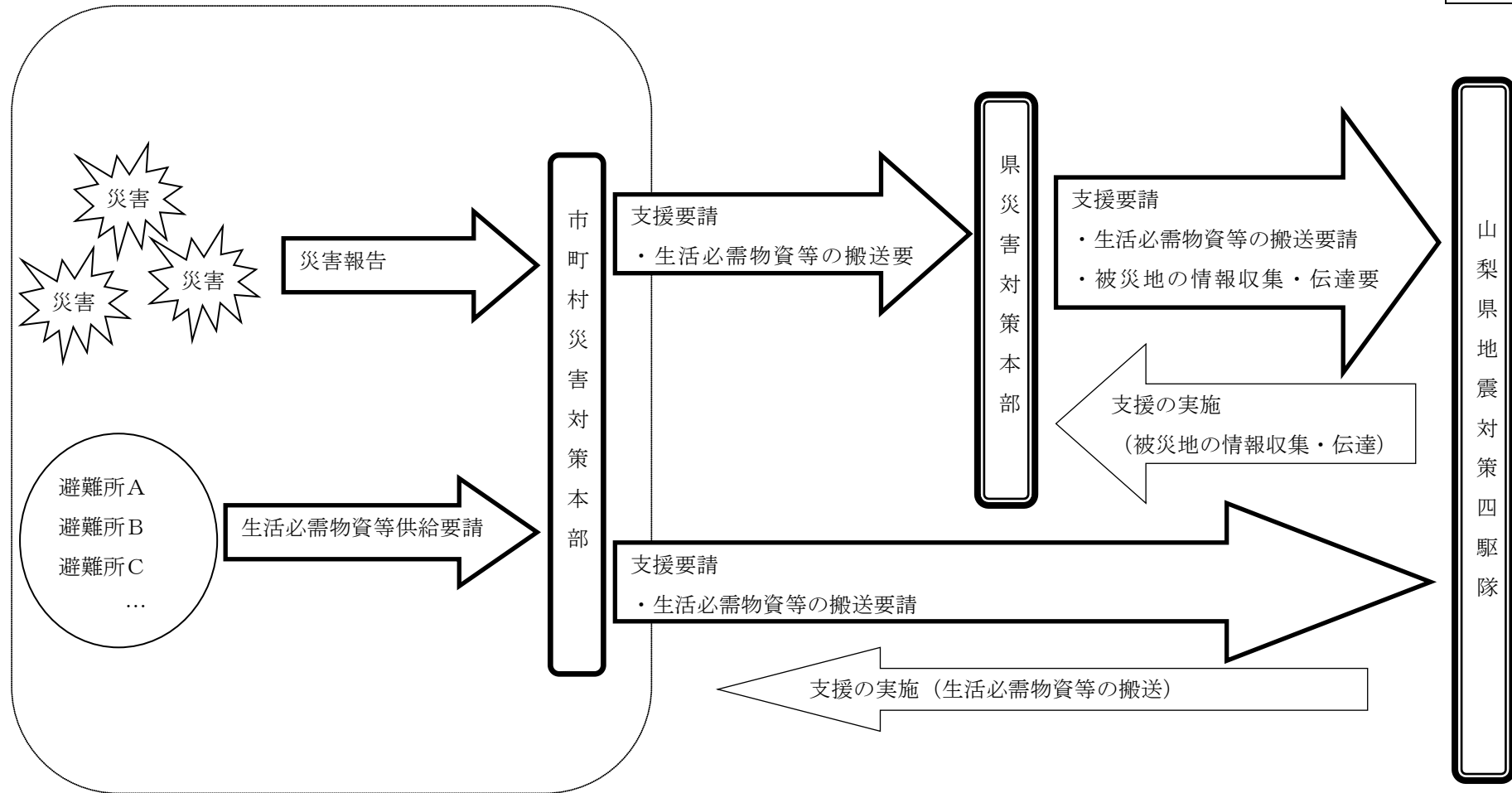
(2) 緊急時の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役 職 ・ 氏 名		
勤 務 先 名		
所 在 地		
電 話 番 号		
携 帯 電 話 番 号		
F A X 番 号		

個人情報の収集・利用・管理については、「山梨県個人情報保護条例」に基づき、利用目的以外の目的のために利用しません。

災害時における物資等緊急輸送の支援協力フローチャート

資料



平成18年8月21日

搬入受入承諾書

鳴沢村長

渡邊 健一 殿

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313

オリックス資源循環株式会社

取締役社長 田 中 勝 文

貴村が中部環境株式会社（以下「中間処理会社」といいます）にリサイクル処理（選別・破碎処理）を委託する粗大ごみについて、中間処理会社が選別・破碎処理した後、下記の内容で当社施設に搬入することを承諾いたします。

記

- ・搬入数量 60 t

- ・廃棄物の種類 可燃ごみ・不燃ごみ
[中部環境開発（株）（山梨県富士吉田市）による中間処理（選別・破碎処理）後の可燃性廃棄物および破碎残渣]

- ・条件 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に基づく
関係市町村との協議、通知行為等を適正に完了すること。
② 別途中間処理会社と当社間で定める契約条件に従うこと。

以 上

資料編

埼玉県大里郡

寄居町長 津久井 幹雄 様

鳴沢村長 渡邊 建一

一般廃棄物処理委託について（通知）

一般廃棄物の処理委託について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号に基づき、下記のとおり通知いたします。

記

1. 受託者及び委託する廃棄物の種類及び搬入予定量
 - ・別紙のとおり

2. 搬入開始時期（見込み）
 - ・平成18年9月1日から平成19年3月31日まで

担当 山梨県 鳴沢村役場
企画課 渡辺 積
T E L 0555-85-2311
F A X 0555-85-2461

平成19年2月14日

搬入受入承諾書

鳴沢村長

渡邊 健一 殿

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313

オリックス資源循環株式会社

代表取締役 田中 勝文

貴村が排出する下記1記載の廃棄物について、下記2記載の条件を前提に当社施設に搬入することを承諾いたします。

記

1. 廃棄物の種類、数量

- ① 可燃ごみ・不燃ごみ (110トン)
【中部環境開発(株)(山梨県富士吉田市)による中間処理(選別・破碎処理)後の可燃破碎残渣物及び不燃破碎残渣物】
- ② 可燃ごみ・不燃ごみ (1,000トン)
【災害時発生廃棄物】

2. 条件

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に基づく関係市町村との協議、通知行為等を適正に完了すること。
- ② 前項①については、別途中間処理会社と当社間で定める契約条件に従うこと。
- ③ 前項②については、別途、貴村と当社間で定める契約条件に従うこと。
- ④ 搬入廃棄物は、事前に実地調査を行い、当社が当社施設にて安全に処理が可能な廃棄物であると判断できること。

以上

○災害時における応急対策業務に関する細目協定書

山梨県鳴沢村長（以下「甲」という。）と(社)山梨県建設業協会都留支部長（以下「乙」という。）とは、山梨県と(社)山梨県建設業協会との間で平成8年8月1日付けで締結した「災害時における応急対策業務に関する基本協定」第5条に基づき、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する道路、河川、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止等の施設（以下「公共土木施設」という。）に被害が発生した場合、又はその恐れがある場合の応急対策業務の実施に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法及び山梨県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な県民の救出活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共土木施設の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立つ協力要請により、公共土木施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく山梨県災害対策本部が設置された場合又は地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、甲が公共土木施設の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

（災害応急対策協力者）

第3条 乙は、本協定に賛同できる協会員の中から災害応急対策協力者（以下「協力者」という。）を名簿に取りまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者ごとの災害時出勤態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量を取りまとめ「資機材・編成人員報告書」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

（災害応急対策区域） （別表）

第4条 甲は、地域の実情を考慮し必要と認める場合は、管内をいくつかの災害応急対策区域に分割するものとする。

2 災害応急対策区域は、応急復旧工事を施工する区域とし、甲は予め揚力者の中から複数の災害応急対策区域担当者を定めるものとする。

3 甲は予め災害応急対策区域担当者の中から被災情報収集担当者を定め、個々の公共土木施設の被害状況を調査、収集する責任を明確にしておくものとする。

（被災情報の報告）

第5条 被災情報収集担当者は、災害の発生後速やかに甲の所管する施設の被害状況を調査し、甲に報告するものとする。

- 2 甲及び乙は、事前に両者の情報連絡網を定め、関係者に周知するものとする。

(工事施工者)

第6条 被災後、応急復旧工事が必要な箇所について、甲及び乙は、災害応急対策区域ごとに予め定めた複数の災害応急対策区域担当者の中から、災害応急復旧工事施工者を決定することができる。

(協力要請)

第7条 甲は、第1条の目的を達成するため、必要があると認めたときは、乙に対し協力要請書により協力を要請する。

- 2 協力要請は、緊急を要する場合には、電話等の通信手段によることが出来ることとするが、この場合も遅滞なく協力要請書を取り交わすものとする。協力要請書は甲及び乙各1通を保有するものとする。

(工事の実施)

第8条 乙は、前条により甲の要請があったときは、第6条において決定した施工者により、甲の指示に従い速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

- 2 前項の応急復旧工事の限度は、公共土木施設の機能確保に係る必要最小限度の工事とする。
- 3 施工者は、応急復旧工事の施工に当たっては、第3者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。
- 4 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられる様手続きをとるものとする。
- 5 施工者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜応急復旧工事の進捗状況及び完成を甲に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第9条 甲は、施工者から前条第5項により提出された資料をもとに、速やかに随時契約を締結するものとする。

(乙から甲への報告)

第10条 乙は、第3条の規定による協力者の名簿及び「資機材・編成人員報告書」について、その内容に変更が生じたとき、又は甲が特に報告を求めたとき及び4月1日に甲に報告するものとする。

(損害賠償)

第11条 第7項の規定により、応急対策業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は疾病となった場合の本人又はその遺族に対する損害補償は、山梨県知事が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第71条第1項の規定により、協力命令を発したときに限り、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和37年山梨県条例第55号)を適用する。

(協定の効力)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲・乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申し出のないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(協議事項)

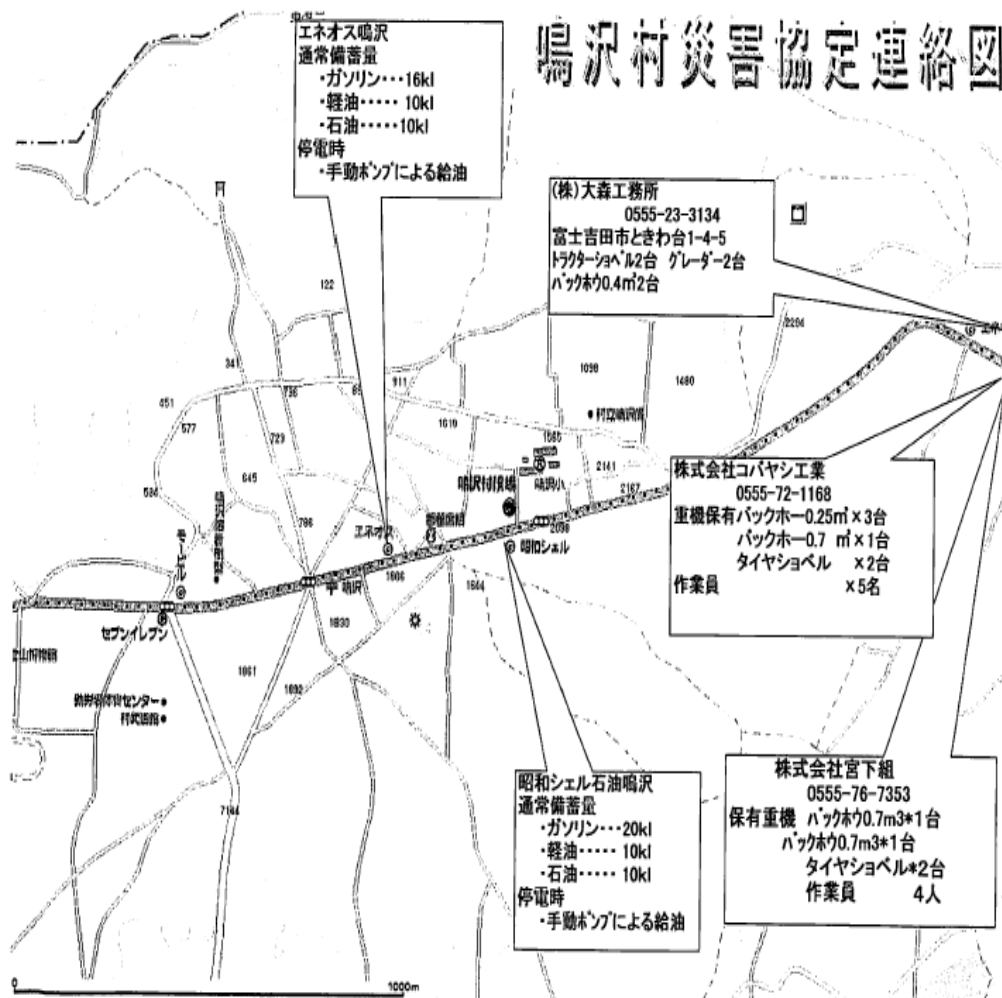
第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各自その一通を保有する。

甲	山梨県鳴沢村	村長	渡辺建一
乙	社団法人山梨県建設業協会	都留支部 支部長	都留支部 佐藤和彦

災害応急対策区域担当者及び被災情報収集者

	会社名	所在地	代表者名	担当者名	連絡先
鳴 沢 地 区	(株)大森工務所	富士吉田市ときわ台1-4-5	大森剛仁	小俣要一	090-2678-7023
	(株)宮下組	南都留郡富士河口湖町河口1793	宮下一広	佐野司	090-8740-9004
	(株)コバヤシ工業	南都留郡富士河口湖町小立1777-1	小林佳一朗	渡辺利幸	090-5194-4821



資機材・編成人員報告書

平成18年4月1日

※区域名：富士・東部建設事務所 上九・精進・本栖 地域

※災害応急対策区域担当者名：榎大森工務所

※住所：富士吉田市ときわ台1-4-5

I. 資機材

土のう (袋)	鋼材類 (t)	鉄線類 (t)	単管パイプ (本)	防水シート (枚)	バリケード (個)	カラーコーン (個)	安全ロープ (m)
100	0	0	50	100	0	200	200
保安灯 (灯)	投光器 (台)	発電機 (台)	排水ポンプ (台)	標識類 (枚)			その他 (式)
2	0	0	0	20			

II. 車両等

車両等名	規格	台数	車両等名	規格	台数
クレーン付トラック	4 t	1	キャブ付トラック	500kg積	1
ダンプトラック	2 t	2	タイヤブル	1.3m ³	1
ジープ	大型	1	〃	0.7m ³	1
〃	小型	1	バックホー	0.45m ³	1
〃	軽	2	〃	0.7m ³	1

注) 記入対象車両等は、原則として排水車、電源車、照明車、災害用作業機械、規制標識車、災害対策車（指揮型、無線車）等とする。

III. 編成人員

責任者 携帯：	小俣要一 090-2678-7023
責任者 携帯：	渡辺勝 090-4823-3829
責任者 携帯：	宮下誠 090-2552-1803

注) 県内で震度5以上の地震が発生した場合、災害応急対策協力者の安否及び使用可能な資機材・編成人員を速やかに報告すること。

※更新様式は、年度当初に道路管理課が取りまとめを行なう。

資機材・編成人員報告書

平成18年4月1日

※区域名：富士・東部建設事務所 上九・精進・本栖 地域

※災害応急対策区域担当者名：榑宮下組

※住所：南都留郡富士河口湖町河口1793

I. 資機材

土のう (袋)	鋼材類 (t)	鉄線類 (t)	単管パイプ (本)	防水シート (枚)	バリケード (個)	カラーコーン (個)	安全ロープ (m)
200	2	0.05	500	10	50	50	100
保安灯 (灯)	投光器 (台)	発電機 (台)	排水ポンプ (台)	標識類 (枚)			その他 (式)
10	2	2	1	30			

II. 車両等

車両等名	規格	台数	車両等名	規格	台数
クレーン付トラック	4 t	1	キャブ付トラック	500kg積	1
ダンプトラック	2 t	2	タイヤブル	1.3m ³	1
ジープ	大型	1	〃	0.7m ³	1
〃	小型	1	バックホー	0.45m ³	1
〃	軽	2	〃	0.7m ³	1

注) 記入対象車両等は、原則として排水車、電源車、照明車、災害用作業機械、規制標識車、災害対策車(指揮型、無線車)等とする。

III. 編成人員

責任者 佐野司 携帯：090-8740-9004	江口栄司・石原孝美・野沢清治
責任者 渡辺道春 携帯：090-3224-8776	篠原常行・白須善美
責任者 携帯：	

注) 県内で震度5以上の地震が発生した場合、災害応急対策協力者の安否及び使用可能な資機材・編成人員を速やかに報告すること。

※更新様式は、年度当初に道路管理課が取りまとめを行なう。

資機材・編成人員報告書

平成18年4月1日

※区域名：富士・東部建設事務所 上九・精進・本栖 地域

※災害応急対策区域担当者名：㈱コバヤシ工業

※住所：南都留郡富士河口湖町小立1777-1

Ⅰ. 資機材

土のう (袋)	鋼材類 (t)	鉄線類 (t)	単管パイプ (本)	防水シート (枚)	バリケード (個)	カラーコーン (個)	安全ロープ (m)
500	20	0.5	300	50	150	200	500
保安灯 (灯)	投光器 (台)	発電機 (台)	排水ポンプ (台)	標識類 (枚)			その他 (式)
20	20	3	2	50			

Ⅱ. 車両等

車両等名	規格	台数	車両等名	規格	台数
バックホー	0.45 m ³	1	ダンプトラック	2 t	1
〃	0.7 m ³	2	トラクタショベル	0.6 m ³	2
セルフ	10 t	1			
ユニック	4 t	1			
ダンプトラック	4 t	1			

注) 記入対象車両等は、原則として排水車、電源車、照明車、災害用作業機械、規制標識車、災害対策車（指揮型、無線車）等とする。

Ⅲ. 編成人員

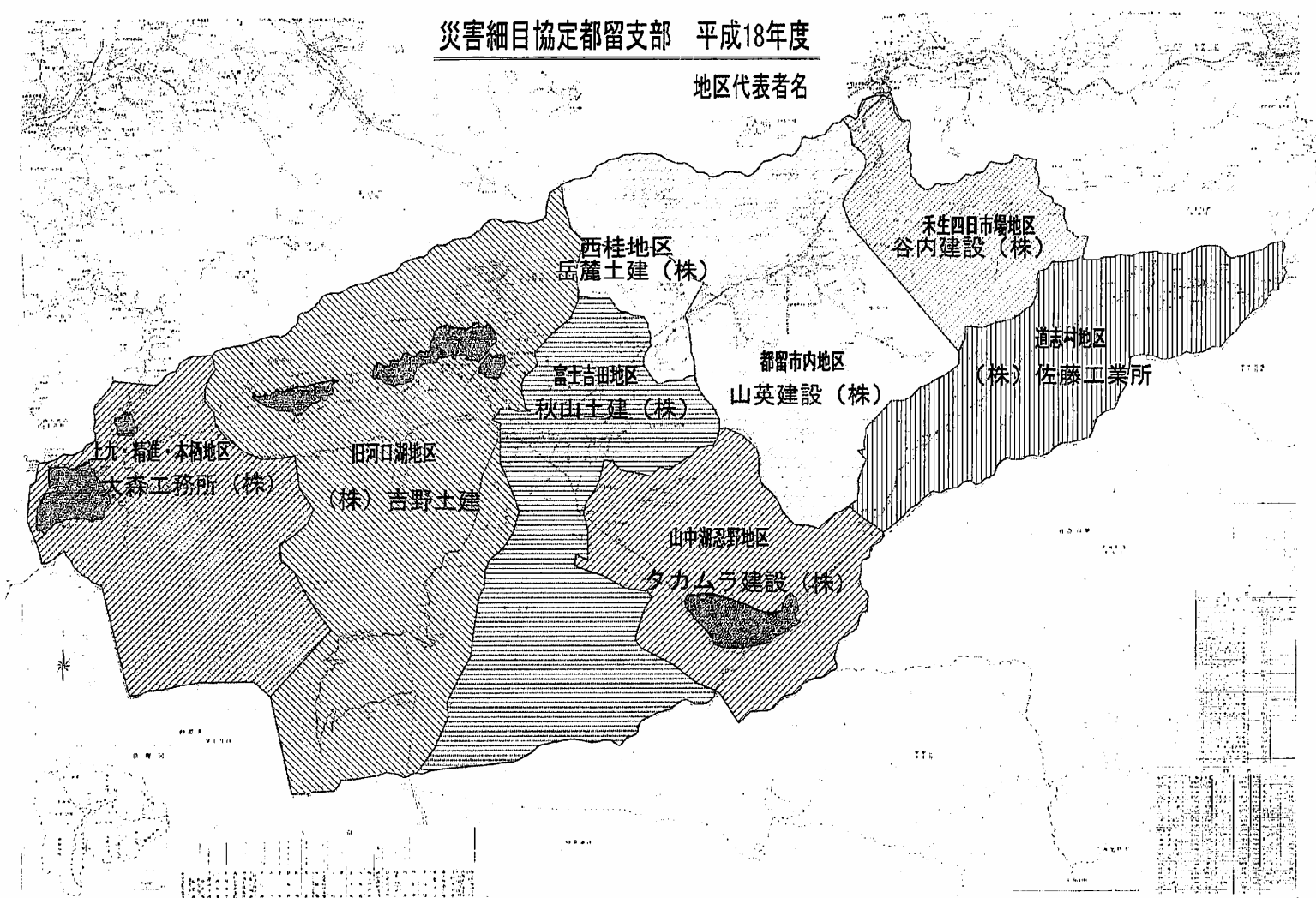
責任者 携帯：	三浦与志竹 090-3523-5057
責任者 携帯：	渡辺利幸 090-5194-4821
責任者 携帯：	坂本隆幸 090-3065-2423

注) 県内で震度5以上の地震が発生した場合、災害応急対策協力者の安否及び使用可能な資機材・編成人員を速やかに報告すること。

※更新様式は、年度当初に道路管理課が取りまとめを行なう。

災害細目協定都留支部 平成18年度

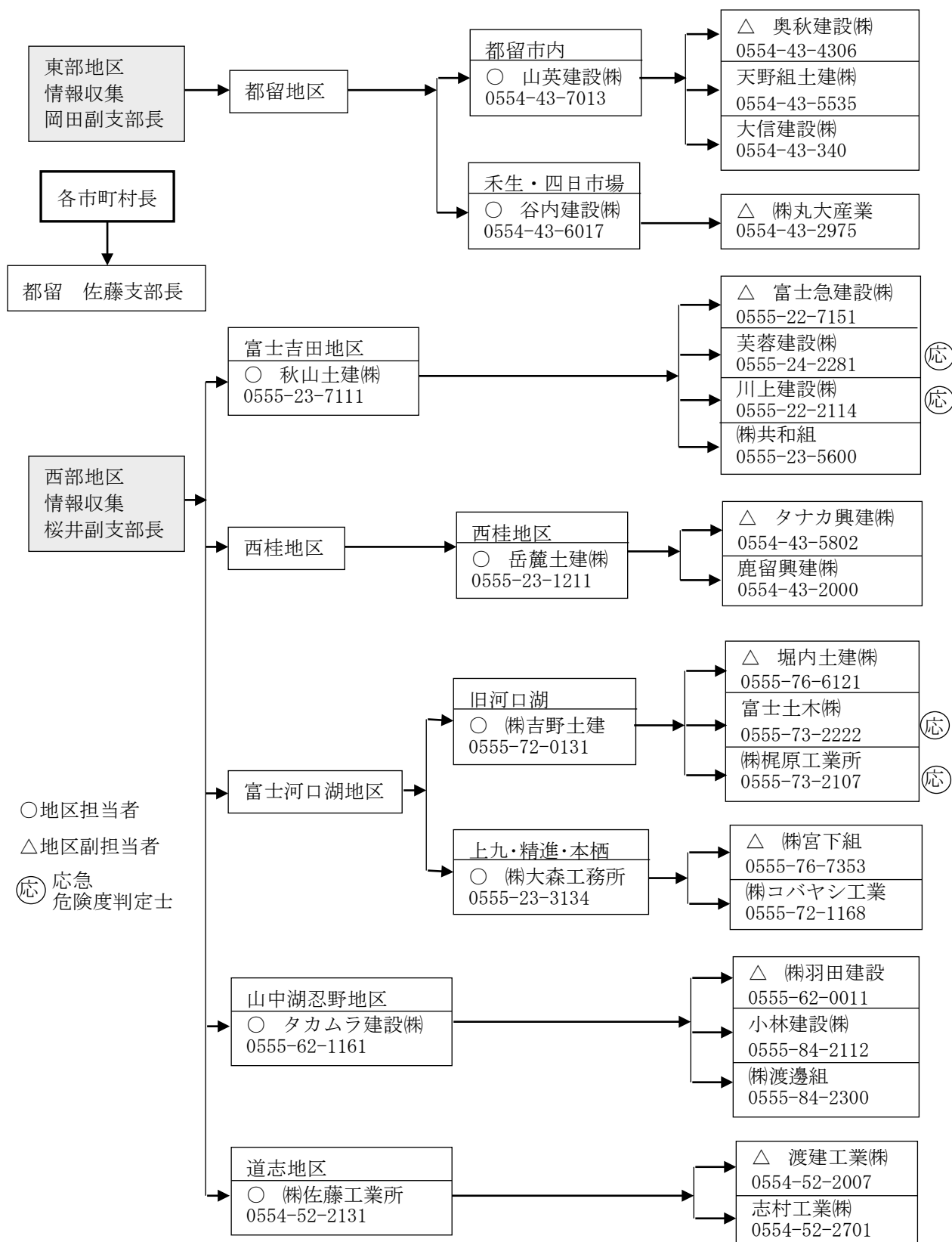
地区代表者名



平成18年度都留支部緊急連絡網

T E L 0554-43-7111

F A X 0554-45-3147



○特設公衆電話設置に関する覚書

鳴沢村（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、甲が管理する広域避難所（以下「本建物」という）内に、乙が災害発生に伴い一時的な緊急措置として、り災者の通話手段の確保を目的とした特設公衆電話を設置することについて、以下のとおり合意し、覚書を締結する。

（目的）

第一条

本覚書は、「本建物」内に乙が設置する「特設公衆電話」についての、「合意事項の明確化」を図ることを目的とする。

（設置・管理）

第二条

乙は、「本建物」内に、乙の費用負担で「特設公衆電話」及びそれに付随する設備を設置し、資産の帰属は乙とする。

- 「特設公衆電話」及びそれに付随する設備については、甲が責任を持って管理する。
- 「特設公衆電話」には乙以外の設備は設置しないこととする。

（設置場所）

第三条

「特設公衆電話」の設置場所については、別添1とする。

なお、甲は別添1に変更が生じた場合は乙に速やかに通知するものとする。

（「特設公衆電話」の移設等）

第四条

甲・乙いずれかのやむを得ない事由により、「特設公衆電話」を移設または撤去する必要がある場合は、乙の責任において移設または撤去するものとする。なお、この工事等に関わる費用が生じた場合は、甲乙協議し解決するものとする。

- 「特設公衆電話」の移設、撤去時期については、甲・乙で協議するものとする。

（設置スペースの提供）

第五条

甲は、乙が「本建物」内に「特設公衆電話」を設置するためのスペースを提供する。

（設置スペースの借用料）

第六条

「本建物」内に設置する「特設公衆電話」の設置に係わるスペースについて、甲は乙に対して無償で

提供することとする。

(運用等)

第七条

「特設公衆電話」は、災害救助法が発動された地域又はこれに準じた地域となるときに限り運用開始とする。ただし、甲が必要と認めた場合はこの限りではない。

- 2 災害者数の減少及び公衆電話、一般加入電話の利用がほぼ可能となった状況に応じて甲・乙協議のうえ運用を停止することとする。

(通信設備の維持)

第八条

通信設備の正常性を確保するため、乙の責において回線試験を行い、異常と認められた場合「本建物」内の入室を含む必要な回復措置を施すこととする。

- 2 乙は、上記回線試験及び回復措置に伴う工事・点検等が発生した場合は、事前に甲に通知し承諾を得るものとする。

(配管工事、分電盤等)

第九条

「特設公衆電話」を設置するための、配管、分電盤設備は甲の費用にて実施し、資産の帰属は甲とする。

(守秘義務)

第十条

甲及び乙は、本覚書の履行に際し知り得た業務上、技術上、その他一切の秘密を甲及び乙の責任により適切な管理のもと秘密として取扱い、事前に書面による許諾を得ることなく第三者に開示せず、本覚書の履行以外の目的で使用してはならない。

(覚書の有効期間)

第十一条

本覚書の有効期限は、締結日から平成22年3月31日迄とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、同一の条件を以って更に1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(免責)

第十二条

地震、火災、風水害等の災害及び盗難、その他、甲または乙の責に帰すことのできない事由により、甲または乙の財産に生じた損害に関しては甲乙それぞれが責を負うものとする。

(協議)

第十三条

本覚書の履行にあたり疑義を生じた事項、又は本覚書に定めのない事項については、法令及び社会の慣行に従い、甲乙は協議して解決にあたるものとする。

(連絡先)

第十四条

本覚書の履行に伴う連絡先については、別添2とする。

なお、別添2に変更が生じた場合は、速やかに甲乙双方が通知するものとする。

(その他)

第十五条

覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各々1通を保有するものとする。

平成21年7月29日

(甲) 山梨県南都留郡鳴沢村1575

鳴沢村長

小林 優 印

(乙) 山梨県甲府市青沼1丁目12番13号

東日本電信電話株式会社 山梨支店長

松田 淳 印

別添1

「特設公衆電話」（避難場所・電話番号一覧）

建 物 名	住 所	回線数	電話番号
1 山道ホール	南都留郡 鳴沢村748-1	1	0555-85-2495
2 村民体育館	南都留郡 鳴沢村8531-95	1	0555-85-2496
3 なるさわ富士山博物館	南都留郡 鳴沢村8532-63	1	0555-85-2498

別添2

「特設公衆電話設置に関わる連絡先」

協議事項が 発生した場合の 連絡先	甲	〒401-0398 山梨県南都留郡鳴沢村 1 5 7 5 番地 鳴沢村役場 総務課 電 話：0555-85-2311 F A X：0555-85-2461
	乙	(株)NTT東日本ー山梨 設備部 災害対策室 電 話：055-237-1961 F A X：055-221-2556
電話故障時の 連絡先	乙	(株)NTT東日本ー山梨 設備部 1 1 3 サービスセンタ 電 話：1 1 3

○鳴沢村防災行政無線の使用に関する協定書

鳴沢村（以下甲という。）と東京電力株式会社（以下乙という。）は、電力供給に係わる事故停電が発生した場合における、鳴沢村防災行政無線（以下「防災無線」という。）の活用に関し、甲乙間において、次の条項により協定書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は甲が所有する防災無線の活用について、「合意事項の明確化」を図ることを目的とする。

（広報の依頼等）

第2条 乙は、電力供給に係わる停電事故（自然災害・需給逼迫等）が発生した場合について、独自で速やかな広報活動ができないときは、甲に対し、別記依頼書（「停電に伴う防災行政無線放送のお願いについて」）により防災無線による広報の依頼を行うものとする。

2 甲は、前項の状況により依頼を受けたときは、防災無線を活用し、速やかに地域住民等に対して広報を行うものとする。なお、連絡責任者不在時においても、代務者等の判断により速やかに広報を行うものとする。

（広報依頼内容等）

第3条 乙は、前条第1項を依頼するときは、別図連絡体制により、次に掲げる事項を連絡するものとする。

- （1）広報依頼者の所属及び氏名
- （2）事故の原因（判明している場合）
- （3）影響する範囲
- （4）復旧の見通し
- （5）その他必要な事項

2 乙は、前項の依頼後、新たな情報が判明したときはその旨直ちに連絡を行うものとする。

（疑義の決定等）

第4条 この協定書の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定書締結の証として、本書2通作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成22年1月13日

（甲） 山梨県南都留郡鳴沢村1575

鳴沢村長 小林 優

(乙) 山梨県大月市御太刀2丁目2番14号
東京電力株式会社山梨支店
大月支社長 跡部 仁

資料編

別記依頼書（第2条第1項）

平成 年 月 日

鳴沢村役場総務課防災担当 様

東京電力(株)大月支社
富士吉田営業センター

停電に伴う防災行政無線放送のお願いについて

ただいま下記のとおり、停電が発生しております。
防災行政無線放送により、地域住民の皆さまへ停電情報の周知をお願いいたします。

記

「鳴沢村役場及び東京電力からお知らせいたします。」

「本日 時 分頃から、

(原因判明の場合)

の影響により

村

地域
地域
地域

が停電しています。」

(復旧時間が分かる場合)

「復旧は 時 分頃になりますので、
今しばらくお待ちください。」

(復旧時間が分からない場合)

「現在、復旧作業に取り組んでおりますので、
今しばらくお待ちください。」

以 上

扱い者：所属 氏名
電 話：0555-

別図連絡体制（第3条第1項）

鳴沢村 総務課
電 話：0555-85-2311（代表） FAX：0555-85-2461
※ 夜間・休祭日連絡先（宿・日直） 0555-85-2311（代表）



東京電力株式会社 大月支社 富士吉田営業センター
電 話：0555-75-2926 FAX：0555-22-3271
※緊急時連絡先（電話不通時等） 富士吉田地域お客さまサービスグループマネージャー 090-7213-3035

○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書

鳴沢村（以下「甲」という。）と山梨県土地家屋調査士会・公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、災害時における被害家屋状況調査（以下「状況調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（状況調査への協力）

第1条 甲は、鳴沢村内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、状況調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して状況調査を実施する。

（状況調査の内容）

第2条 状況調査の内容は、次に掲げるものとする。

（1）「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、甲の職員と連携して、鳴沢村内の家屋を調査すること。

（2）甲が発行する「り災証明」について、村民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費等の経費を負担しない。ただし、状況調査に必要な資機材は甲が用意するものとする。

（研修会の実施）

第4条 乙は、状況調査に必要な知識を修得する為に研修会を開催するものとし、甲に当該研修会の講師の派遣を要請することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、状況調査の実施により知り得た甲または第三者の情報を第三者に漏らしてはならない。状況調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、状況調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、乙が別途に加入する災害補償保険により対応する。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成25年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の1ヶ月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
- 3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通を各自保有する。

平成24年10月31日

甲 南都留郡鳴沢村1575
鳴沢村長 小林 優

乙 山梨県甲府市国母八丁目13番30号
山梨県土地家屋調査士会
会長 市川 哲郎

公益社団法人
山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 大村 義之

〔条例等関係〕

○鳴沢村防災会議条例

昭和三十七年八月三十日

条例第八号

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条第六項の規定に基づき、鳴沢村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第二条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 鳴沢村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 村長の諮問に応じて、村の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第三条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、村長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもつてあてる。
 - 一 関係地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - 二 山梨県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - 三 富士吉田警察署長又はその指名する職員
 - 四 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - 五 教育長
 - 六 消防団長
 - 七 富士五湖消防本部消防長又はその指名する職員
 - 八 関係公共機関又は関係地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
 - 九 自主防災組織を構成する者又は学識経験のあるものの内から村長が任命する者
 - 十 その他村長が必要と認め任命する者
- 6 前項第一号、第二号、第三号、第四号、第七号、第八号、第九号及び第十号の委員の定数は、それぞれ二人、二人、一人、四人、一人、四人、二人及び四人以内とする。

(専門委員)

第四条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門の委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査及び終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第五条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和三十七年九月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第五号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第一五号)

この条例は、平成十九年七月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第五号)

この条例は、平成一二年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第一五号)

この条例は、平成一十九年七月一日から施行する。

附 則(平成二十四年条例第二十六号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

○鳴沢村災害対策本部条例

昭和37年11月8日
条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、鳴沢村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策委員長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年10月1日から適用する。

附 則（平成二十三年条例第一一号）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年条例第25号）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

○鳴沢村災害対策本部活動要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳴沢村災害対策本部条例（昭和37年11月鳴沢村条例第9号）第4条の規定に基づき、鳴沢村災害対策本部（以下「本部」という。）の活動等に関する事項を定めるものとする。

(活動の開始及び終了の時期)

第2条 本部長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、本部の活動を開始するものとする。
2 本部は、災害の危険が解消したと認められる場合、又は災害に対する応急措置がおおむね完了したと認められるときに、活動を終了する。

(副本部長)

第3条 副本部長は、副村長を置いている時は副村長を、副村長を置いていない時は教育長をあてる。

(本部員)

第4条 本部員は、別紙のとおりとする。

(部、班および分掌事務)

第5条 本部に、部を置き、その名称並びに分掌事務は、別紙のとおりとし、部長は分掌に定める者をもってあてる。

(部長会議)

第6条 部長会議は、部長をもって構成する。

2 部長会議は、本部長が召集する。

(本部の配備基準等)

第7条 本部の配備基準は、別表のとおりである。

2 各部長は、前項の配備基準により、分掌事務について、あらかじめ配備計画をたて、これを部員に周知徹底するとともに、この構成計画表を本部長に提出するものとする。編成表を修正した場合も同様とする。

(第1配備下の活動)

第8条 第1配備下における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各部長は、本部室に参集し、相互に情報を交換し、情勢に対応する措置を検討する。
- (2) 各部長は、情勢又は連絡に即応して、随時所属職員に対し、必要な指示を行なう。
- (3) 配備につく職員の人数は、状況により、各部長において増減する。

(第2配備下の活動)

第9条 第2配備下における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 本部員は、本部に参集し、情勢に対応する措置を講ずる。
- (2) 配備につく職員の数、状況により、各部長において増減する。

(第3配備発令後の活動)

第10条 第3配備が発令された後は、各部長は、災害対策活動に全力を集中するものとする。

(非常参集)

第11条 災害対策に関係ある部の職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき又は災害が発生する恐れがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、所属の部と連絡をとり、必要ある場合は、所定の場所に参集するものとする。

(連絡員)

第12条 各部長は、連絡員1名を、第2及び第3配備体制が発令されたときに、所定の場所に常駐させ、本部との連絡にあたらせるものとする。

(被害報告)

第13条 関係ある部長は、鳴沢村地域防災計画の被害状況等報告計画に定めるところにより、被害状況等を報告するものとする。

(事務局)

第14条 本部の事務を処理するため、事務局を総務課に置く。

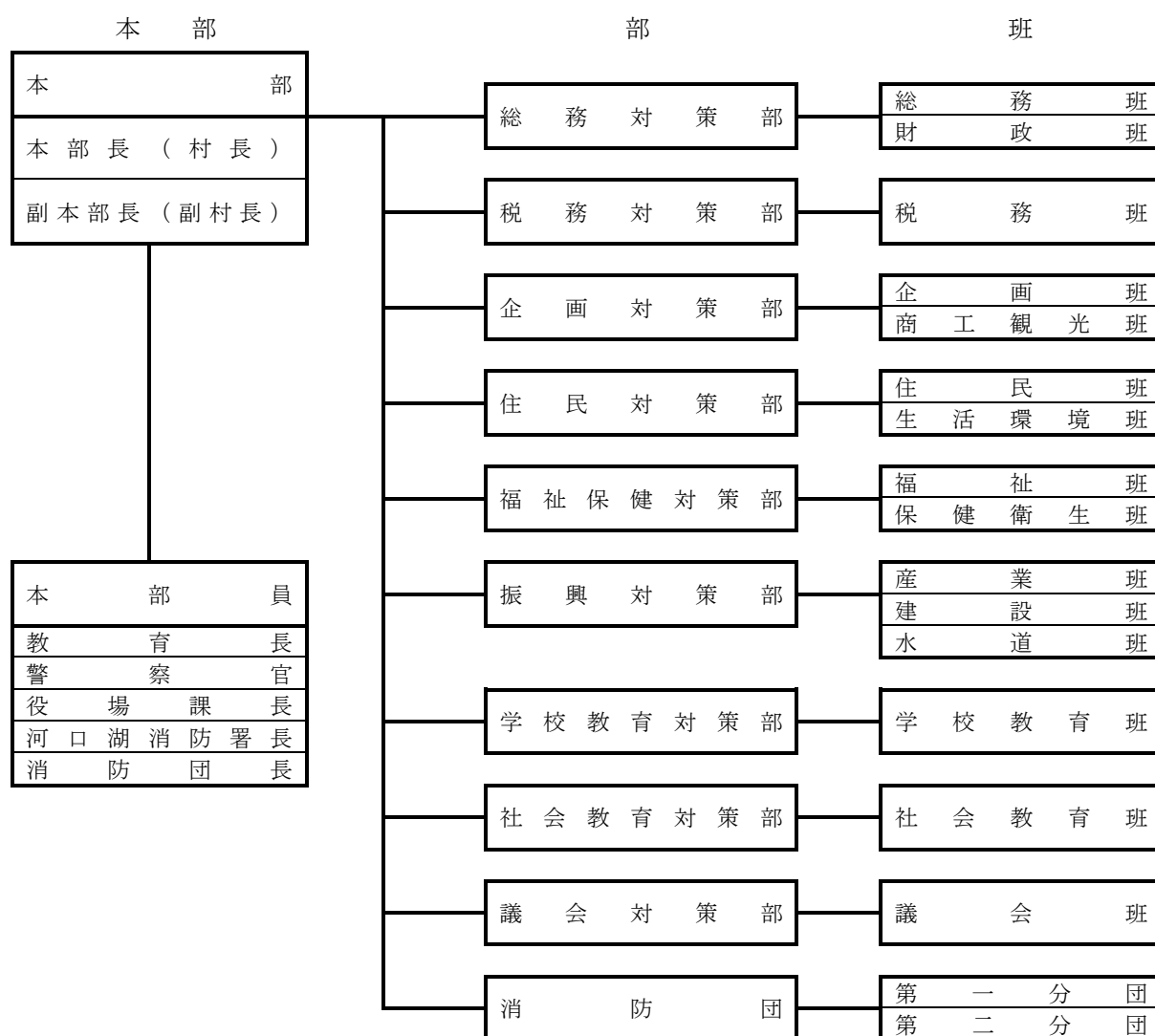
- 2 事務局に局長及び局員を置く。
- 3 局長は、総務課長をもってあてる。
- 4 局員は、本部長が任命する。

(その他)

第15条 本部長およびその他の職員は、災害活動に従事する場合において、必要あるときは、別に規定がある場合のほかは、別記様式第1による腕章を帯用し、自動車に別記様式第2による標旗を使用するものとする。

別記組織図

鳴沢村災害警戒(対策)本部組織図



別表第2 (第6条関係)

事務分掌表

総務対策部 (総務課長)	総務班	総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2 災害視察者、見舞者に対する応接に関する事。 3 災害対策用貸金職員等の雇上げに関する事。 4 職員の公務災害補償に関する事。 5 庁有車両の集中管理、配車、緊急調達など緊急輸送に関する事。 6 災害関係文書の收受、管理等に関する事。 7 公園施設の被害調査、応急復旧に関する事。 8 他部班への応援に関する事。
	総務班	消防係	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事。 2 災害対策本部の設置に関する事。 3 本部員会議の庶務に関する事。 4 災害対策の総括に関する事。 5 本部長指令の伝達に関する事。 6 予警報、災害情報の収集に関する事。 7 職員の動員及び配備に関する事。 8 被害状況の取りまとめに関する事。 9 県、他市町村、自衛隊への応援要請に関する事。 10 県、消防庁への被害報告に関する事。 11 緊急通行(輸送)車両の確認申請等に関する事。 12 災害復興計画の作成に関する事。 13 地域関係団体、自主防災組織等との連絡調整に関する事。 14 仮設トイレの設置に関する事。 15 緊急食料の調達、配布に関する事。 16 生活必需品の調達、配布に関する事。 17 災害救助法の適用申請に関する事。 18 他部班への応援に関する事。
	財政班	財政係	<ol style="list-style-type: none"> 1 公有財産の被害状況調査に関する事。 2 応急対策に要する物品資機材等の調達に関する事。 3 災害対策の予算編成に関する事。 4 災害応急活動費の経理に関する事。 5 他部班への応援に関する事。
税務対策部 (税務課長)	税務班	税務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事。 2 救援物資の受付、仕分け等に関する事。 3 物資の配布等の応援に関する事。 4 り災証明に関する土地・家屋の被害調査に関する事。 5 り災証明の発行に関する事。 6 被災家屋台帳の作成に関する事。 7 被災者生活再建支援法の適用申請に関する事。 8 被災住民への税関係の相談に関する事。 9 村民税、国民健康保険税、固定資産税の減免措置に関する事。 10 他部班への応援に関する事。
企画対策部 (企画課長)	企画班	企画係	<ol style="list-style-type: none"> 1 国・県に対する陳情に関する事。 2 庁内放送に関する事。 3 防災行政無線の管理、運用に関する事。 4 部内の連絡調整に関する事。

			<ul style="list-style-type: none"> 5 住民への広報活動に関する事。 6 臨時広報紙の発行に関する事。 7 災害現場記録の収集、保管に関する事。 8 報道機関に対する記者会見等の対応に関する事。 9 O A機器の点検、安全確保対策に関する事。 10 公園施設の被害調査、応急復旧に関する事。 11 村ホームページによる各種災害情報等の提供に関する事。 12 他部班への応援に関する事。
	商工観光班	商工観光係	<ul style="list-style-type: none"> 1 商工業の被害調査、災害対策に関する事。 2 観光客等の滞留旅客の安全確保対策に関する事。 3 商工業者、中小企業者への災害資金貸付等の相談に関する事。 4 他部班への応援に関する事。
住民対策部 (住民課長)	住民班	住民係	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事。 2 避難所の開設、運営、衛生に関する事。 3 来庁者の安全確保対策に関する事。 4 行方不明者相談窓口の設置に関する事。 5 被災市民の調査に関する事。 6 被災者名簿の作成に関する事。 7 被災住民等への災害相談に関する事。 8 埋火葬許可証の発行に関する事。 9 死体の埋火葬に関する事。 10 死体の処理に関する事。 11 保育児童の安全確保対策、安全確認に関する事。 12 入所施設の確保、搬送等に関する事。 13 保育所の被害調査、応急復旧に関する事。 14 応急保育に関する事。 15 公園施設の被害調査、応急復旧に関する事。 16 他部班への応援に関する事。
	生活環境班	生活環境係	<ul style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の収集・処理計画の作成に関する事。 2 ごみ、し尿の収集及び処理に関する事。 3 被災地の防疫に関する事。 4 他部班への応援に関する事。
福祉保健 対策部 (福祉保健 課長)	福祉班	福祉係	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事。 2 村社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 3 日本赤十字社との連絡に関する事。 4 防災ボランティアの受付に関する事。 5 社会福祉団体への協力要請に関する事。 6 災害弔慰金の支給等に関する事。 7 災害時要援護者の安否確認、支援対策に関する事。 8 日常生活用具、補装具等の調達に関する事。 9 福祉避難所の開設等の協力に関する事。 10 障害者団体への協力要請に関する事。 11 避難所の開設、運営、衛生等の協力に関する事。 12 所管施設の被害調査、応急復旧対策に関する事。 13 福祉避難所の開設、運営、衛生に関する事。 14 公園施設の被害調査、応急復旧に関する事。 15 他部班への応援に関する事。
	保健衛生班	保健衛生係	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療機関との連絡に関する事。 2 医師会への医療救護班の派遣要請に関する事。

			<ul style="list-style-type: none"> 3 富士東部福祉保健所への協力依頼等の連絡に関する事。 4 避難者等の健康相談に関する事。 5 被災地等の食品衛生に関する事。 6 応急医療・助産に関する事。 7 医療救護班の編成に関する事。 8 医薬品、衛生材料等の確保に関する事。 9 避難所、応急仮設住宅への巡回医療に関する事。 10 被災住民に対する心のケアに関する事。 11 診断書類等諸記録の作成、保管に関する事。 12 他部班への応援に関する事。
振興対策部 (振興課長)	産業班	産業係	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事。 2 農林業施設の被害調査、応急復旧対策に関する事。 3 農道、林道の被害調査、応急復旧対策に関する事。 4 農林業関係機関・団体との連絡調整に関する事。 5 農林関係の治山・治水対策に関する事。 6 被災農林業者への災害資金貸付等の相談に関する事。 7 死亡獣畜の処理に関する事。 8 緊急食料の調達、配布に関する事。 9 生活必需品の調達、配布に関する事。 10 他部班への応援に関する事。
	建設班	建設係	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事。 2 土砂災害等危険箇所の被害調査、応急対策に関する事。 3 被災住宅の応急危険度判定に関する事。 4 応急仮設住宅の設置、被災住宅の応急修理に関する事。 5 被災宅地の危険度判定に関する事。 6 建設業者等への応急復旧作業等の協力要請に関する事。 7 道路、橋梁等の被害調査、応急復旧対策に関する事。 8 公園施設の被害調査、応急復旧に関する事。 9 緊急輸送路の確保に関する事。 10 道路、住宅関係障害物の除去に関する事。 11 土木業者等への障害物除去作業の協力要請に関する事 12 他部班への応援に関する事。
	水道班	水道係	<ul style="list-style-type: none"> 1 簡易水道施設の被害調査、応急対策に関する事。 2 応急給水に関する事。 3 応急復旧資機材等の確保に関する事。 4 水質管理に関する事。 5 水道関係の広報に関する事。 6 簡易水道施設の応急復旧計画の作成に関する事。 7 水道工事指定店への応急復旧対策の協力要請に関する事。 8 他部班への応援に関する事。
学校教育対策部	学校教育班	学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童・生徒の安全確保対策、安否確認に関する事。 2 学校教育施設の被害調査、災害応急対策に関する事。 3 県教育委員会への学校教育関係の被害報告に関する事。 4 避難所の開設等に関する事。 5 応急教育の実施に関する事。 6 被災児童・生徒への教科書、学用品の給与に関する事。 7 他部班への応援に関する事。
社会教育対策部	社会教育班	社会教育係	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事。 2 施設利用者の安全確保対策に関する事。

			<ul style="list-style-type: none"> 3 社会教育施設の被害調査、災害応急対策に関する事。 4 文化財の被害調査、災害応急対策に関する事。 5 他部班への応援に関する事。
議会対策部	議会班	議会事務局長	<ul style="list-style-type: none"> 1 村議会との連絡調整に関する事。 2 他部班への応援に関する事。
	消防団		<ul style="list-style-type: none"> 1 消防及び水防活動に関する事。 2 住民への避難勧告・指示等の伝達に関する事。 3 避難誘導に関する事。 4 被災者の救助活動に関する事。 5 行方不明者及び死体の捜索に関する事。 6 他部班への応援に関する事。

	配備基準	配備内容	配備の要領
第一配備	①〔一般災害〕 次の注意報の1以上が発表されたとき (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 (3)大雪注意報	気象情報等を十分注視するとともに、必要に応じて応急対策活動に着手するものとする。	(1)次の課は1名以上の配備 総務 (2)勤務時間以外は宿日直者が対応 (3)総務課長及び消防防災担当職員は自宅待機 (4)前記以外の所属は所属長の判断で配備又は状況に応じ臨機応変に人員の増強或いは解除措置
第二配備	①〔一般災害〕 次の警報の1以上が発表されたとき (1)大雨警報 (2)洪水警報 (3)暴風警報 (4)大雪警報 ②〔一般地震〕 震度3の地震発生時 ③〔富士山火山〕 レベル2「火口周辺注意」	災害関係所属で、情報活動をはじめとする応急対策活動に着手するものとする。	(1)次の課は1～3名以上の配備 総務・振興 (2)前記以外の課は自宅待機するとともに、所属長の判断で配備又は状況に応じ臨機応変に人員の増強或いは解除措置
第三配備	①〔一般災害〕 (1)台風接近 (2)被害が予測される警報 (3)土砂災害警戒情報 ②〔一般地震〕 震度4以上地震発生時 ③〔東海地震〕 観測情報 ③〔富士山火山〕 レベル3「注意」	事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できるものとする。	(1)次の課は2～3名以上の配備 総務・振興 (2)前記以外の課は自宅待機するとともに、総務対策部長（総務課長）又は所属長の判断で配備又は状況に応じ臨機応変に人員の増強或いは解除措置
第四配備	①〔一般災害〕 大規模災害発生時 ②〔一般地震〕 (1)震度5弱～5強の地震を観測したとき (2)震度6弱以上の地震を観測したとき (3)災害対策本部を設置したとき 又は本部長が指示したとき ③〔東海地震〕 (1)注意情報 (2)予知情報 (3)警戒宣言 ③〔富士山火山〕 レベル4「避難準備」以上	各部門が応急対策活動が円滑に行いうるものとする	(1)各所属所員人員（所掌する応急対策活動を円滑に実施できる人員）の全員をもってあたる

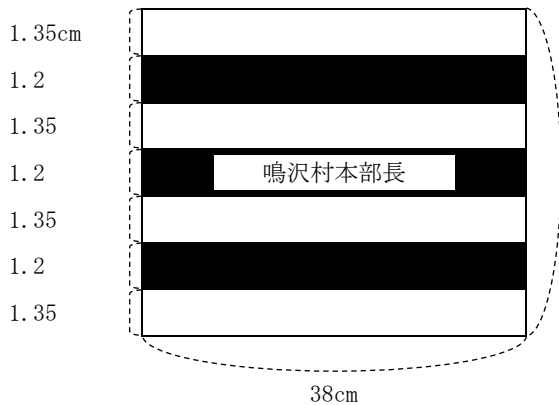
様式第1号 (第17条関係)

腕

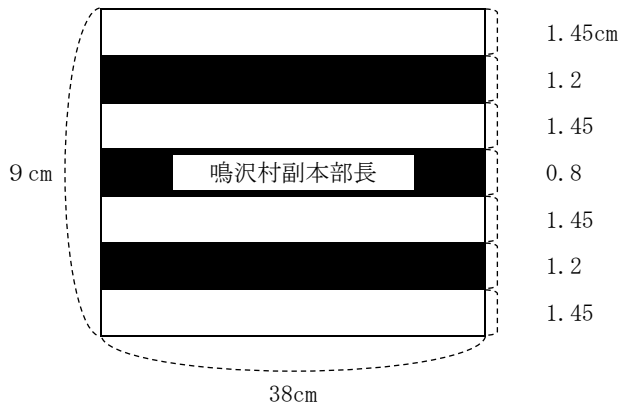
章

(腕章の横線は赤色とする。)

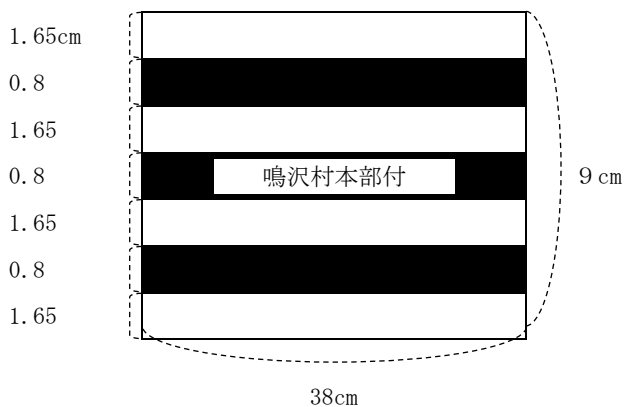
本部長用



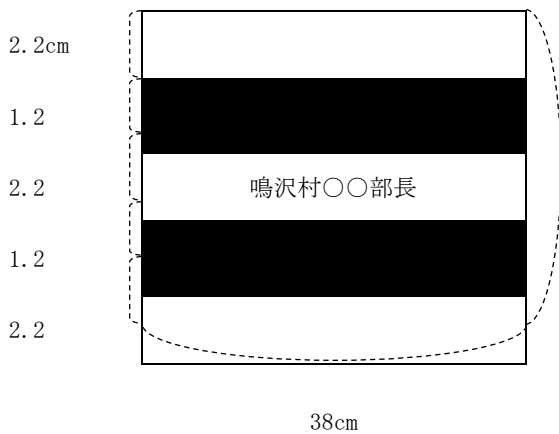
副本部長用



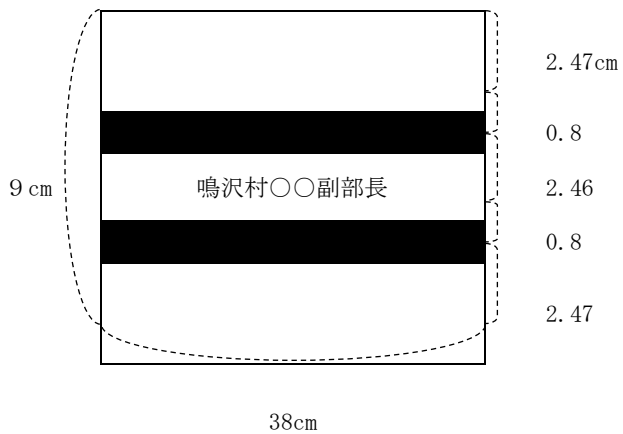
本部付用

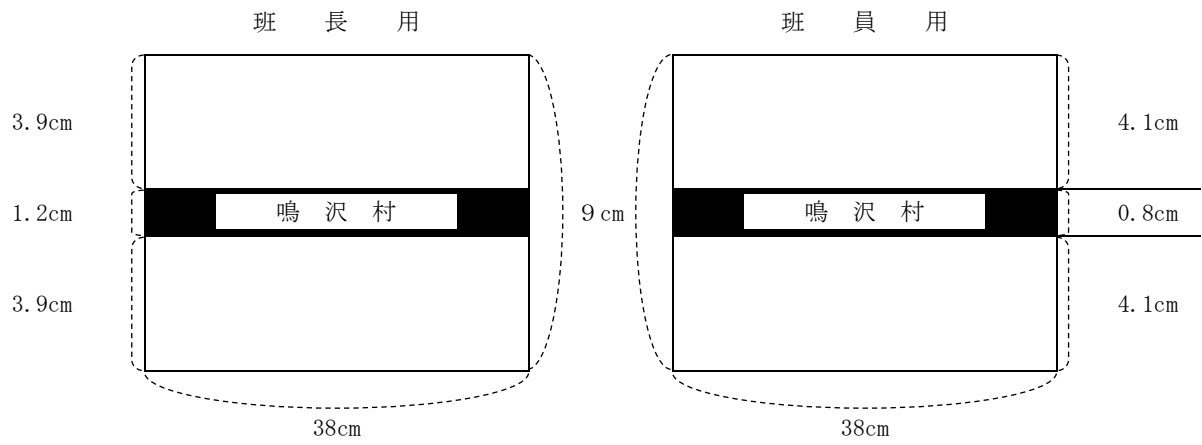


部長用

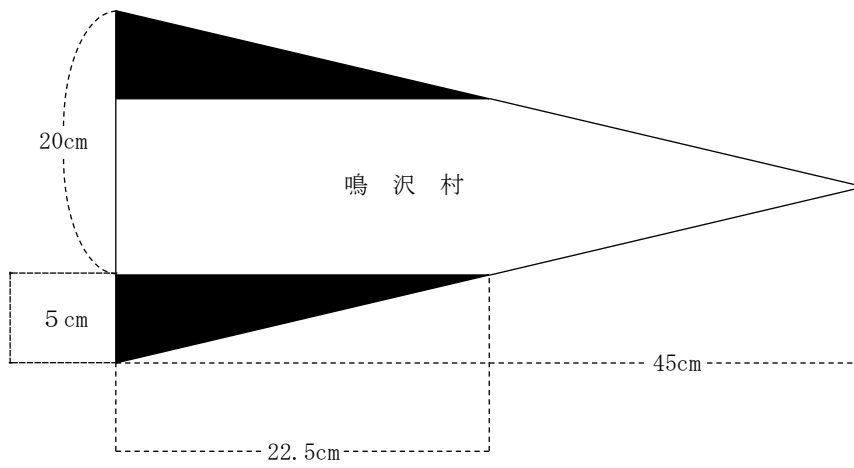


副部長用





様式第2号 (第17条関係)



○鳴沢村地震災害警戒本部条例

昭和54年9月29日
条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定により、鳴沢村地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

- 2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置く事ができる。
- 3 副本部長は、鳴沢村助役および鳴沢村収入役の職にある者を充てる。
- 4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 山梨県警察の警察官のうちから村長が委嘱する者。
 - (2) 村の教育委員会の教育長の職にある者。
 - (3) 村長がその部内の職員のうちから指名する者。
 - (4) 富士五湖消防組合の消防吏員その他の職員のうちから村長が委嘱する者。
 - (5) 鳴沢村消防団長の職にある者。
- 6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
- 7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、村の職員のうちから村長が指名する。
- 8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれにあたる。
- 4 部長に事故があるときには、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○山梨県消防特別救助隊設置・運営規程

(目的)

第1条 この規程は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条及び同第24条の3並びに山梨県常備消防相互応援協定の規定に基づき、県内または近県に救助を要する大災害が発生した場合に出動し、迅速かつ的確な活動を行うため山梨県消防特別救助隊を設置することとし、その運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(救助隊の任務)

第2条 この救助隊は、被災地において大災害により生命、身体に危険が及んでいる者を救助し、安全な場所へ救出すること等を任務とする。

(隊員の任命)

第3条 隊員は、各消防本部消防長が所属の救助隊員のなかから、その規模に応じて任命するものとする。

(隊の構成)

第4条 救助隊の構成は、統轄者、隊長、副隊長、班長及び隊員とし、総勢160名以内とする。
統轄者は、山梨県消防長会会長とし、隊長は受援地の現地最高責任者となる消防長または消防署長とする。副隊長、班長は隊員のなかから統轄者が指名する。

(隊の編成)

第5条 救助隊は、統轄者及び隊長を除き、各消防本部毎に隊員5名をもって1班とし、別表のとおり30班をもって編成する。

(出動要請)

第6条 受援組合等の長または山梨県知事は、災害の発生場所及び災害の規模等を考慮し、統轄者と協議のうえ応援組合等の長に出動要請を行うものとする。

(訓練)

第7条 出動時に備え、隊員は各所属において訓練を行うとともに、全隊員による研修及び特別訓練を年1回以上実施するものとする。

(機械器具等の整備)

第8条 救助隊出動時に必要となる機械器具等については、消防長会で検討し、各消防本部において計画的に整備することとし、あらかじめ登録しておくものとする。

(実施細目及び疑義の協議)

第9条 この規程の実施について必要な事項、または、疑義が生じたときは消防長会において協議し決定するものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和61年6月1日から施行する。
- 2 この規程を証するため、本規程10通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

別表

ブロック	消 防 本 部 名	特 別 救 助 隊	
		隊 員 数 (人)	班 数 (班)
甲 府	甲 府 地 区 消 防 本 部	50	10
東 山	東 山 梨 消 防 本 部	10	2
東 八	東 八 消 防 本 部	10	2
峡 南	峡 南 消 防 本 部	10	2
峡 北	峡 北 消 防 本 部	10	2
峡 西	峡 西 消 防 本 部	10	2
富 士 五 湖	富 士 五 湖 消 防 本 部	20	4
都 留	都 留 消 防 本 部	10	2
大 月	大 月 消 防 本 部	10	2
上 野 原	上 野 原 消 防 本 部	10	2
計		150	30

甲府地区広域行政事務組合消防本部 消防長
 都 留 市 消 防 本 部 消防長
 富 士 五 湖 消 防 組 合 消 防 本 部 消防長
 大 月 市 消 防 本 部 消防長
 峡北広域行政事務組合消防本部 消防長
 東八代広域行政事務組合東八消防本部 消防長
 峡南広域行政組合消防本部 消防長
 東山梨消防組合消防本部 消防長
 上野原町消防本部 消防長
 峡西消防組合消防本部 消防長

○山梨県災害救助法施行細則（別表）

最近改正 平成24年 8月13日規則第34号

第1 救助の程度、方法及び期間

1 収容施設の供与

(1) 避難所

ア 避難所に収容することができる者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により開設することができる。

ウ 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり300円以内の額とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

エ 避難所の設置が冬季（10月から3月まで）の場合は、別に定める額を前項の額に加算する。

オ 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅に収容することができる者は、住家が全滅、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、みずからの資力では住宅を得ることができないものとする。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,401,000円以内とする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。この場合の1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、イにかかわらず知事が別に定める。

エ 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できる。

オ 応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工し、すみやかに工事を完成しなければならない。

カ 応急仮設住宅を供与することができる期間は、建築工事が完了した日から2年以内とし、これを処分しようとするときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

キ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することができる。

2 たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) たき出しその他による食品の給与

ア たき出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行なう。

イ たき出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ たき出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。

エ たき出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行なう。

イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域の通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態になったものを含む。）若しくは船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行なう。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行なう。

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食品
- エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することのできる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
	夏季	4月から9月まで	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円
冬季	10月から3月まで	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯

季別	世帯区分					
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季 4月から 9月まで	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円
冬季 10月から 3月まで	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円

(4) 3の(3)の季別区分は、災害発生の日をもって決定する。

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行なうことのできる範囲の施術を含む。）を行なうことができる。

イ 医療は、次の範囲内において行なう。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

ウ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

エ 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の方法を失った者に対して行なう。

イ 助産は、次の範囲内において行なう。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合には、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とすること。

エ 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 災害にかかった者の救出

- (1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。
- (2) 災害にかかった者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 災害にかかった者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 災害にかかった住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊又は半焼し、みずからの資力では応急修理をすることができない者に対して行なう。
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、1世帯当たり520,000円以内とする。
- (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行なう。
- (2) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行なう。
- (3) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の範囲内の額とする。
 - ア 生業費 1件当たり 30,000円
 - イ 就職支度金 1件当たり 15,000円
- (4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。
 - ア 貸与期間 2年以内
 - イ 利子 無利子
- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行なう。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行なう。
 - ア 教科書
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品
- (3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第131号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり4,100円

(イ) 中学校生徒 1人当たり4,400円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり4,800円

(4) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内その他の学用品については、15日以内とする。

9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行なう。

(2) 埋葬は、次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア 棺（附属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、一体当たり大人201,000円以内、小人160,800円以内とする。

(4) 埋葬は災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の搜索

(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行なう。

(2) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の搜索をすることができる期間は災害発生の日から10日以内とする。

11 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理（埋葬を除く。）を行なう。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行なう。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行なう。

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,300円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,000円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該

地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつみずからの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行なう。

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費とし、1世帯当たり133,900円以内とする。

(3) 障害物の除去のできる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産

ウ 災害にかかった者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の搜索

カ 死体の処理

キ 救済用物資の整理配分

(2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

令第11条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 21,500円

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 1人1日当たり 15,100円

ウ 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士 1人1日当たり 16,500円

エ 救急救命士 1人1日当たり 15,400円

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,800円

カ 大工 1人1日当たり 17,700円

キ 左官 1人1日当たり 17,100円

ク とび職 1人1日当たり 16,500円

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからオまでに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

(3) 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

2 令第10条第5号から第10号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料として、その100分の3の額を加算した額

〔様式関係〕

○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

※爆発を除く。 消防庁受信者氏名

火災種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他						
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者名)				
出火箇所			出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由			
	負傷者 重症		人				
	中等症		人				
		軽症		人			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²	
		半焼棟			建物焼損表面積	m ²	
		部分焼棟			林野焼損面積	a	
		ぼや棟					
り災世帯数			気象状況				
消防活動状況	消防本部(署)		台	人			
	消防団		台	人			
	その他			人			
救急・救助活動状況							
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名	1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2. 危険物に係る事故 3. 原子力災害 4. その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市 町 村 (消防本部名)	
		報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種〕 第二種、その他		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. R I 等 7. その他 ()	物質名		
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等 人(人)		
		{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)		
消防防災活動 状況及び救急・救助活動 状況	事業所	出場機関	出場人員	出場資機材
		自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
	その他	人		
	消防本部(署)	台人		
	消防団	台人		
	海上保安庁	人		
	自衛隊	人		
警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	その他	人		
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等 人(人)	
	計 人	{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)	
不明	人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
救急・救助活動 の状況			
災害対策本部等の 設置状況			
その他参考事項			

- (注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
- (注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 （消防本部名）	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）			（市町村）					

（注） 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県			区分			被害		
災害名 ・ 報告番号	災害名		田	流失・埋没	ha			
	第 報			冠 水	ha			
	(月 日 時現在)			畑	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
報告者名		文教施設		箇所				
区分		被害		病院		箇所		
人的被害	死者	人	道路		箇所			
	行方不明者	人	橋りょう		箇所			
	負傷者	重傷	人	河川		箇所		
		軽傷	人	港湾		箇所		
住家被害	全壊		棟	砂防		箇所		
			世帯	清掃施設		箇所		
			人	崖くずれ		箇所		
	半壊		棟	鉄道不通		箇所		
			世帯	被害船舶		隻		
			人	水道		戸		
	一般破損		棟	電話		回線		
			世帯	電気		戸		
			人	ガス		戸		
	床上浸水		棟	ブロック塀等		箇所		
			世帯					
			人					
床下浸水		棟	り 災 世 帯 数		世帯			
		世帯	り 災 者 数		人			
		人	火災発生		建物		件	
非住家	公共建物		棟	危険物		件		
	その他		棟	その他		件		

○県指定に基づく被害報告様式

PAGE

(様式3-4-2)

市町村被害状況票		市 町 村 名						
集計時 日 時	月 日 時 分 現在	市町村担当者名						
受信番号 (企画振興部)		受信者(企画振興部)						
受信日 時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他					
1 人的被害	死者	重傷	軽傷	行方不明				
2 物的被害 (棟)	全壊 床上浸水	半壊 床下浸水	一部破損 非住家床上	非住家床下				
3 火災(棟)	全焼	半焼	部分焼	火災発生件数				
4 被害概況								
5 道路								
6 橋梁								
7 河川								
8 崖崩れ								
9 電話								
10 電気								
11 ガス								
12 水道								
13 鉄道								
14 バス								
15 避難所								
16 へり関係								
17 教育								
18 農業								
19 応急対策								
20 その他								
21 応援要請					①消防(県内・緊消防) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他			
○要請内容(いつ、どこへ、何を、どの位、手段)								
連絡先(住所等)						電話		担当者
22 避難状況	①勧告 ②指示 ③自主							
	月 日 時 分	避難地域 避難先	世帯	人				
	月 日 時 分	避難地域 避難先	世帯	人				
送付先	①総合調整班 ②総務班 ③情報収集班 ④通信班 ⑤報道班 ⑥県民相談班 ⑦物資調達班 ⑧建築物・ガレキ対策班 ⑨その他(部 課)		受信者 日 時	氏名 平成 年 月 日 時 分				

※ 市町村 → 地方連絡本部(企画振興部) → 災害対策本部情報収集班

(様式3-4-5)

市町村災害対策本部等設置状況 職員参集状況票		市 町 村 名	
集 計 時 点	月 日 時 分 現在	市 町 村 担 当 者 名	
受信番号 (企画振興部)		受信者(企画振興部)	
受 信 日 時	月 日 時 分	受 信 方 法	電話 FAX その他
災害対策本部設置	設 置	平成 年 月 日 時 分	
	解 散	平成 年 月 日 時 分	
	設置場所	電話 FAX	
職 員 参 集 状 況		人	

※ 市町村 → 地域振興局企画振興部（集計） → 災害対策本部情報収集班

○「東海地震に関連する情報」発表時の状況報告様式

(様式4-3-1)

市町村職員参集状況

市町村名

担当者名

(年 月 日 : 現在)

集計時点 (○で囲む)

- ・注意情報 (第1・2・3報) 発表時点
- ・注意情報 (第1・2・3報) 発表後2時間経過時点
- ・警戒宣言発令時点
- ・警戒宣言発令後2時間経過時点
- ・警戒宣言発令後6時間経過時点

職員参集状況 (人)

※ 市町村 → 地方連絡本部 (地域振興局企画振興部)

地震防災応急対策実施等状況票

(第 報)

市 町 村 名 地 域 振 興 局 名		報告日時	平成 年 月 日 時 分
実施(集計)時点	注意情報発表 以後	実 施 (集計) 日 時	平成 年 月 日 時 分現在
	警戒宣言 発令以後		
1 人的被害			
2 物的被害(棟)			
3 火災(棟)			
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 へり関係			
17 教育			
18 農業			
19 市町村体制			
20 振興局体制			
21 その他			

※ 市町村本部 → 地方連絡本部 → 県本部

報告者

電話

F A X

様式3

市 町 村 名		救助活動の種類別実施状況		地域振興局健康福祉部名		
				報 告 年 月 日 ・ 時 刻		
				平 成 年 月 日 時 分		
救 助 の 種 類	救 助 の 内 容 等			救 助 の 種 類	救 助 の 内 容 等	
(1) 避難所の設置	①設置箇所数 (箇所)			(5) 死体の搜索	①搜索月日 月 日 時～ 月 日 時	
	②避難者数 (世帯 人)				②搜索対象	
(2) 炊き出しその他 食品の給与	③避難所別の内訳			(6) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	③搜索地域	
	(/ 世帯 人)				④搜索方法 (具体的)	
	(/ 世帯 人)			①処理月日 月 日 時～ 月 日 時		
	(/ 世帯 人)			②処理件数		
	(/ 世帯 人)			大人 (12歳以上) 体		
	(/ 世帯 人)			子供 (12歳未満) 体		
	(/ 世帯 人)			③検 案 者		
① 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)			(7) 埋 葬	④安置場所 () 体		
② 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)				() 体		
③ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)				() 体		
④ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)				①埋葬月日 月 日 時～ 月 日 時		
⑤ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)				②埋葬者数 人		
⑥ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)				①支給月日 月 日 時～ 月 日 時		
⑦ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)				②支給状況		
			中学生 人			
			小学生 人			
(3) 飲料水の供給	給水車～ 台 (月 日 ～ 月 日) 延 L			(9) 障害物の除去 (居宅内の)	①作業月日 月 日 時～ 月 日 時	
	ペットボトル～ 本 (月 日 ～ 月 日) 延 L				②作業箇所 箇所	
ろ過器～ 器 (月 日 ～ 月 日) 延 L			③作業方法			
(4) 災害を受けた者 の救出	①作業月日 月 日 時～ 月 日 時			(10) 家屋の応急修 理	①修理月日 月 日 時～ 月 日 時	
	②地 区 名				②修理家屋 箇所	
③救出人員 世帯 名			③修理方法			
④救出方法 (具体的)						

様式 4

被災世帯調査原票

市町村名 ()

調査責任者職氏名 印

立会人職氏名 印

整理番号No.

年 月 日現在

資料編

世帯主氏名		住所				避難先							
被害程度		全壊・全焼・流失・半焼・半壊・床上浸水・床下浸水・一部破損						状況					
応急救助を必要とする家族の状況	氏名	続柄	性別	年齢	職業	学校名・学年	死亡	行方不明	重傷	軽傷	妊娠	備考	
	1												
	2												
	3												
	4												
	5												
	6												
	7												
小計													
被害にあった住家		棟 (自家、借家)				被害にあった非住家		棟 (自家、借家)					
食料、家財等の滅失状況		①食料			②炊事用具			③被服類		④寝具類		⑤その他	
課税の状況	非課税 ・ 均等割 ・ 所得割						調査責任者の意見						
世帯類型	被保護 ・ 身障 ・ 老人 ・ 母子 (父子) ・ 要保護 ・ その他												
必要な救助	避難所 ・ 応急仮設住宅 ・ 炊き出し ・ 飲料水 ・ 被服寝具 ・ 医療 ・ 助産 ・ 救出 ・ 住宅応急修理用品 ・ 埋葬 ・ 死体搜索 ・ 死体処理 ・ 障害物除去 ・ 災害弔慰金等 ・ 災害援護資金 ・ その他 ()												

様式5

救助の種目別物資受払状況

市町村名 ()

救助の種目別	年 月 日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	要 受	払 残	備 考

注) 「救助の種目別欄」には、避難所用、炊出しその他による食品給与用、給水用機械器具・燃料・浄水用薬品・資材用、被服・寝具その他生活必需品用、医薬品衛生材料用、被災者救出用機械器具・燃料用、事務用燃料、消耗品用などを記入し、区分する。

様式6

避難所設置及び収容状況

市町村名 ()

避難所の名称	種 別	開 設 期 間	実人員	延人員	物 品 使 用 状 況		実支出額	備 考
					品 名	数 量		
	既存建物 屋外天幕	月 日 ~ 月 日						
計								

様式7

応急仮設住宅台帳

市町村名 ()

応急仮設 住宅番号	世 氏	帯 主 名	家 族 数	所 在 地	構 造 区 分	面 積	敷 地 区 分	着 工			竣 工			入 居 月 日	実 支 出 額	備 考
								月	日		月	日				
			人													
計		世帯														

様式8

炊き出し給与状況

市町村名 ()

炊き出し場 の名称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考		
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜					
計																	

様式 1 1

救 護 班 活 動 状 況

○ ○ 救護班
班長：医 師 氏 名 印

月 日	活動した 市町村名	診 療 状 況		死 体 検 案 数	活動に伴い故障、破損した器具・器材の修繕費	備 考
		患者数	措 置 の 概 要			
		人		人	円	
計						

様式 1 2

病院診療所医療実施状況

市町村名 ()

診 療 患 者 機 関 名 氏 名	診 療 期 間 月 日	診 療 区 分		診 療 報 酬 点 数		金 額 円	備 考
		入 院 通 院	入 院 通 院	入 院 通 院	入 院 通 院		
計		機関					

様式 19

死 体 処 理 台 帳

市町村名 ()

処 理 年月日	死体発見 の日時及 び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理 費			死体 の 一 時 保 存 費	検 案 料	実 支 出 額
			氏 名	続 柄	品 名	数 量	金 額			
計		人								

様式 20

障 害 物 の 除 去 状 況

市町村名 ()

住 家 被 害 程 度 分 区	氏 名	除 去 に 要 し た 期 間	実 支 出 額	除 去 に 要 す べ き 状 態 の 概 要	備 考
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
計	半壊・焼 床上浸水	世帯 世帯			

○自衛隊災害派遣要請依頼書

平成26年10月19日

山梨県知事 殿

発 信 者 名 鳴沢村長 小林 優
(鳴沢村災害対策本部長)

自衛隊の災害派遣要請について (依頼)

このことについて、自衛隊の災害派遣を要請します。

- 1 災害の情况及び派遣要請をする事由
 - (1) 災害の状況 (特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする)
富士山噴火警戒レベル5
 - (2) 派遣を要請する事由
富士山噴火警戒レベル5の段階だが、鳴沢村第1次避難ゾーン内「ふじてんスノーリゾート」にて
残留者が残されているとの情報が村役場にきたため。(残留者 7名)
- 2 派遣を希望する期間
自 平成26年10月19日
至 平成26年10月19日
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域 鳴沢村
 - (2) 活動内容
残留者の救出
- 4 要請日時
平成26年10月19日 午前9時20分
- 5 その他参考となるべき事項
 - (1) 連絡場所及び連絡責任者
 - ・
 - ・
 - ・

○消防防災航空隊出場要請書

直通電話 (0555) 85—2311

F A X (0555) 85—2461

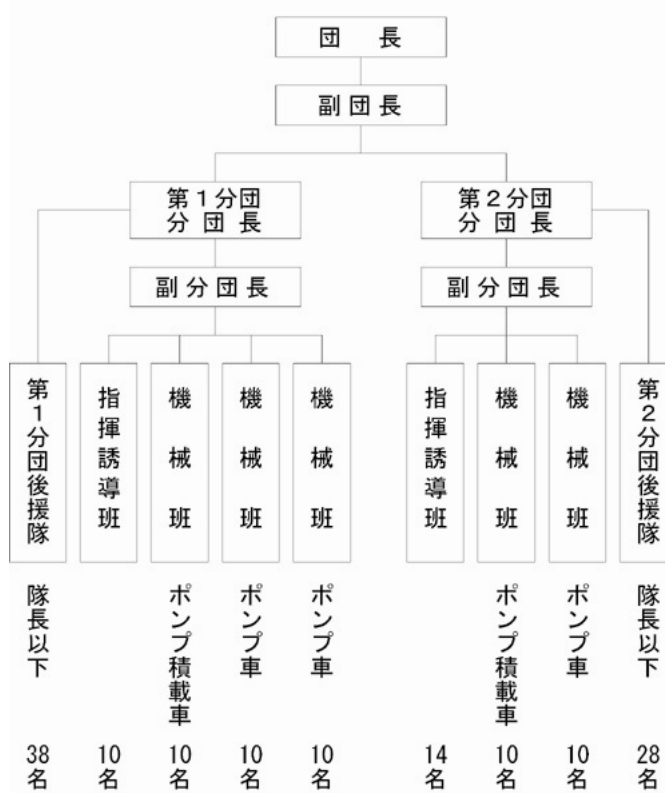
1	要請団体	発信者					
2	災害種別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災	(4) 自然災害		
3	要請内容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火	(4) 偵察	(5) 物資輸送	
4	発生場所 目標	(市・町・村) 目標					
5	発生日時	年	月	日	曜日	時	分頃
6	事故概要又は 災害概要						
7	気象 (災害現場)	天候 視界	風向 m	風速 (m/s	気温 警報・注意報	℃
8	必要資機材						
9	出場先 臨着場	場所 目標(名称)	(市・町 村)			番地	病院
10	搬送先 臨着場	場所 目標(名称)	(市・町 村)			番地	病院
11	傷病者等	住所 氏名	生年月日	年	月	日	歳
		傷病名	程 度	重・中・軽		男・女	
12	現地搭乗者	(有・無)	職名	氏名			
13	地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(全国波・県内波) コールサイン					
14	他の航空機の 活動要請	(有・無)	機関名	機数		機	
15	要請日時	年	月	日	曜日	時	分
※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。							
1	航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(全国波・県内波) コールサイン					
2	到着予定時間	年	月	日	曜日	時	分
3	活動予定時間	時間		分			
※その他の特記事項							
			受信者				

○放送要請様式

甲 鳴沢村長
 乙 日本放送協会甲府放送局長
 株式会社 山梨放送社長
 株式会社 テレビ山梨社長
 株式会社 エフエム富士社長

放送要請について（放送局あて）			
殿		年 月 日 鳴 沢 村 長	
災害対策基本法第57条の規定に基づき、次のとおり放送を要請します。			
1	要 請 先	NHK・YBS・UTY・FM富士	
2	緊急警報信号の要否	要・否	
3	要請理由	(1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため (2) 災害時の混乱を防止するため (3) (4)	
4	放送希望日時	(1) 直ちに (2) 月 日 時 分	
5	放送事項	(1) 別紙のとおり	
受 信 者		発 信 者	

鳴沢村消防団現勢表（定員80名）



○鳴沢村で想定される東海地震被害

第1 調査の前提

1 目的

平成12年に中央防災会議（内閣府）から、新たな東海地震の想定震源域が示されたことを機に、県は東海地震被害調査を実施し、「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」にまとめ、公表した。

ここでは、本村の地震防災対策に資する基礎資料とするために、本村に関係する部分を引用した。

2 想定ケース

被害の様相が異なることが想定される代表的な季節、時間帯を前提条件として想定した。

- 想定地震：東海地震（マグニチュード8.0、地震動計算には最も山梨県に被害を及ぼすことが想定される地震の発生パターン「D1」モデル（中央防災会議）を採用）
- 地震発生時刻：①冬の朝5時（阪神・淡路大震災と同様のケースで、建物被害の影響が最も大きいと思われるケース）②春秋の昼12時（関東大震災と同様のケース）③冬の夕方18時（火災の影響が大きいと思われるケース）を想定した。
- 予知について：地震発生時刻①～③のそれぞれについて、地震予知情報がなく、突発で発生した場合と、地震予知情報により警戒宣言が発令された場合についても想定を行った。

第2 想定結果

1 地震動・液状化

地震動については、村のほぼ全域で震度6弱、一部地区で震度6強、震度5強が想定されている。液状化危険度については、北部の一部地域で危険度（極小）とされている。

2 斜面崩壊

斜面崩壊危険度

本村の危険箇所のうち13箇所が「危険性が高い」、7箇所が「危険性がある」、1箇所が「危険性が低い」と想定されている。

	ランクA (危険性が高い)	ランクB (危険性がある)	ランクC (危険性が低い)	計
急傾斜地崩壊危険箇所	13箇所	7箇所	1箇所	21箇所

3 建物被害

本村では、液状化の危険性が指摘されているものの、地震動がおおむね震度6弱と大きく想定されているため、建物被害のほとんどは揺れそのものに伴うものである。また被災した建物の大半が木造建築となっている。

(1) 揺れ・液状化による被害棟数

建物区分	棟数 (棟)						被災率 (%)					
	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
全壊	124	2	5	6	2	139	4.2	1.2	5.2	4.5	15.4	4.2
半壊	520	9	10	8	6	553	17.7	5.3	10.4	6.0	46.2	16.5
大破	29	1	2	3	0	35	1.0	0.6	2.1	2.2	0.0	1.0
中破	77	3	4	5	1	90	2.6	1.8	4.2	3.7	7.7	2.7

(2) 揺れによる被害棟数

建物区分	棟数 (棟)						被災率 (%)					
	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
全壊	124	2	5	6	2	139	4.2	1.2	5.2	4.5	15.4	4.2
半壊	520	9	10	8	6	553	17.7	5.3	10.4	6.0	46.2	16.5
大破	76	3	6	7	5	97	0.8	0.4	0.6	1.0	0.7	0.8
中破	77	3	4	5	1	90	2.6	1.8	4.2	3.7	7.7	2.7

(3) 液状化による被害棟数

建物区分	棟数 (棟)						被災率 (%)					
	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
全壊 (=大破)	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
半壊 (=中破)	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注) 被災率は、本村における建物棟数の合計によって算出した。

建築年代別の建物棟数

	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計
1950年以前	659	49	34	49	11	784
1950～70年	45				1	64
1971～81年	514	16	9	27	0	566
1982年以降	1,713	104	53	58	1	1,929
合計	2,931	169	96	134	13	3,343

※年代不明は1950年以前に含めた。

(4) 対策時の揺れによる全壊棟数

対策効果として、ここでは、全ての建物が耐震補強・建替えがなされ、新耐震基準並みの強度を持つようになった場合を想定し、揺れによる全壊棟数の低減効果を見ることとした。

対策効果を考慮した場合の揺れによる全壊棟数は次のとおりである。

対策時の全壊棟数（棟）						対策による全壊棟数の低減率（％）					
木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
27	1	1	3	0	32	22	50	20	50	0	23

このように全体としては、全壊棟数は対策前の23%にまで減少する。建物の耐震対策は一朝一夕には進まないが、着実に耐震化を実施することで大きく被害を軽減することができることを示唆している。

4 火災

春秋12時に地震が発生した場合には、昼時で調理用の器具が多く利用されている時間帯であるため1件の出火が想定され、うち1件が炎上するが、これらは全て消火され、5棟が消失するものと想定されている。

冬18時は暖房器具が利用される冬期で、かつ最も調理器具が利用される時間帯であるため出火件数は2件と最も多く、うち1件が炎上し、5棟が消失するものと想定されている。

また、東海地震の予知ありの場合については、火気器具や電熱器具等の使用が差し控えられるため、出火する可能性が極めて低いものと想定されている。

	全出火件数 (件)	炎上出火件数		消火件数 (件)	焼失棟数 (棟)
		木造	非木造		
冬5時	0	0	0	0	0
春秋12時	1	1	0	1	5
冬18時	2	1	0	1	5
予知あり	0	0	0	0	0

5 ライフライン被害

(1) 上水道施設

ア 物的被害

上水道施設における被害の想定結果は次のとおりである。

配水管被害は、9.8箇所（0.25箇所/km）で発生すると想定される。

配水管延長 (km)	被害箇所数 (箇所)	被害率 (箇所/km)
39.8	9.8	0.25

イ 機能支障

上水道における機能支障（断水）は、発生直後の断水戸数は約598戸（約68.9%）と村の約7割の世帯で断水が想定される。

需要家数 (戸)	断水率 (%)				断水需要家数 (戸)			
	直後	1日後	2日後	1週間後	直後	1日後	2日後	1週間後
868	68.9	38.7	37.5	7.0	598	336	325	61

ウ 復旧日数

全県的な復旧には約1ヶ月を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1ヵ月

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

(2) LPガス

LPガスの要点検需要家数（建物被害による使用不能も含む。）は、約177戸と想定される。

LPガスは主に建物が全半壊することによって点検を要する被害が発生するため、建物被害と似た傾向となっている。

ア 機能支障

LPガス需要家数	要点検需要家数	LPガス機能支障率
856戸	177戸	20.7%

注：全世帯数から都市ガス需要家数を差し引いたものをLPガス需要家数とした。

イ 復旧日数

復旧は都市ガスに比べると早く、全県的な復旧日数は約1～2週間と想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1～2週間

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

(3) 電力施設

ア 物的被害

電力施設における物的被害は地中配電線約0.0km（約0.24%）、電柱約3基（0.44%）、架空配電線約0.0km（約0.18%）と想定される。

地中配電線			電柱			架空配電線		
地中配電線 延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)	電柱基数 (基)	被害基数 (基)	被害率 (%)	架空配電線 延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)
1.1	0.0	0.24	786	3	0.44	23.7	0.0	0.18

イ 機能支障

電力施設における機能支障（停電）は約665戸（約47.8%）と想定される。

需要家契約口数 (口)	停電率 (%)	停電需要家契約口数 (口)
1,391	47.8	665

注：需要家契約口数は、全県における一般家庭需要家契約口数（平成16年2月末現在）をもとに、世帯数により市町村毎に配分した。

ウ 復旧日数

復旧は他のライフラインに比べ早く、全県的な復旧日数は約5日程度と想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約5日

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

(4) 電話通信

ア 一般電話

(ア) 物的被害

一般電話における物的被害の想定結果は、地中ケーブル約0.0km（約0.24%）、電柱約5.1本（約0.44%）、架空ケーブル約0.0km（約0.18%）と想定される。一般電話施設における物的被害等による通話機能支障の想定結果は次のとおりであるが、これ以外に輻輳の問題があり、一般電話は数日間かかりにくい状況になると考えられる。

地中ケーブル			電柱			架空ケーブル		
地中ケーブル 延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)	電柱本数 (本)	被害本数 (本)	被害率 (%)	架空ケーブル 延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)
6.1	0.0	0.24	1,159	5.1	0.44	25.0	0.0	0.18

注1：電話通信設備量は、平成15年3月末現在

注2：電柱本数は、N T T交換ビル別電柱本数をもとに市町村別値を推定

(イ) 機能支障

通話機能支障件数は、約61件（約5.3%）と想定される。

加入件数（件）	通話機能支障率（%）	通話機能支障件数（件）
1,156	5.3	61

注：加入件数は、全県における加入件数（平成15年3月末現在）をもとに、世帯数により市町村毎に配分した。

(ウ) 復旧日数

全県的な復旧には約1週間を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1週間

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

イ 携帯電話

携帯電話の契約口数は、年々増加傾向にあるが、設備としては、十分な耐震性を有している建物に基地局を設置していることから基地局そのものが被害を受ける可能性は少ないと考えられる（仮に被災した場合でも、複数の無線基地局でエリアをカバーしていることから、1施設程度の被害では大きな影響には至らないと想定される。また、支障が発生した場合でも3日以内程度で可搬式基地局を設置し機能回復を図ることも可能と考えられる。）。携帯電話は無線と有線の併用による通信システムであることから、一般電話と比較した場合、地震による影響は受けにくいシステムではあるが、完全な無線通信ではないことから基地局と交換機を結ぶケーブルの被害等が想定される。また、一時に通話が集中すれば、基地局のチャンネル数が不足し輻輳が発生する。

阪神・淡路大震災、芸予地震、新潟県中越地震等過去の事例から判断しても、携帯電話は一般電話と同様に激しい輻輳により利用が困難となる状況が考えられる。しかし、NTT東日本による災害伝言ダイヤル（171）やNTTドコモ、auによる災害伝言板サービス等の運用は災害時において安否情報の確認などに大きな効果を発揮すると考えられる。

6 交通施設等被害

(1) 道路施設

緊急輸送道路指定路線について、揺れ、液状化、斜面崩壊による通行機能支障を想定した。

村内の緊急輸送道路指定路線である国道139号及び富士スバルラインについては、ランクA及びランクBと想定されており、村内の一部区間にランクAが存在するため、緊急輸送に大きな支障が発生するものと想定される。

道路の利用可能想定結果に関するランク分類

影響度ランク	意味
AA	極めて大規模な被害が発生する可能性があり、復旧にも長期間を要し、緊急輸送にも重大な影響が発生する可能性がある区間

A	大規模な被害が発生する可能性がある区間、あるいはかなりの確率で緊急輸送に大きな支障が発生すると想定される区間
B	軽微な被害が発生する可能性がある区間、あるいはまれに被害が発生する可能性がある区間
C	被害が発生する可能性がほとんどない区間

7 人的被害

(1) 死傷者

最大ケースの建物被害による死傷（朝5時、予知なしの場合）では、死者約8人、重傷者約4人、軽傷者約38人と想定され、死傷の要因としては、次いで火災、斜面崩壊の順となっている。

また、予知があった場合、死傷者が減少し、予知によって事前の的確な行動がとれることで被害を低減することができる。

ア 建物被害、火災、斜面崩壊による死傷 (単位：人)

		5 時			12 時			18 時		
		死 者	重 傷 者	軽 傷 者	死 者	重 傷 者	軽 傷 者	死 者	重 傷 者	軽 傷 者
建物被害	予知なし	8	4	38	4	4	33	4	3	31
	予知あり	3	2	15	1	1	13	1	1	12
火 災	予知なし	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	予知あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
斜面崩壊	予知なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	予知あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	予知なし	8	4	38	5	5	34	5	4	32
	予知あり	3	2	15	1	1	13	1	1	12

イ 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の人的被害を試算した。

- ・ 建物の耐震補強・建替えによる耐震化
- ・ 斜面の対策工の実施
- ・ 家具転倒防止器具の設置

上記対策を実施することで、人的被害を対策前と比べ低減することが可能である。

建物や斜面の耐震化はすぐに進むものではないが、家具転倒防止等比較的簡単にできる対策を実施すれば、被害を低減することができる。

	5 時			12 時			18 時		
	死 者	重 傷 者	軽 傷 者	死 者	重 傷 者	軽 傷 者	死 者	重 傷 者	軽 傷 者
予 知 な し	1	1	9	2	2	8	2	2	8
予 知 あ り	1	1	3	1	1	3	1	1	3

(2) 要救助者

死傷者とほぼ同様の傾向にあり、最大ケースの（朝5時、予知なしの場合）要救助者数は約14人と想定され、また、予知ありの場合では約6人と想定される。

朝5時において要救助者が最も多く、昼間の時間帯は非木造建物での要救需要も高くなる。非木造建物の救助活動は、木造建物に比べると救助困難性が増すため、昼間には夜間に比べて全体の要救助者数は減少するが、非木造住宅を中心に困難性は増す可能性がある。また、発災初期段階での地域住民による救助活動は生存率を高める効果が高く、木造建物での救助事象を中心に共助活動が望まれる。多くの住民が協力して活動することで、生存率の高い発災後の数時間に多くの生き埋め者を救助することが可能である。

ア 要救助者数想定結果

(単位：人)

	5 時			12 時			18 時		
	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計
予知なし	12	2	14	5	6	11	5	5	10
予知あり	5	1	6	2	2	4	2	2	4

イ 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の要救助者数を試算した。

- ・建物の耐震補強・建替えによる耐震化
- ・斜面の対策工の実施

上記対策を実施することで、要救助者を低減することが可能である

(単位：人)

	5 時			12 時			18 時		
	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計
予知なし	3	1	4	1	2	3	1	2	3
予知あり	1	1	2	1	1	2	1	1	2

8 生活支障

(1) 滞留旅客・帰宅困難者

交通機関が停止した場合における観光客を対象とした滞留旅客・帰宅困難者数の想定結果は次のとおりである。本村では県の想定する「富士北麓・東部圏域」内の5件の観光地区区分から「富士山5合目」「富士吉田・河口湖・三つ峠周辺」を対象に検討するものとする。

8月は1年の中でも観光客が多い時期であり、大規模地震が発生した場合の滞留旅客・帰宅困難者数も多く発生する。昼間発災の場合約5,195人、夜間の場合でも約11,597人が滞留すると想定される。

富士北麓・東部地域（富士山5合目）

（単位：人）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
昼間（10時～18時）	437	175	528	1,556	2,761	2,256	5,175	5,195	2,980	2,941	1,632	541

※富士山5合目では夜間（18時～翌10時）の滞留旅客・帰宅困難者数は想定されていない。

富士北麓・東部地域（富士吉田・河口湖・三つ峠周辺）

（単位：人）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
昼間（10時～18時）	5,928	4,215	5,663	6,312	7,659	8,639	9,906	18,162	7,134	6,415	9,407	4,843
夜間（18時～翌10時）	3,864	3,871	5,910	5,246	5,892	4,394	6,892	11,597	6,125	5,252	5,451	3,807

(2) 医療機能支障

東海地震が発生した場合、震源に近いこと、峡南医療圏や本村の属する富士北麓医療圏では、他医療圏に比べ多くの死者・重傷者が発生するため、現状の医療体制では対応が困難となる可能性があり、他医療圏への搬送が必要となるが、県全体としても手術・入院を要するような重症患者対応は困難となり、東京都など県外へ搬送する必要性が生じる。また、外来患者対応においても、対応が困難となる可能性がある。

ア 医療需給過不足数（要転院患者数含む。）

（単位：人）

対応可能入院重傷患者数	要転院患者数	重傷者数＋病院死者数（5時）	対応可能外来患者数	軽傷者数（5時）	医療需給過不足数		患者受入倍率	
					入院患者対応	外来対応	入院患者対応	外来対応
0	0	12	0	38	-12	-38	-	-

注1：要転院患者数の想定の前提

- 被災した医療機関における入院患者のうち、高度な治療を要する転院の必要な患者の割合を50%とする。残り50%は病院のスペースや施設外で対応すると仮定
- 医療機関の施設も地域内の他の建築物と同比率で被害を受けると仮定（RC造建物被害率と同じとした。）
- 当該地区の焼失棟数率と同率の被害を受けると仮定
- ライフライン機能低下による医療機能低下としては、断水（あるいは停電）した場合、震度6強以上地域では医療機能の60%がダウンし、それ以外の地域では30%がダウンすると仮定

注2：医療需給過不足数の想定の前提

- 発生患者は負傷者発生市町村の医療機関で対応するものとした。
- 要転院患者数の想定と同様の考え方で、医療機関の建物被害やライフライン機能低下による医療低下率を仮定した。
- 医療機関側の医療供給量は、重傷者の場合は一般病床数、軽傷者の場合は平常時の外来患者数をもとにした。
- 重傷者対応の場合の需要発生数は重傷者数＋医療機関での死者数とした（医療機関での死者は阪神・淡路大震災では全死者数の10%であったが、ここでは安全側に考え100%とした。）。
- 震後の新規外来需要発生数は軽傷者数とした。

- ・死傷者数は地震が冬5時に発生した場合のものを用いた。ただ、時間帯が夜間等になると、医師等が参集困難となる状況が考えられるが、本想定では医師等スタッフがいる状況下を前提としている。

(3) 住機能支障

自宅建物被害やライフライン機能支障等によって、避難所生活及び避難所外生活を強いられる住居制約者数は、発災1日後で約459人（約138世帯）、1週間後で約264人（約80世帯）、1ヶ月後で約73人（約23世帯）と想定される。

また、発災1ヶ月以降の応急仮設住宅需要は約36戸と想定される。

ア 短期的住機能支障

(ア) 短期的住機能支障想定結果

(単位：上段（人）下段（世帯）)

	避難所生活者数				避難所外避難者数				住居制約者数（合計）			
	大破・ 焼失	中破	ライフ ライン 被害	計	大破・ 焼失	中破	ライフ ライン 被害	計	大破・ 焼失	中破	ライフ ライン 被害	計
発災1日 後	22 (7)	25 (8)	251 (75)	298 (90)	12 (4)	14 (4)	135 (40)	161 (48)	34 (11)	39 (12)	386 (115)	459 (138)
〃 1週間 後	22 (7)	25 (8)	124 (37)	171 (52)	12 (4)	14 (4)	67 (20)	93 (28)	34 (11)	39 (12)	191 (57)	264 (80)
〃 1ヶ月 後	22 (7)	25 (8)	0 (0)	47 (15)	12 (4)	14 (4)	0 (0)	26 (8)	34 (11)	39 (12)	0 (0)	73 (23)

(イ) 避難所収容人数と想定した避難所生活者数との比較

(単位：人)

避難所収 容人数	避難所人口 (1日後)	避難所人口 (1週間後)	避難所人口 (1ヶ月後)	収容人数－避難所人口			避難所人口／収容人数		
				1日後	1週間 後	1ヶ月 後	1日後	1週間 後	1ヶ月 後
1,581	298	171	47	1,283	1,410	1,534	0.19	0.11	0.03

(ウ) 避難所収容人数と想定した住居制約者数との比較

(単位：人)

避難所収 容人数	住居制約者数 (1日後)	住居制約者数 (1週間後)	住居制約者数 (1ヶ月後)	収容人数－住居制約者数			住居制約者数／収容人数		
				1日後	1週間 後	1ヶ月 後	1日後	1週間 後	1ヶ月 後
1,581	459	264	73	1,122	1,317	1,508	0.29	0.17	0.05

イ 中長期的住機能支障

(単位：世帯)

中期的住機能支障	長期的住機能支障			
応急仮設住宅	公営住宅入居	民間賃貸住宅入居	持家購入・建替	自宅改修・修理
36	23	3	6	1

ウ 食料・飲料水需要量

食料需要量については、前記(3)アの表の住居制約者数（避難所生活者数＋避難所外生活者数）＝食料需要者数と考えて、1人1日3食×3日間を前提とし、1日当たりの需要量を算出した。本村では発災後1日分の食料として、1,377食が必要となる。

飲料水については、本村では発災当日で6トンの不足が生じると想定されている。

食料	飲料水		
給食需要量[直後数日] (1日当たり食分)	当日	2日目	3日目
1,377	-6	-3	-3

注：飲料水過不足量の想定的前提

- ・給水の対象は断水地域の人口とした。
- ・給水必要量は3日目までは1人1日当たり3リットルとした。
- ・飲料水の供給量は市町村による応急給水量とした。市町村による供給量は、配水池の貯水量を上限とし、1日当たりの供給量は各市町村別の給水車及び給水タンク、貯水のう・ポリタンクによる1日の水輸送可能量（1日5回の輸送を想定）とした。

(4) 清掃・衛生支障

ア 仮設トイレ需要量

多くの住居制約者が発生した地域を中心に仮設トイレ需要が発生し、本村では発災1日後に1基、1週間後に1基の仮設トイレの需要が発生するものとされている。

なお、全県的には仮設トイレの需要に対応できるだけの仮設トイレ備蓄があるため、不足する市町村への備蓄トイレや連絡トイレの輸送を実施し賄うことが可能であるが、仮設トイレを設置した場合、汚物回収が混乱する可能性があり、対策を講じる必要がある。

1日後	1週間後
1基	1基

イ 住宅・建築物系の瓦礫

建物の倒壊や焼失による被害等によって住宅・建築物系の瓦礫や公益公共系の瓦礫が発生する。住宅・建築物系の瓦礫量は約12,800トン（16,300m³）と想定される。

合計	木造被害による	非木造被害による	焼失による
12,800トン (16,300m ³)	6,300トン (12,000m ³)	6,400トン (4,100m ³)	100トン (200m ³)

第3 想定結果に基づく本村の取り組み

想定結果により、東海地震が発生した場合には、震度6弱程度の揺れが発生し、約24%の建物が全壊又は半壊等の被害にあい、人的被害も最大ケースで、約8人の死者、約4人の重傷者、約38人の軽傷者が発生する。こうした被害を少しでも軽減するために、村は防災活動拠点となる公共施設の耐震化に努めるとともに、住民に対する住居耐震化の必要性の周知徹底、火災の延焼を食い止めるための消防力の強化等に努めるものとする。

また、地震発生後の停電、断水等に備え、日頃から物資や資機材等の備蓄に努めるものとする。

〔活動火山対策特別措置法関係〕

○避難促進施設一覧

名 称	所 在 地
富士急雲上閣	鳴沢村 8 5 4 5 - 1
ふじてんスノーリゾート	鳴沢村 8 5 4 5 - 1
五合園レストハウス	鳴沢村 8 5 4 5 - 1
五合目休憩所	鳴沢村 8 5 4 5 - 1
奥庭荘	鳴沢村 8 5 4 5 - 1
大沢休憩舎・売店	鳴沢村 8 5 4 5 - 1
富士急山梨バス(株)	鳴沢村 8 5 4 5 - 1
森の家 久野屋	鳴沢村 7 2 1 6
富士レイクサイドカントリー倶楽部	鳴沢村 8 5 4 5 - 6
鳴沢ゴルフ倶楽部	鳴沢村 5 2 2 4
なるさわ富士山博物館	鳴沢村 8 5 3 2 - 6 4
フォレスト鳴沢ゴルフ&カントリークラブ	鳴沢村 7 3 2 8 - 4 1
富士赤松ゴルフコース	鳴沢村 7 2 4 6
富士眺望の湯 ゆらり	鳴沢村 8 5 3 2 - 5
道の駅なるさわ(物産館・軽食堂)	鳴沢村 8 5 3 2 - 6 3
富士緑の休暇村	鳴沢村 8 5 3 2 - 5
じらごんの富士の館	鳴沢村 8 5 3 2 - 2 7 4
共立女子学園研修センター河口湖寮	鳴沢村 8 5 3 2 - 5 6
鳴沢氷穴	鳴沢村 8 5 3 3
富士満願ビレッジファミリーキャンプ場	鳴沢村 5 1 6 3 - 1
フォレストアドベンチャー・フジ	鳴沢村 8 5 4 5 - 1
特別養護老人ホーム 富士山荘	鳴沢村 5 0 6 1

〔水防法及び土砂災害防止法関係〕

○土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧

名 称	所 在 地
鳴沢村総合センター（中央公民館）	鳴沢村 1 4 5 1 - 2 1
メディホス河口湖	鳴沢村 2 3 5 7 - 1